

秋 田 県 公 文 書 館

研 究 紀 要

第 三 号

【論文】

- 「秋田藩家蔵文書」の成立の過程……………伊 藤 勝 美… 1
秋田県布達集について……………佐 藤 隆… 17
記録史料の展示に関する一試論……………柴 田 知 彰… 39

【史料紹介】

- 上松廣次氏所蔵文書……………煙 山 英 俊… 71

【報告】

- 閲覧制限アンケートの回答結果分析……………公 文 書 課… 85

【集報】

平 成 9 年 3 月

「秋田藩家蔵文書」の成立の過程

伊藤 勝美

はじめに

一 元禄・宝永期

二 明和と寛政期

三 文化期以降

おわりに

はじめに

いわゆる「秋田藩家蔵文書」の編纂・成立の過程については、『秋田縣史』の記述をうけて、市村高男氏・根岸茂夫氏により詳細な検討がなされている。こうした先学の研究成果によれば、現在秋田県公文書館（以下、公文書館と略称）所蔵となっている「秋田藩家蔵文書」の編纂・成立の過程は以下のように要約できる。

三代藩主佐竹義旭の時代、「佐竹家譜」の編纂を進める過程で所蔵史料の提出が命じられた。元禄九年の文書提出命令を受けて、秋

田藩士はそれぞれの相伝文書・記録・系図などとともに、覚書（出文書のリスト）を文書所に提出した。文書所では提出された諸史料の臨写・編纂を行うとともに、真偽の鑑定・相伝の正統性を審議し、提出者に「青印状」を添えて原本を返却した。その際、偽文書・他家伝来の文書は召上られたものもある。その後、明和・文化期に追加・増補が行われて「六十一冊」となった。

ところで、この「六十一冊」は秋田藩内ではどのようなまとまりとして認識されていたのであろうか。筆者は先に「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程をたどる際に、「御蔵書目録」（整理記号・番号 A〇〇・九一一）に注目した。この目録は、秋田藩の記録方右筆の調査により、天保三年にその原型が成立したものである。公文書館所蔵の「秋田藩家蔵文書」六十一冊（A三八〇―六九一―六六一）に対応すると考えられる資料は、この目録では「三部下」に分類されている（表1参照）。

「三部下」に記録された各史料は、編纂年代を念頭に置いて配列

されたものと考えられる。表1の1～9は元禄・宝永期、14～17は明和・寛政期、18は文化期以降に成立したと推測される。これを現在公文書館で使用している整理記号・番号で示せば、以下のようになろう。

元禄・宝永期 A二八〇～二八九、二九〇～二九六、

五七〇～五九〇(四十六冊)

明和・寛政期 A二八〇～二八九、二九〇～二九六、

五三〇～五六一(十一冊)

文化期以降 A二八〇～二八九、二九〇～二九六、

本稿では、この三期に作成された史料のうち、特に文書提出命令と「青印状」を念頭に置いて、「秋田藩家藏文書」の編纂・成立の過程について検討する。なお以下では、「秋田藩家藏文書」一(A二八〇～二八九)は、「家藏文書」一のように略記する。

一 元禄・宝永期

元禄期の修史事業の開始を告げるものとして、元禄九年の文書提出命令(史料1)はよく知られている。史料1は「国典類抄」前篇嘉部三八(A.S.二〇九～一七五～三八)所収「御文書取纏」の元禄九年十二月十四日条(出典「山方太郎左衛門泰純処持被 仰渡扣」)に記録されたものである。「一」の上の算用数字は、便宜上筆者が付したものである。史料2も同様。

文面には「子八月」とあるが、元禄九年十二月六日条(出典「疋田斎定綱処持田崎治左衛門秀満日記」)の「此度從江戸被 仰付、御家中諸士系図・証文写差上可申由」という記事とあわせて、この命令は元禄九年十二月に藩内に伝えられたものと考えられる。

史料2は、秋田県立秋田図書館時代に「御文書御改に付御文書処覚」(A〇二八八～四)という史料名で整理されている。大館佐竹家旧藏文書をおさめた「佐竹文庫目録」式に「元禄年間」のものとして記されている。ほぼ同内容のものが「国典類抄」におさめられており、元禄十年に出されたものであることがわかる。

史料1

覚

1 一御当家御系図之写、古来より持来又ハ新規ニ写致処持候者ハ、本書ニ而成共写ニ而成共可被差出候、一覽之上其主江可被返置候事

2 一自分之系図、在来候通写ニ而可被差出候、御記録之末ニ書載らるへき事

3 一綸旨・院宣・令旨并御教書・御下文・御感状・御証文・御書又ハ古キ書状等処持仕候者ハ、写候而可被差上候、自然焼矢又ハ粉失等ニ而、写斗処持之面々も可有之、左候ハ、中伝之通書付、可被差出候事

4 一御当家之 御先祖

新羅三郎義光公以来古き覚書、如何様成怪と存候書物成共、致

表1 「御藏書目録」乾（A O 0 29— 1— 1）三部下に記録された史料

通番	史料名	冊数	備考
1	寺社文書	2	A280—69—58、59
2	家藏文書	26	A280—69—2～26、29
3	城下諸士文書	13	A280—69—40～52
4	近進以下文書	1	A280—69—57
5	城下並在京諸士家藏文書	1	A280—69—36
6	諏訪棟札写	1	A175 20
7	城下陪臣文書	1	A280—69—27
8	城下庶民文書	1	A280—69—28
9	文書目録	1	A280—69—1
10	御旗本・在々諸士系図（伊呂波寄）	25	A288.2—590—1～25
11	横手給人高屋五兵衛所藏古書写	1	県A149
12	諸家倍（陪）臣記録	1	A288.3—35
13	倍（陪）臣系図（川崎嘉右衛門・福地三太郎清書）	2	A288.2—590—28、29
14	寛政以来新出家藏文書	6	A280—69—30～35
15	同城下諸士家藏文書	4	A280—69—53～56
16	同一国社神主大友正木家藏文書	1	A280—69—39
17	近進並以下諸民文書	1	県A150
18	文化新出御旗本家藏文書	1	A280—69—38
19	御旗本並御家中小旗帳	1	
20	幕紋帳	1	県A130
21	御判鑑並御家老印・花押	1	A280—72—3
22	花押藪（文政六年撰之）	1	A280—71—1
23	同（駒木根吉左衛門於江戸写之）	1	
24	土屋氏文書写	1	県A147
25	御家中小旗帳	1	県A129

註、「御藏書目録」では「一、寺社文書 二冊」のように記されている。

原本にはないが通番を付した。備考欄には公文書館所蔵資料に対応すると思われるものについて、現在使用中の整理記号・番号を記した。

処持候者ハ、本書成共写ニ而成共、虚実之構なく在米候通ニ書付、可被差出候事

5 先祖之軍忠・武功、或ハ戦死或ハ忠死等之品々、覚書勿論、嘶伝・語伝之通、虚実之構なく書付、可被差出候事

6 面々先祖之興廢、申伝・咄伝たり共書付可被差出、覚書等ハ勿論、写ニ致可被差出候事

7 御当家之故実又ハ古戦之御勝負等之義、古老之申伝又ハ自分之覚書・咄伝・申伝たり共、可被差出候事

8 古キ日記・覚書等之様成事長キ書物ハ、写候而ハ手間取尺行申間敷候間、其俣ニ而可被差出候、左候ハ、御用ニ入候事ハ書拔、本書ハ其主へ可被相返、元來本書差上候様ニ可被 仰付候へ共、自然紛失等之氣遣も可有之哉と、写候而指上候様被 仰

出候、写ニ而成共本書ニ而成共、其分は勝手次第ニ可被致事

9 他家より 御当家江被參候衆中、如何様之義ニ而被罷越候哉、申伝相知候通委細ニ書付、可被差出候事

10 御当家ニ対し敵対又ハ先祖逆心・謀反等之義、申伝・咄伝之通も無遠慮可被書出候事

11 組下在之面々、此御書付写候而相渡、書上候様ニ可被申渡事

12 陪臣等にも、御附人之子孫・武勇之子孫・御当家ニ不限由緒在之面々、申伝・咄伝之通其主人相尋、委細ニ可被差出候事

13 天徳寺・宝鏡院・六供之寺院・一乗院・金乗院・東清寺其外へも可相尋事

14 御当家之御軍法之書并御弓法之書等持伝候もの、粗有之様ニ相聞得候、左候ハ、本書ニ而成共写ニ而成共、勝手次第可被差出候、実録たるニおゐてハ御信用可任事

15 御当家江他処より參候御書等致処持候者、可被差上候

16 計策之書又ハ他家ニ而取扱候書状成共致処持候ハ、写候而差上可申候、其外仮令 御当家ニ而無用成書物等ニ而も、持伝候分写候而可被差出候

17 幼少之者ハ書物以下見分離キ者可在之候、左候ハ、親類・縁者之者ニ相談為致見分、申伝・咄伝をも書付、可被差出候

18 在江戸又ハ遠方へ罷越候者共、書付差出候義不能成者可有之候、左様之者共ハ 公用相濟以後、心静ニ覚書等をも仕候而可被差出候、左候ハ、其断を役人共へ可申達候、仮令在合候者之内

ニも、覚書写抔仕候ニハ口数も懸り手間取申事可有之候、其段ハ不苦候間、成程念を入、委細ニ書出候様ニ可被致事

右之通、虚実之構なく申伝・聞伝等をも無遠慮書付可申出候、連々御系図・御伝記等ニ可被書載之候年代事、旧候事ニ而説々

区々而一致ニハ在之間敷候、面々被書出候趣、古キ御系図・御伝記等江引合考之、又ハ伝來之書籍等を以考之、符合するを以

証とし而被書載事も可有之候、異説之信用し難キハ削之、正説を以御家譜ニ可被載、未代 御家之為且ハ面々家之為ニも罷成

事ニ候、旁々不可有疎意候、たとひ無出処書物又ハ証拠なき申

伝たり共書付可被申上候、毛頭其出処・証拠御穿鑿・御吟味等

被遊間敷候、遠慮なく可被書出候、只申伝・語伝をも古来之御系譜・御伝記等ニ符合之義出来候ハ、幸たるへく候、御尋迄之事ニ候、虚実之義ハ、数帖之御引合物在之御極被遊候義ニ御座候間、無氣遣可被申上候

追啓

1 此通御用ニ付被 仰触候通、万一も故実も承伝又ハ書録以下致処持ながら不申出候ハ、何そ之時分故有候と申候而も、以後之申分ハ於御当家御信用・御取立有間敷候、隱置脇より相知候ハ、御尋之上品ニより御断可被遊候

2 自分之系図又ハ証文以下、或ハ故実・書物或ハ覚書・家伝ニても、他見之氣遣可在之候間、各封印ニ而可被差出候、役人誓詞被 仰付候、相達候已後封切披見可被仰付事

3 此御書付、御家中周く流布仕候様ニ無之候ハ、子細を不存候而申上候義致思慮者可在之候間、処々ニ而写取り、陪臣以下迄相達候様ニ可被申渡事

4 一御城下之外、在々・組下等陪臣以下迄相達候様ニ可被致候事

5 一家たる者ハ、疏領たる者より書出シ候義を存候者ハ、不申上候共不苦候、兄弟・諸親類可致相談事ハ、相談之上ニ而成共可被申上候、又一分々ニ成共勝手ニ可被申上候

6 一右之通、急度相調候事罷成間敷候間、来七月中迄之内可被申上候、夫過候而ハ十月中成共不苦候、尚遅成申候子細御座候ハ、十月中其断を申立、遅成申候義不苦候間、委細ニ相調可被差出

候

7 一其家ニ而ハ承伝・聞伝も無之、却而他家之者存候事も可有之候、左様之義も不苦候間、怪敷儀・疑敷義成其虚実之無構、申伝・語伝之通可被書出事

右之通、書付共封印ニ而段々差出候ハ、其俣ニ而受取置、追而御左右次第注文ニ而可被差出候、以上

子八月 日

史料2

覚

1 一今度、御文書御改之義、岡本又太郎江被 仰付候間、旧冬被

仰渡候通、繪旨 院宣 令旨・御内書・御教書・御下文・奉書并 御当家御先祖より 鑑照院様迄被下候御感状・御書・御証文等ハ不申及、他家より之感状・文書・証文、付古キ書状・聞書・家々系図相知次第・由緒書等、本書ニ而成共写ニ而成共、封印ニ而可被指出候、但古キ文書等焼上・紛失等在之、写斗致所持候者ハ、其写可被指出候事

2 一最前被 仰渡候通、日記・其外大分之書物以下は、早速難指出或在江戸・遠路公用、或病人・幼少にて其事難弁、或一家他所などに在之面々ハ、又太郎方迄断を仕、十月中迄之内、可被指出候、尚滞候子細在之候者、又太郎方江申出、可請指凶事

3 一御先祖御代々故実・古戦御勝負・古キ書物・古老之伝説并先祖之軍忠・武功、或戦死或忠死等之品々、面々先祖之興廢、旧冬

委細御書付を以被 仰触候通、無遠慮可被申上事

- 4 一 所々流布致候伝説にて、申上にも不及と存候書物成共、自分に打捨不指置、書付可被指出候、御見合之為、入用在之儀候間、無遠慮幾重にも書出可被申事、支配組下・陪出・又内之者たりとも、其頭々・其人主江申出候者、自分に不指置、可被指出候、尚疑敷無心元存候儀にて、急度指出候儀遠慮ニ候者、左ニ書付候公日、役人内証可申承候事

5 一 右之書物又相窺候儀、

二日 六日 十一日 十六日 廿一日 廿六日

右四ツ時より九ツ時迄之内、又太郎宅江可被指出候事

以上

八月 日

史料1の「来七月中」（道啓の6）とは元禄十年七月のことであり、この七月二十八日に岡本又太郎元朝が文書改奉行に任命された。史料2は、この時期の文書改が岡本元朝のもとで進められることを藩内に通達したものと考えられる。すでに同年三月〜四月にかけて大和田時胤・中村光得が常陸国内の史料調査を行っていたが、十月以降は彼らも岡本元朝の指揮下で活躍することになる。

史料1からうかがわれるように、当初の提出史料は、佐竹家に関するものについては「本書ニ而成共写ニ而成共」（史料1の1・4など）、それ以外については「写ニ而」（2・3・6など）という指示であったが、史料2では「写ニ而」から「本書ニ而成共写ニ而成

共」に変わっている部分がある（史料1の3と史料2の1）。原本提出が求められる範囲が徐々に拡大していることがわかる。

史料1・2の命令をうけて藩士は系図・山緒書・文書等を写で提出した。これらは秋田図書館が「元禄家伝文書」として整理した文書群と、秋田県庁からの移管資料にも多数含まれている。このうち系図については、元禄十年十二月・同十三年九月の提出命令を経て享保十二年五月三日の「諸士系図」の清書完成に至ってひとつの区切りを迎える。「家藏文書」に記録するために文書の原本提出を明記した命令は確認できないが、「青印状」が発給され始める元禄十一年には、原本提出を強力に求める段階に入っているのではないだろうか。

文書所では、藩士が提出した史料を詳細に検討、臨写し、特に花押部分については原本に忠実に写した。相伝文書の正統性を認めなかったものについては、「青印状」を添えて提出者に返却したが、認めなかったものについては召上げたり、他家に渡したのもあった。

なお、「青印状」は相伝文書として藩士の家に保管されるが、藩（文書所）では「被仰渡控帳」として「青印状」の文面と発給先を記録している。これらによれば、元禄十一年から享保七年にかけて、数回にわけて発給したことがわかる（一部に正徳・享保期のものあり。後述）。史料3は個々の家に伝えられた「青印状」の一例である。

石井 小藤太

一 受取状五通

一 花押未詳書式通

一 袋田駿河守愛義書壹通

一 女文壹通

一 常俊姓名未詳書壹通

一 岩城忠次郎貞隆君書壹通

一 古米書壹通

右伝束之文書たる事顯然也、仍委細写之御記録江被載置訖、向來火災・紛失等於有之は、以御序御写拝領、可備後代之龜鑑もの也

宝永四年三月日（青印）

宝永六年三月二十二日、岡本元朝ら担当者への論功行賞があり、文書所の活動もひとつの区切りを迎えた。宝永六年五月付の「御文書并御書物帳日録受取渡日録」（AS〇二九一）が、中村又左衛門（光得）から吉成藤兵衛・渡辺奥右衛門に引き渡された（宝永七年七月付）のもその一環であろう。

「家蔵文書」一〇二九、三六、四〇〇五二、五七五五九の四十六冊の原型は、元禄・宝永期に成立したと考えるが、現状の「家蔵文書」四十六冊がすべてこの時期に成立したとは考えにくい。前述の「御文書并御書物帳日録受取渡日録」に記録された「家蔵文書」は、資料名で見ると現況の「家蔵文書」とは違う構成になっている

部分がある。またこの「受取渡日録」と「文書日録」（「家蔵文書」

一）とでも、資料名に若干の食い違いがある。この二冊とも現状の「家蔵文書」の構成とは一致していないのである。さらに「被仰渡控帳」七（AS二八〇一三―一七）と「同」一九（AS二八〇一三―一九）には正徳・享保期に発給された「青印状」の宛先が記録されており、前述の論功行賞と引継以降にも文書の検討が行われていると考えられる。

元禄・宝永期にその原型が成立したと考えられる初代藩主佐竹養宣までの「佐竹家譜」のうち、特に「義宣家譜」には「家蔵文書」に記録された史料が多数引用されている¹²。岡本元朝・中村光得ら担当者の熱意のほどがうかがわれる。

その後文書所は、享保十年八月四日に記録所と改称、同十二年二月「秋田史館」の印文の青印は封印され、使用する場合は家老の許が必要となった¹³。元禄・宝永期に「家蔵文書」の編纂を担当した文書所の藩内における位置付けは、享保期の藩政改革を経て大きく変化したといえよう。

二 明和と寛政期

明和期の文書提出命令としては史料4があげられる。史料4は「明和年中御書物再御吟味之節扣」と表題のある簿冊（県A八九）の全文である。

史料4

- 此度御記録所御書キ物再御吟味被成置候間、古き書キ物所持之面々、真偽之無差別本書可被差出候、御吟味之上右本書ハ可被返付候
- 一 徳雲院様御代、元禄年中諸士由緒書差出候ものハ、家系御記録江被載置候、其後再御吟味并近代分レ迄書統義も不仰出候、依而此度
- 徳雲院様被為継思召を、再御吟味并近代分レ迄書統候様、分流・家伝ともニ取纏、嫡家より可被差出候、若嫡庶之伝相知兼候ハ、双方より可被差出候
- 但家伝書は堅閉紙ニ而可被差出候
- 一 在京・在江ニ而家伝書当時難差出面々ハ、其断申出、下着之上可差出候
- 一 御取立之面々ハ、尤家伝書江具サニ其旨可相記候
- 一 古書キ物并家伝ともニ此度不差出ものハ、後來ニ至り願申上候而も御取上被成置候
- 一 諸寺院・社人・修験并軽き御奉公之面々又ハ陪臣・百姓・町人たりとも、古書キ物所持之者ハ可差出候、以前之通御吟味被成置候
- 一 御記録所休日は、御会所御休日之通ニ候
- 右之通、老丁并支配有之面々ハ其方江も申渡、当十二月十四日迄
- ニ御記録所江可被申出候、尤難心得義は御記録所江可被相伺候候、已上

五月

「国典類抄」後篇嘉部三四（A.S.二〇九―一七六―三四）所収の「御文書取纏」明和三年正月二十三日条（出典「土屋弥五左衛門知虎大小姓御番頭勤中日記」）では末尾の部分が以下のようになっている。

右之通、支配有之面々は其方江も申渡、当九月晦日切御記録処江可被申出候、尤難心得義ハ御記録処江可被相伺候候、以上

正月

ところで、同年四月二十六日条（出典「同上」）には、以下の記載があることから、提出期限の検討がなされ、同年五月三日に仰渡されたことがわかる^註。

一 先頃被指出候御家中系譜・文書之義、再御吟味ニ付被 仰渡候義、來始ニ被 仰渡候様ニ評義致候而、九月中ニ書出候様ニ候得共、是迄相延候故、先頃被仰聞候通、十二月十四日切ニ書出候様ニ被 仰触可申候、只今御書物ニ為相認指上候間、弥被仰触候御被 仰知可申候段被 仰聞候

明和三年の文書提出命令により藩上が提出した史料に対して、記録所が「青印状」を与えたのは寛政年間であった（二十数年たっているが、この間に安永七年の久保田城本丸火災があり、これが発給の遅れの一因であろう）ことは、史料5から推測できる。史料5は「御青印控草稿」（臬A一二四）による。この簿冊は、元禄・宝永期の「被仰渡控帳」と同様に文化・文政期発給の「青印状」を記録したものである。

史料5

佐竹左衛門家人

御代 九十郎

に出されたもの考える。また、石井永治は前述の系図により、鶴治と同一人物と考えられる。

史料6

覚

石井 鶴治

右関東譜代之家臣ニ而、先祖及与江^て南左衛門義種所授之証文令伝来候所、元禄年中家筋御吟味之砌節、故有之右証文不差出、明和年中再御吟味之節差出、寛政年中御記録ニ被載置、御青印書被下候、依之此度御吟味之上、元禄之度被定置候証文伝来之子孫ニ準し、向後家系御記録江被載下もの也

文政八年二月日

また、明和の提出命令により、藩士は元禄・宝永期に提出したのも再提出しているが、以前記録されたものについては確認の上返却され（再度記録はされない）、新規に提出分のうち、相伝文書の正統性が認められたものについて「青印状」（宛先は提出者名）が発給されたことが史料6から推測できる。

史料6の石井鶴治は、文化二年石井永治提出の「石井氏系図」（A二二八八、二二五五）によれば、石井忠寄（鶴治・鞠負・永治）のことであり、彼は安永三年十月に石井家を継いでいる。したがって史料6は、安永四年閏十二月の史料であると推定できる。

史料7の年代を推定できる史料として「被仰渡控帳」七（A二二八〇―二二七七）がある。内題には「回座之面々江被仰渡控、寛政五年癸丑三月」とあり、石井永治あてのものは見られないが（回座ではないため）、同体裁の資料が多数記録されており、寛政五年三月

- 一 請取状五通
- 一 花押未詳書式通
- 一 袋田駿河守愛義書書通
- 一 女文書通
- 一 常俊姓名未詳書書通
- 一 岩城忠次郎貞隆君書書通
- 一 古米書書通
- 一 御青印書書通
- 一 右拾三通、御吟味相濟本書被返付候
- 一 古系図式卷
- 一 右御吟味中被留置候
- 一 元服之書書通
- 一 袋田駿河守愛義書書通
- 一 花押計之古書書通
- 一 右三通共此度御記録江被載置、本書被返付候、追而御青印書可被添下候、以上

閏十二月十六日 御記録廻

史料7

覚

石井 永治

一 袋田駿河守愛義書一通

一 元服書一通

一 花押之古書一通

右明和年中差出候所、御記録ニ被載置、其御本書被返付候、追而御青印書可被添下被 仰渡候趣此度申出候、御吟味之次第有之間、

右書早々可指出候

一 古系図式卷

一 統系図巻冊

一回 壹冊 同 五郎右衛門

一回 壹冊 同 又左衛門

右明和年中指出候趣此度申出候得共、安永年中御本丸御焼失之御焼失致候哉、当時無之候、此旨可相意得候

二月日 御記録所

なお、元禄・宝永期の「被仰渡控帳」に類するものとしては「御青印控草稿」(県A二・三)がある。史料6・7の石井鶴治(永治)宛の文面は記録されておらず、「家藏文書」にも新規提出の三点は記録されていない。だが、明和・寛政期の編纂過程を知る上で貴重な史料である。

「家藏文書」にも記録され、「青印状」が発給された例(「御青印

控草稿」にも記録されている)としては、史料8がある。

史料8

金 与七郎

小野寺保通書式通

右伝米之文書たる事顕然也、委細写之御記録被載置訖、向來火災・紛失等於有之ハ、以御序御写拝領、可備後代之龜鑑もの也

寛政五年三月日(青印)

三 文化期以降

「家藏文書」三八(表1の18)は、文化年間以降に編纂されたものと考えられるが、前節までに見たような文書提出命令は確認できない。しかし編纂のきっかけとなったのは、文化二年正月の被仰渡(史料9)であったと推測できる。

史料9

文化二年正月廿□□(二日) 於御□□(会所カ)御張出を以被仰渡、左之通

覚

明和年中御家中系図「御取纏可被」成置、其刻一統御記録所「江書出候処」、安永年中 御本丸御焼失之節、焼亡^粉或□乱・水浸等ニ相成候間、其後「追々」被返候、依而此度新ニ御取纏「被成置候間」、元祖より当代迄相知候「丈ケ」相調可被書出、不造事蹟ハ記載致間敷候

但宝永年中系図拝領「之面々は」、元禄より以来可被書出候、其「他は」一統元祖より可被書出候

系図調方左之通

一 姓氏名・実名・幼名之事

但改名致候輩ハ以前之「名・実名」共ニ可相記事

一 年月日之事

(中略)

右之通、美濃紙堅帖小口張致、末文ニ指出候節之年月日・名前相記、両判ニ而可被指出候

系図指出方左之通

一 宗家之面々ハ、分家之系図取纏可被指出候

但分流系図ハ、一家限別冊ニ相調可被指出候并御附人又は証文

伝来之陪臣ニ分流有之分、右同断

(中略)

右之通取纏、久保田ハ当七月限、在々ハ同八月限御記録所江可被指出候、惣而難心得義有之候ハ、同処江可被相伺候

右之趣、志町并支配有之面々ハ其方へも可被申渡候、以上

正月

史料9は、「町触扣」一九(A三二七―五七二〇)からの抜粋である。「被仰渡控帳」一四(AS・八〇―三二四)にほぼ同文の内容が記録されており、「町触扣」の虫損部分は同書により復元できる。ただし同書の末尾は以下のようになっている。

「秋田藩家藏文書」の成立の過程

右之通取纏、御城下は来四月限、在々は同五月限、御記録所江可被差出候、惣而難心得儀有之候ハ、同処江可被相伺候

右之通、文化元年甲子十二月御役頭江差出、直々老衆江被仰上候処、同乙丑正月廿三日町触ニ而被 仰渡候

但久保田ハ当七月限、在々ハ同八月限と被 仰渡候

したがって、「町触扣」所収の被仰渡は、原案が文化元年十二月に「御役頭」に提出され、「老衆」(家老)の裁断を経て、翌年正月二十三日に「町触」として仰渡されたものであり、その際、提出期限については原案で「御城下は来四月限、在々は同五月限」とあったものが、「久保田ハ当七月限、在々ハ同八月限」と変更されたことがわかる。

この命令を受けて藩に提出されたと考えられる文化二年～三年の藩士の系図のなかには、山緒書部分に相伝文書のリストが記録されているものがあり(前述の「右井氏系図」もその一例)、記録所では確認の必要であると判断したものについて原本を提出させ、検討後に原本の返却・「青印状」の発給・「家藏文書」への記録となったものである。

なお、「家藏文書」三八に記録された所蔵者は三十二人であるが、このうち二十三人については、文化五年三月付で「青印状」が発給されたことが、「御書印控」(県A一二四)により推定できる。同書には、文化・文政期の「青印状」の発給先が三十八人分記録されており、そのうち二十三人分が文化五年三月付であり、「家藏文書」

三八に記録された所蔵者のうちの二十三人と一致している。このことから「家藏文書」の編纂には、文化五年にひとつの画期があったと考えられる。

「御青印控」に記録された他の十五の発給先のうち、「家藏文書」三八に一、同三七に三、同六一に三が確認できる。「御藏書目録」には記録されていないこと、小倉忠右衛門・池見安左衛門所藏史料九点が「家藏文書」二六所収分と重複していることなど、「家藏文書」三七については構成上の問題があるが、文政年間に確認された史料が記録されていることはまちがいない。これは「家藏文書」六一についても同様である。「家藏文書」六〇は表題に「家藏文書断片」とあるように、他とは性格が異なるものと考ええる。

「御青印控」の「家藏文書」三七には石井新藏人所藏史料が二点記録されている。このうちの一点が史料10である。「御青印控」によれば文政元年十二月付で青印状が発給されており、「渋江和光日記」二〇の文政元年十二月十六日条にもこの史料が引用され、「十二所給人石井新藏人所持、今日御記録所より御青印被相渡候由」とあることから、発給日が確認できる。

史料10

高根 織部
石井 藏人
忍 堅物
谷田部久右衛門

石井 助右衛門

御検地中、いつれの村にても可相心得次第之事

一 伝馬五疋、村つたひに可出事

一 上下拾八人之賄、日ニ三度つゝ、但志汗壹菜之事、付乗馬壹疋之

はみ、一日ニ付大豆式升つゝ之事

一 酒ハかたく停止之事

右肝煎・百姓如在中間敷もの也

慶長拾九年

三月九日

渋江内膳(黒印)

なお、史料11からうかがわれるように、藩士にとっては所藏史料が藩によって記録・保証されること自体、家の存続にかかわる重大な問題であったと考えられる。

史料11

佐竹左衛門家人

菊地 文一郎

右関東譜代之家臣ニ而、二代之祖豊前康秀江所与之書姓名及大園秀吉公朱印之書他家令伝来之所、元禄年中文書御吟味之節、故在之御青印不被下、寛政年中御記録ニ被載置、御青印書被添下、尚此度南左衛門尉義種中祖孫兵衛江所与之書差出之、御記録ニ被載置、御青印書被添下候、依之御吟味之上、元禄之度被定置候証文伝来之子孫ニ準し、向後家系御記録江被載下もの也

文政十年十月日

おわりに

本稿では、公文書館所蔵の「秋田藩家蔵文書」六十一冊の編纂・成立の過程について、天保期の「御蔵書目録」の記載内容をもとに三期に区分して検討してみた。

文書提出命令から「青印状」の発給にいたる過程は各時期とも同様に見えるが、編纂を担当した文書所（記録所）の藩内における位置は変化している。享保期に記録所に改称され、「秋田史館」の青印が封印されたことは、その典型であろう。

また元禄・宝永期には「御文書」も「文書目録」に含まれていたが、天保期には別に分類されている。「家蔵文書」の性格は藩政期にも変化しているのである。

筆者は先に「佐竹家譜」の編纂過程をたどってみたが、ここでも編纂方針の変化があった。元禄・宝永期にその原型が成立したと考えられる佐竹義宣（初代藩主）までの家譜のうち、特に「義宣家譜」には同時期に編纂が進められた「家蔵文書」に記録された史料が多数引用されていることは、前述のとおりである。二代藩主義隆以降の家譜には「家蔵文書」からの引用が見られなくなり、五代藩主の「義峯家譜」からは「御日記」を主として引証することが明文化された。この「義峯家譜」が完成したのが明和二年であった。藩士に交付された「青印状」には「御記録ニ被載置」という文言

が記されている。藩士の相伝文書の「御記録」とは「家蔵文書」のことであった。新規提出分について「御記録」（家蔵文書）が編纂されるということは、すでに編纂されている「家蔵文書」には「御記録」としての位置付けが継続されているということである。「家蔵文書」は藩と藩士の双方にとって、その系譜を公的に確認するうえで、保管・利用されてきた史料群の一部と考えられる。藩にとつては、家臣団統制の面からも藩士の系譜を把握する必要があることは言うまでもないが、系図だけでなく相伝文書の提出を求めているところに、検討にあたっての姿勢がわかる。「家蔵文書」に記録されることは、相伝文書が「後代の龜鑑」として藩から保証されることであり、藩士の家が藩内に位置付けられることでもあった。「家蔵文書」の編纂が継続されたことは、文書を伝えることの重要性が認識されていたことの反映であろう。

註

- (1) 『秋田縣史』第三冊（七六一―七八ページ）。『秋田県史』第二卷 近世編上（四一八―四二〇ページ）。市村高男「いわゆる『秋田藩家蔵文書』についての覚書」（『小山市史研究』第三号）。根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」（『栃木史学』第五号）
- (2) 拙稿『秋田藩家蔵文書』の伝来の過程」（秋田県公文書館『研究紀要』第一号）
- (3) 『義処家譜』下（AS二八八一―二七七）によれば、義処は元禄九年三月十六日参勤交代のために秋田を出発、四月十日に江戸に到着している。史料上の提出命令が出された八月には義処は江戸におり、

秋田にいる者にとっては「従江戸被 仰付」という表現になるのであろう。

- (4) 「国典類抄」前篇嘉部三八所収「御文書取纏」元禄十年八月十六日条（出典「泰純処持被仰渡扣」。「国典類抄」では、4の「一、所々流布教候伝説にて、申上にも不及と存候書物成共、自分に打捨不指置」部分が「一、処々流布致候伝説等成其自分ニ打捨差置」とあり、史料2の4の「にて、申上にも不及と存候書物」の部分が「等」に置き換えられている。

- (5) 前掲(1)根岸論文。なお公文書館所蔵の「金砂日記」の類書としては以下のものがある。

「金砂日記」(二四一、二七七)

「金砂紀行」(辛・七七)

「金砂日記写」(狩・三四)

「常陽経歴之日記」(A.H. 八八一)

「金砂日記抜書」(伊豆園茶話)六(八二六九九)所収)

- (6) 「国典類抄」前篇嘉部三八所収「御文書取纏」元禄十年十月朔日条（出典「山方太郎左衛門泰純処持田崎善助秀叙御物頭勤中日記」）

- (7) 『秋田県歴史資料目録 第十三集』に、秋田図書館が「元禄家伝文書」という独立文庫名でまとめた「一、四九五点」の系図・由緒書等が整理されている(A.二八八、二六八七、二一八二)。また秋田県庁からの移管資料にも三五〇点余の系図・由緒書等が含まれている(県B五、二八、九、四の中に混在)。この両者は秋田藩から秋田県に移され、その一部が秋田図書館に貸し出されたものであり、閲覧請求の頻度が非常に高いことから、再整理が大きな課題のひとつとなっている。

- (8) 前掲(1)根岸論文で詳細に検討されているが、元禄十年十二月の提出命令は「国典類抄」前篇嘉部三八所収「御文書取纏」元禄十年十一月日不知条（出典「山方清兵衛利直日記」）、同十三年九月の提

出命令は「国典類抄」前篇嘉部三八所収「御文書取纏」元禄十三年九月二十九日条（出典「向右近守政御相手番勤中日記」）(辰六月付の命令)に記録されている。

- (9) 遠藤巖氏の御教示による。

(10) 前掲(2)拙稿註(23)で再整理のための調査が必要であることにふれているが、「被仰渡控帳」(A.S.二八〇一三一一、二〇)の再整理は、「家藏文書」の編纂・成立の過程を検討するうえでも不可欠な仕事である(表2はその基礎資料の一部である)。なお、前述の「御蔵書目録」には以下のような記事がある(算用数字は便宜上付したもの)。

九部

- 1 一 御系図御伝記御改ニ付御家中江被仰触之扣 一冊
 - 2 一 廻座之面々江被仰渡扣 一冊
 - 3 一 支流之面々証文章稿 一冊
 - 4 一 御旗本被仰渡扣 十六冊
但元禄十二年より寛政五年まで
 - 5 一 御旗本并在々被仰渡扣 三冊
但元禄十四年 一冊
同寛政十三年 一冊
 - 6 一 在々被仰渡扣 八冊
但元禄十二年より享保六年迄
 - 7 一 在々給人被仰渡扣 十三冊
内寛政五年 十冊
同寛政八年 一冊
 - 8 一 御旗本在々御奉公格式 一冊
同寛政九年 二冊
- (下略)

表 2 「被仰渡控帳」 (A S 280-3-1~20)

通番	表 紙 (内 題)	年 代	備考
1	在々江被仰渡控帳	元禄11~12年	
2	旗本被仰渡 (町置書付相渡控)	元禄13年	4
3	御旗本被仰渡控	元禄15年	4
4	御旗本被仰渡控	元禄16年	4
5	旗本被仰渡控	宝永4~6年 (元禄13年1点アリ)	4
6	旗本被仰渡控	宝永7年~享保9年 (寛延4年1点アリ)	4
7	廻座之面々江被仰渡控	寛政5年	2
8	四家始引渡并分流家人被仰渡扣	寛政5年	16
9	角館元御家中被仰渡扣	寛政5年	7
10	大山十郎組下院内給人被仰渡扣	寛政5年 (寛政9年1点アリ)	7
11	戸村十大夫・向帯刀組下 横手給人江被仰渡扣	寛政5年	7
12	御旗本諸士江被仰渡扣	寛政5年	7
13	佐竹主計并組下給人江再被仰渡控	寛政9年	7
14	久保田在々江被仰渡控	文化2年	82
15	(表紙ナシ) (茂木若狭組下十二所給人被仰渡控)	寛政5年	7
16	(表紙ナシ)	宝永2年	
17	(表紙ナシ)	寛政5年	7
18	(表紙ナシ)		
19	在々江被仰渡稿	宝永4年~享保6年	
20	(表紙ナシ)	(元禄・宝永年間)	

註、通番は整理記号・番号の三番目の数字と一致させた。1は整理記号・番号A S 280-3-1と対応する。備考欄には「御藏書目録」の「九部」に記録された史料で対応すると思われるものを算用数字で示した。

この20冊のうち、文書返却等ともなう「青印状」の発給の記録という視点で時期を区分すれば以下のようになろう。

- 元禄・宝永期 1~4、16、5、(19)、(6)
- 正徳・享保期 19、6
- 寛政期 7~12、15、17、(13)
- その他 14 (文化2年の系図提出命令)
- 18 (出仕・継目等の先例の記録)
- 20 (中村光得・大和田時胤の書状等)

(11) 史料3は『秋田縣史』第三冊(一八四〜一八五ページ)に紹介されているが、原本は大館市立中央図書館所蔵の「真崎文庫」におさまられている(請求記号M二七〇)。「真崎文庫」は真崎勇助の収集資料が中心となっているが、『秋田縣史』の執筆を分担した際にも活用されたことがうかがわれる。なお史料6(M二七七)・史料7(M二七八)も「真崎文庫」所収史料である。

(12) 梅津半右衛門忠昭は家老にもなった秋田藩の重臣のひとりであり、『義宮家譜』には梅津忠昭家藏文書が八十八点引用されている。ところが、「家藏文書」(文書目録)に名前が記録され、「家藏文書」二四の題簽にも「梅津・梅津」とあるにもかかわらず、二四の冒頭の目録には梅津与左衛門忠経の名前しか書かれておらず、梅津忠昭家藏文書は「家藏文書」の中には伝わっていない。前述の「御藏書目録」では、「七之内義部」に「梅津半右衛門忠昭所藏文書写一冊」と記録されており、なんらかの理由で「家藏文書」からはずれたものであろうか。

(13) 「国典類抄」前篇嘉部三八所収「御文書取纏」享保十二年二月二十日条(出典「御政務処御書物公宮大学義透御家老勤中日記」)

(14) 「国典類抄」後篇嘉部三四所収「御文書取纏」明和三年五月二日条(出典「土屋弥五左衛門知虎大小姓御番頭勤中日記」)

(15) 史料8の「青印状」(A日二八八、三一一七)の「小野寺保通書式通」に該当する史料は、金弥八郎道秀宛正保三年五月五日付の小野寺保道名字書出二通であり、「家藏文書」五三の四二番目と四三番目に記録されている。これらの原本かと考えられる史料は、史料8と同様に公文書館所蔵「東山文庫」(東山太三郎氏収集資料)におさまられており、「家藏文書」所収史料との対応関係は以下の通りである。

「家藏文書」五三二四……………A日二八八、三一一七、三二二
「家藏文書」五三二四三……………A日二八八、三一一七、三二二

(16) 拙稿「『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料」(秋田県公文書館『研究紀要』創刊号)

(17) 「町触扣」二四(A三二七〜五七二五)には、「御近代より格合御取立、又は百姓・町人武士に被召立候を新家と唱候事」として、文政八年六月二十二日の被仰渡が記録されている。公文書館所蔵となった藩士の系図には「新家」のものも含まれており、その整理は今後の課題として残っている。なお、『渋江和光日記』四二(A二八九〜三一九四)の文政八年六月二十二日条には、前述の被仰渡が「町触」と「組下持」の二系統の回文で和光の家に伝えられたことが記されている。文政八年以降に発給された「青印状」を検討する上の参考となろう。

付記 本稿の作成にあたり、大館市立中央図書館に、「真崎文庫」所収資料の閲覧の便宜をはかっていただきました。感謝いたします。

(古文書課専門員 いとう かつみ)

秋田県布達集について

佐藤 隆

はじめに

一 秋田県布達集の概要

二 布達とは何か

1 布達の種類

2 布達の内容

3 布達の方法

三 職務分課の変遷と布達集

おわりに

はじめに

布達とは、広く一般にふれ達すること、あるいはその通達のことであるが、特に明治十九年（一八八六）の公文式制定以前の行政命令を総称して呼ぶことがある。

当時の中央政府である太政官から発せられた命令を布告というが、

それらが各府県に令達され、各府県でさらに管内にふれ達するため、印刷され、各大小区・戸長役場・浦役場あるいは郡役所・町村役場に頒布された。それら令達された府県の行政命令を編綴したものを布達集とよび、各都道府県において府県庁文書として保存されている。

秋田県では、明治五年（一八七二）の県庁開庁から、布達が県報に登載されるようになった明治二十二年（一八八九）までが、若干の欠本を除きほぼ揃っている。本館では、太政官の日誌布告を含め約五〇〇冊の布達関係簿冊（官省指令、往復文書などを除く）を所蔵しており、そのうち県の布達とよべるものは、編綴の違いによる重複を除くと、明治五年から二十二年までの分で九十六冊となっている。

また、秋田県立図書館において古書店から購入した布達集が、明治六年から二十二年まで八十冊（太政官布告五冊を含む）あり、すべてマイクロフィルムに収めた上で、プリントアウトした複製本を

一〇〇冊に編綴し直して、本館の閲覧室に配架している（その後、利用の簡便化のため目次編四冊と、三井本の欠本分を補う補遺編十六冊を追加し全一二〇冊となった）。

布達集は、太政官の施策を研究するだけでなく、明治期の秋田県の県政を知る上で基本となる史料といえる。今回の複製本の配架によって布達集の利用がすすみ、秋田県の明治前期の地方行政史研究が進展することを願っているが、本稿では、史料解題として布達集利用の一助となるよう秋田県布達集の概要についてまとめておきたい。

一 秋田県布達集の概要

各都道府県庁で保存されていた文書、すなわち府県庁文書において、布達類は、明治前半の基本的な史料として重要なものであることは、兼ねてより指摘されている。

上條宏之氏は日本古文書学講座第九巻の「府県庁文書」において、府県庁文書の種類の筆頭にあげ、「府県行政の基本的な動向を伝えるもの」としている。また山中永之佑氏も、大阪府布達を例にあげて「明治のはじめから十年代の地方行政を知り得る非常に貴重な資料」と述べている。

各県での保存状況をすべて網羅したものはないが、高橋善七氏の「県庁文書」によると、一九七四年段階で、岩手・神奈川・新潟・

岐阜・滋賀・徳島・大分・熊本・宮崎・鹿児島・十県の県庁・県立図書館に保存されている、ということである（この段階では秋田県は入っていない）。

また、明治六年段階で太政官によって、各県の初期の布達がまとめられたものとして、国立公文書館所蔵の『府県概則』³⁾（全五巻）が刊行されている。

管内布達は、太政官の中央令達を受けて出されているが、各府県独自に出されているものであり、その内容は各府県ごとに検討されねばならない。また、印刷されたものとはいえ、郡役所文書や戸長役場文書の中で、偶然にまとまった形で見つかる場合を除けば、県庁保存文書という形でしか残らないことになる。したがって、県立の公文書館の基礎作業の大きな柱として、布達関係の整理というものが考えられるわけである。

戸長役場に残された布達類といっても、他の部署に宛てられたものは残らないことになる。例えば、今回配架した秋田県立図書館蔵の三井氏本とよばれる布達の内容を見ると表1のようになっている。三井氏本は、昭和六十二年に秋田市内の古書店（三島書房）より購入したもので、当時の書店主が死亡しているため、詳しい経緯は不明だが、おそらくどこかの戸長の家にまとまって残っていたものと思われる。したがって、庁内の達である庁中達が無いし、告示の中でも掲号達が全く無く、郡役所への達である内号達・郡号達も部分的にしか残されていない。

表1 秋田県布達集・三井氏本目録

年代	資料名	備考	内 容
M 6	秋田県布令	完	573番～786番
	秋田県触示	第一～第六	1番～715番
	秋田県触示	第一～第八	1番～677番
	秋田県触示	第一～第七	1番～530番
	秋田県触示	第一～第二	1番～403番、乙1番～211番
	秋田県触示	第一～第二	1番～391番、乙1番～193番
	秋田県布達	第一～第二	甲1号～216号
	秋田県達	完	乙1号～122号
	秋田県布達	第一～第二	甲1号～193号、乙1号～110号
	丁号布達	完	丁1号～5号
	布告	完	1号～59号
14	秋田県布達	第一～第二	甲1号～207号
	秋田県達	完	乙1号～90号、丁1号～3号
	布告布達太政官	完	布告1号～83号、布達1号～2号
15	秋田県布達	第一～第二	甲1号～170号
	秋田県達	第一～第二	乙1号～119号
	布告布達太政官	乾、坤	布告1号～74号、布達2号～30号
	秋田県告示	完	告1号～87号
16	秋田県達	第一～第二	乙1号～147号
	秋田県告示	第一～第二	乾1号～189号
	秋田県布達、諭達	完	甲1号～89号、庶1号～2号
	太政官布達及告示	完	告示1号～6号、布達1号～42号
	太政官御布告	完	布告1号～50号
17	秋田県達	第一～第二	乙1号～168号
	秋田県布達	完	甲1号～97号
	秋田県告示	第一～第二	乾1号～207号
	掲号告示	全	掲1号～5号
18	秋田県達	第一～第二	乙1号～141号
	秋田県布達、諭達	完	甲1号～89号、勸1、2号、庶1号
	秋田県告示	完	乾1号～177号、坤1号～7号
19	秋田県達	第一～第二	乙1号～46号、丙1号～82号
			県達83号～144号
	訓令数件		号外、諭達、郡33号、157号
	秋田県告示	第一～第二	乾1号～59号、乙1号～140号
			秋田県告示141号～171号
20	秋田県布達、県令	完	甲1号～56号、県令1号～29号
	諭達		衛1号～3号、収1号、号外、諭達
	秋田県告示	第一～第二	告示1号～139号
	諭達及訓令		諭達10件、郡16号～269号
21	秋田県令	第一～第二	県令1号～117号
	秋田県達	完	達1号～167号
	秋田県諭達及訓令		諭達6件、郡18号～356号
	秋田県達	完	達1号～149号
	秋田県告示	完	告示1号～101号
22	秋田県令	完	県令1号～77号
	秋田県令	全	県令1号～56号
	秋田県諭達及訓令	完	諭達2件、郡8号～61号
			秋田県訓令8号～83号
達書		完	達1号～37号
	告示	完	告示1号～27号
			秋田県告示1号～27号

表2 秋田県布達集・公文書館所蔵リスト

No.	年代	整理番号	資料名	内 容	
1	M 5	11006	管内布達扣	1~110番	
2		11007	管内布達控	111~241番	
3		11038		1~154番	
4	6	11037	管内布達留	155~335番 (336~473番欠)	
5		11035		474~572番	
6		11036		573~781番	
7	7	11008	本県触示留	1~120番	
8		11009		121~260番	
9		11010		261~350番	
10		11011		351~500番	
11		11012		501~610番	
12		11013		611~715番	
13		11039		本県達書留	乙1~69番
14	8	11014	本県触示留	1~100番	
15		11015		101~200番	
16		11016		201~300番	
17		11017		301~400番	
18		11018		401~500番	
19		11019		501~600番	
20		11020		601~677番	
21		11040		本県達書留	乙1~142番
22	9	11021	本県触示留	1~100番	
23		11022		101~200番	
24		11023		201~300番 (301~369番欠)	
25		11026		管内触示留	370~531番
26		11024		本県触示留	401~500番
27		11025		本県触示留	501~530番
28		11041		本県達書留	乙1~100番 (乙101~200番欠)
29	10	11042	本県触示留	乙201~227番	
30		11030		1~100番	
31		11029		101~200番	
32		11028		201~300番	
33		11027		301~403番 (乙1~100番欠)	
34		11043		本県達書留	乙101~201番
35		11032		本県触示留	1~100番
36	11	11033	本県触示留	101~170番	
37		11034		171~300番	
38		11556		301~391番	
39	12	11555	本県達書留	乙1~92番	
40		11044		乙101~193番	
41		11046		甲1~100号	
42	13	11045	本県布達留	甲101~160号	
43		11047		甲161~216号	
44		11048		乙1~60号	
45	14	11049	本県達書留	乙61~122号	
46		11050		本県布達留	甲1~89号 (甲90~193号欠)
47		11051		本県達留	乙1~110号 (丁1~5号欠)
48	15	11052	本県布達留	甲1~79号	
49		11053		甲80~207号	
50		11054		本県達留	乙1~90号、丁1~12号
51	16	11057	本県布達留	甲1~100号	
52		11058		甲101~170号	
53		11060		乙1~55号、丁1~5号	
54	17	11059	本県達留	乙56~119号、無号30件	
55		11081		本県告示留	無号25件、告1~87号
56		11067		本県布達留	甲1~59号
57	18	11068	本県布達留	甲59~89号、無号17件、他	
58		11064		本県達留一	乙1~43号
59		11065		本県達留二	乙44~89号、無号8件
60		11066		本県達留	乙90~147号 (乾1~189号欠)
61	19	11062	本県告示留	掲1~15号 (M17年標目有り)	
62		11069		本県布達留	甲1~37号、論達他10件
63		11070		本県布達留	甲38~97号、論達他9件
64		11094		本県達留	乙1~102号、正誤6件
65		11071			乙103~168号、正誤2件 (乾1~125号欠)
66		11082		本県告示留	乾126~207号
67		11085		本県掲告示	掲1~59号 (標目なし)

68	17	11083	本県告示留	掲60~139号
69		11084		掲140~241号
70	18	11073	本県布達留	甲1~39号、論達4件、無号4件
71		11072		甲40~89号、無号2件
72		11075		乙1~66号、無号5件
73		11074		乙67~141号、無号2件
74		11076		無号番外(1/10~4/24)
75		11077		無号番外(6/8~12/28)
76	19	11087	本県達留	無号番外(1/27~5/26)
77		11089		乾1~177号、無号2件
78	18	11088	本県告示留	掲1~46号
79		11086		掲47~90号
80		11087		掲91~119号
81		11078		掲1~9号
82	19	10998	本県布達留	甲1~56号、号外12件
83		10999		秋田県令1~29号、論達他8件
84		11079		乙1~46号、無号2件
85		11080		丙1~82号、無号1件
86		11090		秋田県達83~144号、正誤1件
87		11091		乾1~59号
88		11092		乙1~79号、無号1件
89		11093		秋田県告示留
90		10994		秋田県令80~86号
91		10995		秋田県告示87~171号
92	20	10996	秋田県令	秋田県令1~59号、論達他8件
93		10997		秋田県令60~117号、論達9件(秋田県達1~167号欠)
94		10998		告示1~139号
95	21	10999	秋田県令	秋田県令1~77号、論達他11件
96		11000		達1~151号、正誤2件(秋田県告示1~101号欠)
97		10997		秋田県令1~56号、論達他3件
98		11099		達1~39号、正誤2件
99	22	11097	秋田県告示	告示1~27号
100		11098		秋田県告示1~27号、正誤2件
101	11106	秋田県訓令	秋田県訓令1~85号	

それに対して、本館に保存されている布達は、表2の通りである。また布達関係の簿冊の主なもの表3にあげた。

三井氏本と本館所蔵の相違をまとめると表4のようになっており、明治六、九年の二冊分が欠本となっているものの、相互に欠本を補うと明治五年から二十二年までがほぼ揃っているといつてよい。

次に、布達関係が全体の館蔵資料の中でどういう位置を占めているのかをしてみる。表5にあるとおり、公開目録(一〇一五五冊)の分野別リストのうち、布達集は三分野に分類されており、あわせて九八一冊(九・八%)を占める。このほかに、郡行政・市町村行政関係にまだ関係簿冊が含まれており、戦前公文書の約一割は布達関係といつてよい。特に明治二十年代までの簿冊は、明治九年からの各部課の事務簿と並んで、布達関係が非常に大きな位置を占めているといえる。

二 布達とは何か

1 布達の種類

そもそも布達とは何か、ということがまず検討される必要がある。布達という言葉の意味は、広辞苑によると「ひろく一般にふれ達すること、またその通達」となっている。広辞苑には他にも、布告(一般に知らせること)、達(たつし…官庁から人民へ通知すること、またその文書)、告示(国家・地方公共団体などが広く一般に向け

表3 布達集関係・所蔵一覧

◎整理番号10967～11948 425冊
 その他（郡関係等） 45冊 計470冊
 （官省指令、往復文書等を除く）

○秋田県関係（管内布達）

管内布達控、留	6冊	M5～6	管内布達扣など
本県触示留	27冊	M7～11	
本県布達留	17冊	M12～19	甲号
本県達書留	24冊	M7～19	乙号
本県告示留	14冊	M15～22	
秋田県令	5冊	M19～22	
秋田県訓令	8冊	M22～29	乙号
内号達	7冊	M13～18	
郡号達	5冊	M19～22	郡役所への達書、筆書き
郡関係	河辺郡 雄勝郡 由利郡	15冊	M29～T4
		3冊	M31、32
		3冊	M24、25、31～T1
庁中達	19冊	M13～22	庁中令達、庁号達など
庁中例規	15冊	M12～S20	
令達	4冊	M38～T11	

○太政官関係（中央令達）

御布令書写	17冊	K4～M4	
御布告控	13冊	M1～4、6	
御達書写	3冊	M2	
御布告御達留	3冊	M4～5	
布告全書	24冊	M4～6	
太政官布告書	3冊	M7	
太政官布告留	5冊	M7～12	
太政官布告全書	3冊	M13～18	
太政官達留、全書	23冊	M9～16	
諸官省御達留	2冊	M4～5	
官省公達留	14冊	M5～18	
租税寮達留	1冊	M6～9	
勅令	4冊	M19～20	
宮内省達留、告示達	2冊	M6～17	
文部省（公）達留	6冊	M6～20	
司法省達留	10冊	M6～19	
外務省布達留	1冊	M6～	
内務省布達留	27冊	M7～19	内務省達留、現行内務省布達便覧
大蔵省達留	28冊	M5～20	大蔵省布達全書、大蔵省告示など
地租改正事務局公達	1冊	M8～13	
会計検査院達	1冊	M13～15	
陸、海軍省公達留	1冊	M6～8	
陸軍省達留	17冊	M7～18	陸軍省達全書など
海軍省達留	4冊	M9～17	
農商務省達留	2冊	M14～16	
工部省達留	3冊	M6～18	工部省公達留、工部省告示留など
教部省工達留	3冊	M6～10	
内閣勸業博覧会達留	2冊	M13～14	
各大臣令達留	4冊	M16～23	各大臣達及訓令、各大臣訓令編冊
閣省訓令達綴	8冊	M28～35	

表4 秋田県布達集所蔵状況（三井氏本と本館所蔵の相違）

※三井本あり、本館なし

M9	301～369番
M10	乙1～100番
M13	甲90～193号、丁1～5号
M16	乾1～189号
M17	乾1～125号
M19	号外、諭達
M20	達1～167号、諭達、郡16～269号
M21	告示1～101号、諭達、郡18～356号
M22	郡8～61号

※本館あり、三井本なし

M5	1～241番（整理番号 11006、11007）
M6	1～335番（11038、11037） 474～572番（11035）
M7	乙1～69番（11039）
M8	乙1～142番（11040）
M9	乙1～100番（11041）、乙201～227番（11042）
M14	丁4～12号（11054）
M15	丁1～5号（11060）
M16	掲1～15号（11062）
M17	掲6～241号（11085、11083、11084）
M18	達 無号番外（11076、11077）
M18	掲1～119号（11088、11086、11087）
M22	秋田県訓令1～7号（11106）

※本館、三井本ともなし

M6	336～473番
M9	乙101～200番

表5 公開目録（戦前永年文書）内容別一覧 全10155冊

分野	内容	冊数	%
林業	公有林台帳、森林組合関係	322	3.2
戸籍、兵事	戸籍掛・徴兵掛事務簿	335	3.3
郡行政	郡会・郡参事会会議録	993	9.8
寺社行政	神社明細帳、寺院台帳	546	5.4
教育	学務掛・教兵課事務簿	482	4.7
地理土木	地理掛・土木課事務簿	1520	15.0
土木、駅通、勸業、農水産	駅通掛・勸業課事務簿	1062	10.5
農水産業等	漁業許可、小作調停	686	6.8
勸業	諸務掛事務簿、叙勲	823	8.1
総記、議会	県有財産、県会書類、予算	1239	12.2
行政、都市町村行政	市町村掛事務簿	851	8.4
民生、土木	発電所、公有水面埋立関係	105	1.0
令達等	県庁日誌、七族卒明細短冊	589	5.8
官庁上申、令達	官省上申同指令原簿	392	3.9
皇室文庫	御巡幸関係書類	210	2.1

て行う通知、諭達（官府から触れきとすこと）などがあり、厳密な区別は示されていない。

これらのうち、現在も使われているのは告示のみであり、他は過去のある時代（すなわち明治前期）にのみ使われた法形式といえる。現在のような法形式が一応整えられたのは、明治十九年（一八八六）二月二十六日官報登載の勅令第一号によって公文式が公布されたことによる。

これらの法形式の変遷と秋田県の布達の文書記号の変化をたどってみると、およそ次のようであったと思われる。

明治の初期の法令は、太政官から発せられる段階で、江戸幕府の御沙汰書の形式に則って発令され、末尾の文言によって仰・御沙汰・布告・布達・達などと区別されていた。

秋田県では、「御布令書写」（十七冊）、「御布告控」（十三冊）、「御達書写」（三冊）という形で、それらの写しが、慶応四年（一八六八）から明治四年（一八七二）まで残されている。

明治四年（一八七二）、廢藩置県後に太政官の改革（二官六省制から三院八省制へ）が行われ、それに伴って正院から出された事務章程によって、太政官から発令する制度・条例に関するものを布告とし、各官省から発令される制度・条例に関しないものを布達として区別することになった。しかし、実際には各官省による布告も同時に存在し、必ずしもこの区分は明確ではなかった。

こうして各県には、太政官及び各官省から布告・布達が令達され

ることとなり、秋田県では、明治五年（一八七二）三月十三日の県庁開庁布告を第一番として、管内の布達が始まることとなった。この段階では、布達は印刷されておらず、写しが掲示されていたものと思われる。

廢藩置県後県庁開庁までの間は、「御布告御達留」（全五冊中三冊現存）があり、中央官庁からの令達をまとめている。内容を見ると、明治五年三月からの管内布達との重複はほとんどない。したがって、管内布達は太政官布告をそのまま中継したのではなく、太政官各官省からの布告・達のうち、県庁への連絡はそのまま「御布告御達留」として残し、管内に知らせる必要があるものを布達として再編集したものであることがわかる。

明治六年（一八七三）の七月十八日及び八月二十八日の太政官布告によって、布告・達類の結文例が示され、全国一般に公布する太政官布告と各官省の布達、官庁に対する訓令である太政官達・官省達がはっきりと区別されることになった。

秋田県では、明治六年（一八七三）の布達五百四番で、活版所を設けて、布告・布達類が十月一日より印刷され、大小区に一部ずつ配布する旨が布達された。印刷が開始されたのは、十月一日付けの布達五百七十三番からであり、県立図書館蔵の三井氏本布達集はこの番号より始まり、これをもって秋田県の活版印刷の創始としている。

明治六年（一八七三）十二月十七日の布達七百六十二番で、明治

七年（一八七四）一月一日より、これまでの結文例が「此旨布令（相達）候事」から「此旨触示候事」とかわることになり、簿冊名も「管内布達控（留）」から「本県触示留」にかわった。

明治六（一八七三）十一月は、「官省府県公達モノ」と「本県触示モノ」に區別され、法令番号は年月日順に通し番号として編綴されている。その他、番外・無番があり、番外は翌明治七年より達（乙番）となり、無番は個人宛の通知ないしは特定の者に宛てた告諭などと思われる。

明治七年（一八七四）六月二日から乙番が出され、それまで番外として出されていた達書を乙番とする旨が、乙第一番に書かれている。乙番は明治十九年（一八八六）までは年ごとにまとめられて、「本県達事留」として編綴されている。

明治十一年（一八七八）十月二十一日の触示三百四番で、翌十二年一月一日より、これまでの触示を「布達甲第何号」とし、簿冊名は「本県布達留」となり、達は乙第何番から「乙第何号」に改正することになった（達の簿冊名はこれまでどおり）。

明治十二年（一八七九）一月六日の甲第一号で、布告布達の書文例の改正を行い、次の三区分とした。

〔県庁から人民一般への布達は甲号（結文は「此旨布達候事」）
町村事務所への達は乙号（結文は「此旨相達候事」）
郡長への達は丙号（結文は乙に同じ）〕

その後、この書文例は、同年三月二十日の甲第四十七号で、乙号

を町村事務所の他に郡役所にも宛てることとし、さらに翌十三年の甲第五百十九号で、丁号（一郡あるいは数郡への布達）と番外（一郡あるいは数郡、町村役場への達）が追加された。

明治十四年（一八八一）十二月三日の太政官達で、諸官庁より発せられる法令は、布告・布達・達・告示の四形式となった。布告と布達は太政官より発令され、布告は法律・規則、布達は諸省から布達する法規類である。さらに、達は諸省卿より府県長官への達し、告示は太政官や諸省より一時公布するにとどまるものをさす。

明治十五年（一八八二）になると、甲号布達と乙号達の他に、告示が加わる。六月九日から七月二十八日にかけて、番号のない告示が二十五件だけ、八月七日より告第一号が始まっている。同年十二月二十四日の告示で、管内一般への告示を乾号、一郡又は数郡への告示を坤号、人民に関係薄く秋田日々新聞に掲載する告示は新告第何号とすることにした。

明治十六年（一八八三）、十七年（一八八四）と布達・達・告示の三形式で続くが、十八年（一八八五）になると翌十九年の初めにかけて、達は無号番外（沿海郡役所、浦役場宛）、告示に掲号（他県の告示で掲示用）が追加される。

明治十九年（一八八六）二月二十六日に勅令第一号として公文式が公布され、太政官布告を廃止して、新たに法律・勅令・閣令・省令の形式が用いられることになった。

この勅令を受けて、秋田県では同年四月六日に庁内の達しである

序号達の第一号で、県庁布達告示諸達の記号結文例を次のように定めた。

条規・規則は甲号布達（結文は「右布達ス」）

一時の公布・各郡もしくは一、二郡にとどまるものは乙号告示

（結文は「右告示ス」）

庁中達は庁第何号（結文は「右相達ス」）

郡役所・戸長役場・浦役場等への連達は内第何号

（結文は庁と同じ）

秋田師範学校・中学校・病院・勸業委員・駅通取締役等への達

は第何号（文書記号なし、結文は庁と同じ）

沿海浦役場のみへの達は無号（結文は庁と同じ）

諭達は号外（結文は「右諭達ス」）

同年四月七日には、甲二十九号で、布達告示管内公布式を定めた旨を発し、同日の内第一号で政府の公文式発布の手続を郡役所・町村戸長役場に通知した。

さらに、同年八月二日の庁号達で、庁合達文例が改正され、文書記号結文例が次のように定められた。（乙号は従前通り）

従前の布達は県令とする 文書記号は秋田県令第何号

従前の丙号達は秋田県達とする 文書記号は秋田県達第何号

従前の特選訓示は訓令とする（結文は「右訓令ス」）

訓令のうち 秋田師範学校、病院等へは庁第何号

郡役所、戸長役場、浦役場へは郡第何号

一時の公布にとどまるものは告示とする（結文は「右告示ス」）
文書記号は秋田県第何号
諭達は号外ではなく諭達と明記する

このうち告示は、さらに八月十二日に告示式の改正が行われ、秋田県第何号は秋田県告示第何号と改められた。

明治十二年（一八八九）になると、二月十一日に大日本帝国憲法が発布されるが、秋田県では、四月一日に公文例及び文書符号の改定が行われ、これまでの布達は、秋田県令・秋田県告示・秋田県諭達（郡役所、市役所、町村役場、庁中各部あて）・秋田県訓令（所属吏員を指定して発するもの）の四形式に統一されることになった。

同年五月十一日の秋田県令第五十二号で、五月十五日より県令は秋田県報に掲載するをもって公布式とする旨が発せられ、また五月十五日の秋田県訓令第八十四号で、一般に発する訓令諭達も秋田県報に登録するをもって公布式とする旨が出された。こうして、以後の布達は秋田県報によって周知することとなり、印刷物の頒布による布達公布は明治十二年五月十五日をもって終わることになった。

布達関係の歴史的流れは以上のようにまとめられるが、前掲の上條宏之「府県庁文書」には、長野県の布達の例が示されており、それと比較すると、県によってかなりの差異があり、布達は県独自のものであることがわかる。

例えば、長野県では明治十年の段階で、秋田県の明治十二年以降

と同じように甲乙丙という文書記号を使用しているが、甲号が官省の布告・布達となっており、秋田県では太政官布告を含んでいない。また、秋田県では布達文例の改正が明治十二年と十九年の二度行われているが、長野の場合は明治十五年であり、各県で一斉に文例が改正されたわけではない（ただし明治十九年の改正は、公文式公布を受けて行われたもので、長野でも同様の改正が行われていると思うが触れられていない）。さらに、長野では明治二十三年から三十年にかけて県令・告示・告諭・達・訓令・内訓・庁達に細分化されていったということであるが、秋田県の場合は明治十二年に県令・告示・諭達・訓令の四形式にまとめられ、一カ月後には県報に登載することになっている。

他の一県のみとの比較では断定的なことはいえないが、少なくとも各県独自の編集方法によって府県布達が令達されていたのが実状であろう。

2 布達の内容

文書記号をはじめとして、各県の布達に違いがある事がわかったが、内容はどうかであるか、が次の問題となる。他の県の布達の内容については、詳しく調べることができなかったので、『府県概則』を材料に検討してみたい。

『府県概則』は、国立公文書館が所蔵し、一九八七年に公刊された布達関係の史料集である。監修者の石井良助氏は巻末の解説で、この史料を次のように意義づけている。

明治初年の中央政府の法令集である『法令全書』に対して、地方関係の基本記録として内閣文庫に『府県史料』があるが、これは明治七年に編集がはじまったものであり、明治六年以前の地方行政を知ることができない。『府県概則』は、明治六年以前の地方行政に関わる法令をまとめたものであり、同時代の貴重な史料であるとともに、『府県史料』が広く知られた史料であるのに対し、『府県概則』は最近になって目録に載せられたものであり、研究の蓄積がほとんどない。したがって、今後の地方行政研究・地方史編纂に重要な史料である。

本館では『府県史料』については、昨年度の事業で、本県分四十冊をマイクロフィルムに収め、印画紙焼き付けした写真帳を「秋田県史料」として閲覧室に備え、一般の利用に供している。原本としては、副本（史料名は「秋田県史稿」）を明治八年から十五年までの分四十六冊を所蔵している。

『府県史料』の補完的な意義を『府県概則』はもっているということであるが、『府県概則』において秋田県分は三項目が取り上げられているにすぎない。そのうち、二項目は本館所蔵の布達によって確認できるが、庁内規則のみが欠本にあたっていて本館では知り得ない史料ということになる。

したがって、『府県概則』については、秋田県分のみに関していうとそれほど重要な史料とはいえないが、明治初年の各県の布令を網羅している点で、本県の布達との比較ができ、それによって本県

の布達の特徴を知ることができるという点で意味のある史料集といえる。

『府県概則』は、庁内規則・管下布令・庶務・聴訟・租税・出納の各部門に分かれているが、秋田県の例でみると、租税の水利堤防に入れられている記事が管内に合達された布達であることからして、他県の場合も、ここに載せられているものはすべて管内布達であると考えてよいと思われるが、特に雑多な内容を含んでいる管下布令に絞ってその内容の比較検討をしてみたい。

管下布令について、解説では「管下の町村に対して府県の示した法令を示すものであり、町村の各方面の活動に対する法令が示されている。その中には、明治政府による新たな立法も含まれているが、江戸時代の流れを汲むものもあり、明治初年のみならず、幕末の町村の実態を知るのに役立つ」と述べられている。

管下布令に抜けている年代は、明治元年から六年に及ぶが、布達としての比較をする上では、明治五年以降となる。そこで、目次より明治六年一〜三月に該当するものを取り上げ、本館所蔵の管内布達留（整理番号一〇三八、明治六年一〜三月、布達一〜百五十四番）と比較してみることにする。

まず管下布令の該当法令をあげると表6のようになる。

合計で41（二月12、二月21、三月8）である。書式をみると、令が10、禁が8、心得が6、手続・方・届が6、規則が5、その他（廃止・制・検査・取計・揭示）が5となっている。また、内容と

しては、営業に関するものが13、宗教に関するものが10、外国人に関するものが2、その他の命令11、手続に関するもの5となっている。

これらがこの時期に出された各県のすべての布令を網羅しているわけではないので、このみで判断することはできないが、一定の傾向は読みとれると思われる。

これに対し、秋田県の場合は百五十四件の布達が出されており、ちなみに標目の最初の部分をあげると、表7のようになっている。

表7からわかるように、管内布達は二種類に分かれており、官省府県公達モノ（太政官各省から布告されたもの、のちの太政官布告）、本県触示モノ（本県独自の布達、のちの布達甲号）、番外（のちの達乙号）となっている。

『府県概則』の「管下布令」は、「管下の町村に対して府県の示した法令」（解説）ということであり、その分類からすれば、のちの乙号となる番外が該当するが、内容からみて番外は特定の町村あるいは階層にむけて発せられたもので、管下布令の内容とは一致しない。例えば、『府県概則』で秋田県の管下布令として載せられている「喚出遅不参贖罪例」（二巻、三七頁）は、明治六年秋田県布達二百八十七番のことで、これは本県触示モノの中に入っている。また、掃除規則として他県で出されているものは、明治六年秋田県布達七十二番で、太政官布告三百二十五号（明治五年十月二十八日、「法令全書」明治五年・二一九頁）を受けた官省公達モノとなっている。

表6 「府県概則」管下布令一覧

明治6年	1月	東京府 足柄県 三重県 静岡県 岐阜県 富城県 若松県 水沢県 山形県 鳥取県 白川県	本国人外国人ニ使役スル心得 願届幸便概略 溜水祈禱ノ禁 市中心心得 無願神祠佛宇取立諸勸化ノ禁 鎮台兵へ売物心得 区ノ長袴着用品不及ノ令 旧修験祈禱呪咀ノ禁 往還掃除修繕規則 市店点燈ノ制 寺院境内等鎮守社廃止 鎮台章服買取ノ禁
	2月	東京府 京都府 大阪府 愛知県 浜松県 滋賀県 岐阜県 磐前県 敦賀県 石川県 鳥取県 広島県	宿屋布令 床店規則 人力車規則 船改ノ令 祭礼ノ節心得 舶米飲食物検査 止宿人改方届規則 旅行病者取扱方 外国人へ舖ハルル者届書式 雑令四則 雑令三則 銃砲彈藥売買手続 脱籍郵送ノ手続 贈答並念佛講ノ令 念佛踊ノ禁 神佛混同碑塔ノ禁 薬品売買心得 祈禱門札ノ禁 変死人取計 河豚売買ノ禁 石場規則
	3月	東京府 埼玉県 新川県 鳥取県 島根県 岡山県 白川県	証券印紙渡方 神佛開扉開籠ノ令 物価揭示 米穀輸出心得方 種痘規則 鞍下荷下廃止令 琴三絃教授盲人ニ限ルノ令 桑苗標札ノ令

表7 明治6年管内布達留標目一覧

- ◎管内布達留 (整理番号11038)
 明治6年1月~3月 1番~154番
 ・154件の内訳
- | | | |
|----------|----|----------|
| 官省府県公達モノ | 98 | →のち太政官布告 |
| 本県触示モノ | 56 | → 布達甲号 |
| 番外 | 12 | → 達乙号 |
- ・管内布達留標目 (○は官省府県公達モノ)

○	一	太陽曆御頒行神武天皇御即位ヲ紀元ト被定
○	二	神武天皇御祭典遥拝処設置
○	三	元始祭式孝明天皇遥拝式神武天皇御即位日遥拝式
○	番外	秋田郡十二所町外各村町對人馬懸立廢止
○	四	農社郷社村社ノ儀詮議ノ次第有之取消
○	五	改曆ニ付租税上納方及金穀貸借貫屬米渡方
○	六	清濁酒醬油無願過造密造等ノ禁止
○	七	出火ノ節無用ノ者近傍往還へ立回り間敷事
○	八	士族卒祿高姓名共可差出事
○	九	学制御頒布ニ付男女六歳ヨリ十二歳マテ可差出事
○	十	乞食ノ類へ米錢等施与不相成
○	十一	外国人内地通行ノ節宿料人馬賃過当ニ申掛間敷
○	十二	戊辰以來馴々人馬雇賃其他滞金濟方可取斗事
○	番外	士族以下平民ニ至迄男女共高年ノ者可届出事
○	番外	院内角間田巡回所相廢横手へ出張処ヲ設
○	番外	大館巡回所相廢更ニ出張所ヲ設
○	番外	本荘巡回処ヲ廢取締処ヲ置
○	十三	朝旨遵奉職業勉勵可致事
○	十四	蚕種原紙規則
○	十五	市中賣米石代相場
○	十六	平民任官ノ者勅奏判ヲ不論在官中子孫士族取扱ノ事
○	十七	鈴木新五郎人相書
○	十八	士族卒叔姪子弟軍功賞典米給与ノ者養子願ノ事
○	十九	元秋田藩従来卒家譜明細調可差出事
○	二十	畑田成田畑成荒地起返可申立事

いる。したがって、『府県概則』で「管下布令」として一括して扱われている布令であっても、秋田県では、内容によって適宜に官省公達モノ、本県触りモノ、番外に振り分けて布達しているといえる。

他県の場合について、先の掃除規則を例にみてみる。掃除規則は、一覽の一月の水沢県の例の他、同じような内容の布令が、東京府・滋賀県・広島県で出されている。時期は早い順に、東京府が明治三年九月（二卷二四頁）、滋賀県が明治五年八月（二卷一八六頁）、水沢県が明治六年一月（二卷一七頁）、秋田県が同年二月、広島県が同年九月（二卷一七一頁）となっている。

掃除規則は、基本的には道路の清掃を町村ごとにやるように府県から各町村に通達されたものだが、秋田県では明治五年十月の太政官布告をそのまま合達しており、明治五年十月には全国にこの法令が出されたことがわかる。すなわち、東京府・滋賀県はこの太政官布告が出される前に独自に同じような布令を出していることになり、内容も各府県独自のものであり、東京府は道路だけでなく屋敷内の草取りなども命じている。また、太政官布告後に出された水沢県・広島県の場合も太政官布告の合達ではなく、例えば水沢県は道路修繕もあわせて命じているというように独自の内容となっている。

これらのことから、太政官布告であってもそのまま各府県で合達されるのではなく、県の状況に応じた時期・内容で、それぞれの県独自の布達が出されているということがわかる。

時期ということに関連して、もう一つ例をあげる。秋田県布達十

番に「乞食ノ類へ米銭等施与不相成」とあるが、この布令も各県で出されている。『府県概則』で確認できるのは、兵庫県（「乞食取扱」二卷一〇〇頁）、東京府（「乞食ニ物ヲ与フルヲ禁」二卷一七頁）、置賜県（「乞者処分」二卷三四頁）の三府県である。

時期は、兵庫が明治五年五月、東京が同年十月、秋田が明治六年一月、置賜が同年十月である。これは西から東へ、同じ東北でも都市から郡部へと、乞食に対する扱いが厳しさを増していく過程を示しているともいえるのではなからうか。

総じていうと、各府県では、府県の事情によってそれぞれの時期にそれぞれの内容で府県独自の法令として布達を出していたといえるであろう。したがって、太政官布告と各府県の布達を比較することによって、その府県のその当時の実状というものが、ある程度明らかになるといえるのではあるまいか。この点については、今後の研究の成果を待ちたい。

なお大島美津子氏は『明治国家と地域社会』³⁵において、各府県の独自の布達案・行政措置案は太政官宛に稟候・具申され太政官で許可・修正・却下が行われ、中央の指令に違背して専断した場合は懲戒の対象となるが、現実には「府知事稟令は、自己の権限で中央から出された法令を地方の実情に即して具体化する施行令を發布したり、中央の法令の規定がない事例については、その間隙を埋める地方法令を發布した」と述べており、上の結論を裏付ける。また、秋田県を含む東北地方の特色として「東北地方は他府県出身者が地方

官として乗り込み旧習一洗をめざす統治を容赦なく断行した地域」であるとして、「これら朝敵藩地域に対する統治は、旧藩主や旧藩士族に対し顧慮を払う必要がなかっただけに、ともすれば専制的になる傾きがあった」と指摘している。この「専制的」の具体的内容は、管内布達の状態を追うことで後づけることが出来ると思われる。

3 布達の方法

大島美津子氏の前掲書には、新潟県の戸長職務の例として、布達布達の徹底方法として次のようなやり方がとられたことが述べられている。

「布告布達は、県庁・郡役所から郡下の数ヶ村を組み合わせた回達組合内の郵便局に郵送され、そこから総代戸長役場に配達後、「小走」の手で順次戸長役場へ回送された。布告布達を入手した戸長は、毎月少なくとも二回以上、戸長役場または学校など便宜の場所へ住民を呼び集めてこれを読み聞かせ、分かりやすい説明をしなければならなかった。さらに布告布達は各戸へ順次回覧され、周知が図られたのである。地域によっては小字単位で報知公が開かれ、部落総代や村会議員が中心となつての公読も行われている。なお明治一九年の官報公刊以後は、県庁からの配布に代つて、官報購読が各戸長役場の義務となる。」

本県の場合は、明治六年十一月二十三日の番外布達で、区長の職務に「布告之旨区内無遺漏通達」することが第一にあげられている。翌明治六年十一月四日の布令第六百四十九番で布達の方法について

触れ、布告の一般熟知については一区戸長ニ於テ専ラ担当一するところが確認され、それが徹底しないため「布令ノ文字有之分ハ各村使官ノ地ニ三十日間必揭示可致」として、布達の結文例を「太政官御布告、諸省御布達揭示スヘキ分」は「右之通御布告（布達）相成候條此旨布令候事」とし、「県限布令揭示スヘキ分」は「此旨布令候事」とすることにした。

したがって、以前より戸長において布達告知が職務となっており、揭示がその方法であつたと考えられるが、この時点でそれを三十日の揭示と定め徹底を図るとともに、「布令」の文字の有無によって揭示するものと、単なる戸長への連絡で揭示する必要のないものを区別したのである。

揭示場所は各区で違つていたであろうが、明治六年十二月十四日の布令第百一十番（同年十一月二十八日の司法省布達を受けたもの）では、地方裁判所前と戸長宅前が布達揭示場所として指定されている（地方裁判所が未設置の場合は県庁前）。またその十日後の、明治六年十二月二十四日には布令百八番によって、布達は便宜の地で三十日間揭示することが再確認され、それに伴つて従来の高札が取り除かれることになった。これ以前は高札による揭示も行われていたことがわかる。

では、戸長に対してどのように渡されたのであろうか。明治七年四月三十日の触示第二百六十番によると、本庁・支庁詰月番戸長が廃止されたのに伴つて、「白令御布令御布達等各小区扱エ向ケ郵便

ヲ以差送候」とあり、それまでは月番戸長というのが本庁や支庁に詰めており、直接手渡しされており、この時から各小区ごとに郵送されることになったことがわかる。

大島氏の前掲書によると、新潟県の場合、回達組合というのが郡役所と戸長役場の連絡を行っているが、本県の場合は、はじめは月番戸長がその役目をもっており、廃止後は戸長宛直接郵送という形になったのである。

三 職務分課の変遷と布達集

明治五年から二十二年までの布達の年ごとの数字は、表8のようになっている。

年によってかなりのバラつきがみられ、特に明治十二、十三、十六年までが、他の年代に比べると数が少ないが、この表にはない内号達の数字を足すと、ほほ他の年代と同じぐらいとなる。数字的には、一年で六〇〇〜八〇〇ほどの布達類が出されているということがいえる。

人民一般に対して出される布達に注目してみると、はじめ七〇〇番台であったものが、達の公布によって数を減らしていき、明治十二年に大幅に減っている。これは、この年から内号達が出されることになったのと、この年より「官省公達モノ」と「本県布達モノ」の区別がなくなつて、本県布達に一本化されたためである。また、

明治十六年から布達が半減しているが、これは前年からはじまった告示が二〇〇近く出されることに伴つたものと思われる。

ちなみに、掲号達が明治十六年から十八年の三ヶ年のみに出されているが、その後どうなったかは不明である。これがその後も年毎に一〇〇〜二〇〇件がつづいたとすれば、郡号達とあわせてかなりの数の布達類が出されていることになる。

以上のことをまとめてみると、人民に対する布達が、無記号から甲号・県令と変わるにつれ、数が減っているのに対し、全体の数は逆にわずかながら増えている。これは、職制の変化に伴つて布達の形式が分化して多様化するとともに、人民以外への合達が増加して、行政制度そのものが肥大化していることを意味している。

したがって、布達の変化は、部課変遷と照らし合わせるることによって、県行政の構造の分析が可能となるといえるのではあるまいか。

そこで、まず簿冊に書かれた部課名を確認してみる。本館所蔵の布達集の編綴主体は、大きく分けて三課（掛）である。明治六年から十五年にかけて記録掛（係）が担当、その後、明治十六年から二十年までを文書課が担当している。この二課（掛）の他に、内号達（明治十三、十四）が整理科、内号達・郡号達（明治十五、二十）が文書課となっている。

また、庁中例規（明治十二）については知事官房が担当している。

他に、部分的なものとして、明治九年に第一課受付掛、明治二十

表8 年次別布達数一覧表

年度	布達	達	告示	掲号	郡号	その他	合計
M 5	241						241
6	781						781
7	715	69					784
8	677	142					819
9	531	227					758
10	403	211					614
11	391	193					584
12	216	122					338
13	193	110				J5	308
14	207	90				J12	309
15	170	119	87			J5	381
16	89	147	189	15		庶2	442
17	97	168	207	241			713
18	89	141	177	119		坤7、勸2、庶1	536
19	85	190	230		157	衛3、収1	666
20	117	167	139		269		692
21	71	151	101		356		685
22	56	39	54		61	訓令85	295

※明治5年は3月13日から、明治22年は5月15日まで

布達 (M 5) 無号→(M12) 甲号→(M19) 県令
 達 (M 7) 乙号 →(M19) 丙号→(M19) 県達
 告示 (M15) 告号→(M16) 乾号→(M19) 乙号→(M19) 告示
 郡号 (M12) 丙号→(M19) 郡号

明治19年の数字は各項目に該当する令達を足したもの
無番、番外、号外、論達等の番号のないものは除いた

※このほかに郡役所宛の丙号達の筆書きの原稿が8冊ある(整理番号 10967~73)
実数は次の通り

M12欠、M13 (641)、M14 (426)、M15 (354)

M16欠、M17 (328)、M18 (386)

※郡号達はすべてあるわけではなく、確認できる最も大きい号数をとった

年に庶務課の編綴したものが一冊づつある。さらに庁中達は、兵事課（明治十三～十五）、庶務課（明治十三～十五）、第一課庶務係（明治十六～二十）、第一部議事課（明治二十～二十）のものがある。

その他、部課名がわかるものをすべて拾うと表9のようにになっている。

次にこれらの部課がどのように変遷しているかをたどってみる。本館の専門員であった高橋務氏（秋田県立湯沢高校教諭）は、本館研究紀要創刊号に「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」を載せている。この論文が扱っている時期は、明治六年から二十二年までと本稿とほぼ同じである。

以下、高橋論文の成果をもとに職務分課の変遷と布達集の關係について考えてみたい。県庁組織全体の職務分課は高橋論文を参照してもらおうことにして、ここでは布達關係の担当部課の変遷にしばらくみることにする。

布達の担当部課がわかるもので最も古いのは、明治五年の庶務課規則（九月二十五日）によって、「管内ノ布達ハ文書掛之ヲ担当ス」とあるものである。布達はすでに明治五年の三月十三日から出されているので、それまでも庶務課が担当していたのであろうが、この段階で担当係を文書掛と明確にしたものであろう。

翌明治六年八月二十五日の秋田県職務章程によると、「御布達ノ書類ハ都テ奏任官ヨリ庁中回覧」とあり、太政官各省からの布告・

表9 布達集担当部課名一覧

	年 度	資 料 名	部 課 名
本県布達	M14	本県布達	土木課
	M19～21	秋田県令達	学務主任分
	M22～24	秋田県令達	第三課学務係
	M20～21	主任分令達綴	第一部議事課
	M22	主任分諸達	地方財政課
官省公達	M 6～13	文部省布達留	教育課
	M 7	内務省公布留	庶務課
	M11～14	大蔵省布達留	土木課
	M16	内務省達全書	庶務課文書掛
	M19	布告、勅令	庶務課第四部
	M19～20	大蔵省令	令官房住復部

布達類は庁中で回覧されていたことがわかる。これは以前から行われていたやり方であろう。また、これまでの文書掛が廃されて、「士民布達」（県から一般人民への布達）については、各課担当から庶務課調査掛に付与することになっており、同課常務掛が「配達処分」することになっている。調査掛（全課に置かれた）は課の総括・管理的な役職（明治九年より課長となる）であり、令達に関しては特に庶務課の調査掛が総括的責任を持っていたと思われる。

明治八年になると、一月十九日に庶務課常務掛は庶務課庶務掛と変更された。さらに六月二十二日には、庶務掛の分掌として「諸布達ノ件々一切之ヲ担当」することになった。

しかし、同年十一月二十日に太政官で「府県職制並事務章程」が制定されたことに伴い、県の行政組織が一新された。庶務課は、学務掛と勸業掛を分課し、新たに土木掛を入れて第一課となった。布達類は新設の第一課受付掛が担当することになった。

明治八年十二月二十七日の秋田県職務章程によると、受付掛は「管内布達ノ事ヲ掌」り、「士民布達」については各課担当が証印を捺して受付掛に附し、同掛によって「配達」されることになった。庶務掛の分掌が受付掛に移されたといつてよいが、諸務掛も同時に存在した。また第一課には、同じく新設された記録掛が「庁中一般ノ記録文書ヲ編輯貯蔵」することになっており、文書はここで残されることになった。この段階で、これまで文書掛↓常務掛↓庶務掛とわたされてきた布達が、記録掛によって編集保存されることになった。

たのである。現在残されている初期の布達の編集部課が記録掛となっているのは、このためである。したがって布達集の編綴は、早くとも明治九年以降ということになる。

第一課の掛として、受付掛・記録掛・諸務掛の関係がどうなっていたかという点、明治九年七月三日の第一課分係処務規定によると次のようであった。

受付掛には、受付を業務とする受付主任と雑務主任があり、雑務主任の職務の中に「到達ノ公布ニ上官管内布達ノ印ヲ捺シテ下付セハ事ノ緩急ヲ單リ帳簿ト原書トニ番号及ヒ結文ヲ記載シ速ニ活版社へ下付スノ同社刻成テ上納セハ部数ヲ檢シ之ヲ受領シ其証ヲ付スノ各課各所ヨリ出ス処ノ管内触示区戸長達等ノ如キモ亦同シ」とあり、官省公達のうち管内に布達するものと各課各所から出す管内触示達について、受付掛の雑務主任が番号をつけて印刷頒布を担当していた。その後については、記録掛の職務をみてみると、記録掛には記録主任と国史地誌主任が置かれ、記録主任の職務の中に次の二項目がある。まず「本県触示達書等総テ刊行スルモノ受付掛ヨリ必ず二部送付スル」とあり、保存用に二部が記録掛に送られてくることになっていった。そして「一部ハ事類ヲ分テ逐次ニ編輯シ一日ニ其沿革ヲ瞭然タラシメ照査ニ便ニス尚ホ皆巻端ニ番号事目ヲ標記ス」とあり、番号を振って巻頭に標目が付いた簿冊の形式にしたのは記録掛であったことがわかり、部課名のない明治五年の管内布達控も同じ体裁を取っているので記録掛が編綴したものであることがわかる。

朱書きで後からつけられた番号も記録掛で行ったものである。また、諸務掛は名簿主任と諸務主任がいて、諸務主任の職務の中に「官省布達府県來翰四民願届等各課担当ノ条目ニ適當スル正条ナキ事務ハ普ク担当ス」とあり、布達類で担当部課の不明なものは諸務掛が担当していたことがわかる。

明治十一年になると、太政官の「府県官職制」制定によって、秋田県庁組織も大幅に変更された。第一課は庶務課という課名にもどり、記録掛はそのままであったものの受付掛が廃止された。かわって臨時の機関として設置されたのが整理科である。高橋論文によると、整理科は、庁内各課への法令・往復文書の分配を一手に行い、県庁全体の窓口としての役割ももっており、「まさに増大した県令の事務を処理する、臨時の県令直轄機関」であった。布達に関しては「管内布達諸語達及諸規則等ノ議案ヲ検視」し、「布告布達ノ印刷及頒布」を分掌とした。

明治十四年になると、庶務課に往復掛が新設され、「公文受付諸達印刷稟申指令ノ浄書等ニ関スル事」を担当することとなり、整理科は整理課となって調査掛と職務掛が置かれ、調査掛は「官省院ノ稟申郡町村ノ諸達指令及諸規則等ノ議案ヲ批議」することになった。すなわち、議案の検視と印刷・頒布を一手に行っていた整理科の職務を、議案の検視は整理課調査掛、印刷頒布は庶務課往復掛が分担することになった。庶務課記録掛の職務は従前であった。

明治十六年六月に秋田県事務章程が改正され、整理課が廃止され、

庶務課も往復掛・記録掛が新設された。すなわち布達を扱ってきた部署がすべてなくなり、庶務課文書掛に統合された。六月十六日の庶務課処務仮規程によると、文書掛は第一部と第二部に分かれ、第一部は「文書編輯図書保存」すなわち旧記録掛の分掌を引き継ぎ、第二部は「往復文書ヲ掌理」・「布告布達等ノ印刷頒布」・「県令名及県名ヲ以発遣スル文書ヲ浄書」すること、すなわち整理課調査掛と庶務課往復掛の職務を併せ持つことになり、文書に関するすべての事務が文書掛で一本化されることになった。

しかし明治十九年になると、四月八日に秋田県事務章程の改定により、庶務課文書掛が廃止され、布達に関しては庶務課庶務部と新設の令官房の秘書部・往復部があたることになった。各課事務規程によると、秘書部が「枢密文書並ニ訓示内訓等ヲ処分シ及其文書保存ノ事」とあり、往復部は「文書編纂図書保存ニ関スル事務」と「布告布達告示達等ヲ印刷頒布及主務省報告ニ関スル事務」を掌理することになっていた。また、庶務部は「布達布告及郡役所戸長役場へ達スル文書調査ノ事」となっており、管内布達の流れは、庶務部で作成され、令官房にまわって、秘書部が検討したものを、往復部が印刷頒布し保存する、という形となった。

この改定は、前々年に内記と会務掛を引き継ぐ本局ができたことの延長にあり、文書に関しては、この年公文式が発せられて公文書の形式が整えられたことに対応するものであったと思われる。同年六月一日には令官房文書編纂細則が定められ、八月二日には庁令達

文例、八月十二日には告示式が改正された。この文書編纂保存についての流れは、翌明治二十年に文書編纂及保存規則へとまとまっていくものであるが、その前に県庁組織は大きく変更されることになった。

明治十九年七月二十日勅令第五十四号（「地方官官制」）が出され、それに伴って秋田県では、同年九月八日に秋田県処分細則を制定した。それによると、令官房は廃止され、県庁事務を大きく第一部と第二部に二分した編成となっており、第一部に置かれた文書課が文書の取り扱いを一手に行う形となった（はじめ同じ第一部の庶務課が「本県令達訓令告示諭達案ノ調査」を職務としていたが、翌年一月には文書課にその職務も移された）。すなわち、この年の四月はじめまで文書掛がやっていた仕事を、五カ月を経て文書課にそのまま引き継いだ形となったのである。

明治二十二年三月二十八日の改定で、文書課が廃止され庶務課がその職務を引き継ぐことになったが、文書の編纂保存を一課がまとめて行うという体制は変わらなかった（この改定で知事官房が設けられることになり、明治十二年以降の庁中例規が知事官房で編綴された）。こうして文書課という課名であるかどうかは別として、一部署によって文書が収受・作成・編纂・保存されるという形ができてあり、現在の学事文書課に至る流れが作られていったのである。

おわりに

秋田県布達集の概要をまとめてみたが、その内容に踏み込んだ分析とはならなかった。管内布達は、太政官布告をもとにしている部分もあるが、各県独立の内容をもったものであることが明確となった。とすれば、今後の課題はおのずと一つ一つの布達の内容の検討ということになる。今回の複製本の配架によって、県内外の近代地方史研究者の利用がしやすくなったので、今後の研究の進展に大いに期待したい。

また、本稿はあくまでも複製本の解題としての目的をもつものであり、太政官布達を含めた官省公達あるいは上中指令等、庁中達・郡号達を含めた布達類全体の検討には至らなかった。さらに、各県ごとの布達の内容の比較検討も部分的にとどまってしまった。これは自分自身の今後の検討課題として後日を期したい。

蛇足ではあるが、以下雑感を多少述べてみたい。史料群ごとの解題というのは、まず館全体の資料そのものに対する評価や分析があり、その上で基本となる史料群の位置づけがなされねばならないのではないかと思う。例えば布達というものを取り上げても、同じ府県庁文書でも県によって残存の形態・内容は違っているはずである。その史料が館全体の史料の中でどういう位置を占めるのか、その時代の史料の中でどういう意味を持っているのか、他と比較してどう

いう特色を持っているのか等の点がまず問題とされねばならない。本館の公文書の目録は、内容別として分野ごとのまとまりを示しているに過ぎない。あるテーマについて知りたいと漠然と思つているときはそれで用が足りるかもしれないが、さらにすすんで関連資料を探そうとするとき（例えば関連法規、関係機関の別の資料等）、はたしてそれがストレートに目録によって示されているかといえはそうではない。目録には、専門的知識を持たない一般利用者あるいはこれから研究を始めようとする人に対する配慮が必要なのではないか。これまでの目録論は、古文書研究者の理論や図書館の分類法にとらわれすぎていたようにも思われる。

日々作成される現代公文書を対象とする公文書館においては、ひとり研究者のみを利用対象とするのではなく、一般利用者に対する視点がより求められるのではないか。研究者に対する案内役としてのアーキビストではなく、日々の暮らしの中に公文書・古文書が生きていくための手助けとしてのアーキビストが本来の職務であろう。公文書館の業務は、そのような認識の上に立ったものであることが求められていると思う。一般利用者にとって、その時代の入門的役割をはたすと思われる基本文献を、より分かりやすい形で、より利用しやすい形で提供することが、その手始めであろうと思われる。

今回の布達集の複製本の配架とこの解題が、一般利用者の利用の基礎作業として意味のある仕事であったといえれば、公文書課のこの一年の業務の一つが報われるのではないかと思ひ、筆を擱く。

註

- (1) 山中永之佑『歴史研究と公文書館』(『北の丸』二二)
- (2) 木村礎編『文献資料調査の実務』(柏書房、一九七四年) 所収
- (3) 石井良助監修『府県概則』(吉史社、一九八七年)
- (4) 『府県概則』の本県分は次の三カ所である。
 一 巻二九五頁の庁内規則(明治六年八月分は本館欠本)
 二 巻二三七頁の管下布令(明治六年布達二百八十七番、本県触小モノ)
- (5) 三巻二六五頁の租税(明治六年布達七十一番、官省公達モノ)
 ただし全く同じ史料ではなく、多少の字句の異同がある。
- (6) 大島美津子『明治国家と地域社会』(岩波書店、一九九四年)
- (7) 大島前掲書三二～三四頁
- (8) 大島前掲書二二五頁

付記 なお、資料のひとつひとつには出典の註記をつけなかったが、布達については、複製本の秋田県布達集を、職務分課については前掲高橋論文を参照していただきたい。

(公文書課専門員 さとう たかし)

記録史料の展示に関する一試論

柴田知彰

はじめに

一 公文書館の普及活動について

1 普及活動の位置付け

2 普及活動の対象者層の分析

二 公文書館の展示活動について

1 展示活動をめぐる問題点

2 展示活動の日常業務との連動

3 公文書館の展示のアイデンティティ

4 記録史料認識論による史料群展示

三 鉄道事務関係簿冊群の展示計画

1 史料群の内的構造の再構成

2 史料群整理からの展示構成

結びにかえて

はじめに

現在、国内の多くの公文書館¹⁾では、普及活動の一環として定期的に展示が行なわれている。秋田県公文書館においても、平成五年開館時の特別展以後、毎年企画展が続けられている。しかし、国内において、公文書館固有の展示論は未だ確立を見ず、展示活動を本来の業務と考えるか否かについても見解が分かれている。展示活動は時間と手間の掛かる仕事であり、故にその位置付けの曖昧さは館の業務全体にも影響すると考えられる。

一方、公文書館固有の展示を目指した例として、これまで北海道立文書館や柳川古文書館などの先駆的な実践があった²⁾。また、普及活動の視点から欧米公文書館の展示活動を紹介した森本祥子氏の研究もある。本稿は、これまでの先行研究及び実践を踏まえ、公文書館の展示活動の在り方を模索する試論である。

一 公文書館の普及活動について

1 普及活動の位置付け

展示は普及活動の範疇に入ると共に、その有効な手段でもある。アメリカやイギリスの公文書館で、展示活動が普及の主要な手段と認識されていることは、森本氏により紹介されている³⁾。しかし同氏の指摘の通り、日本の文書館学においては、普及活動自体が確固とした位置付けをされてきていない。故に、まず普及活動を公文書館の業務の中に位置付けることが、前提として必要と思われる。

安藤正人氏は、公文書館等における史料管理の目的を「史料を社会的・文化的資源として広く、かつ永続的に利用できるよう、適切な保存・公開システムを構築し、これを維持すること」と定義し、目的達成の作業プロセスを段階的に設定している⁴⁾。①調査収集、②整理記述、③保存管理、④利用提供、の四段階である。国際的に認識されているアーキビストの主要業務に大体対応している⁵⁾。

この中でも「④利用提供」が、最も普及活動を必要とする段階と考えられる。公文書館の保存する記録史料は、社会の構成員全てにとっての記録遺産である。これを預かる公的史料保存機関としては、その利用の機会を最大限に保証することが社会的責務と考えられる。利用の機会是一部の研究者にではなく、社会の構成員全てに平等に保証されねばならない。機会を保証された個人が利用するか否かは

また別次元の問題である。機会の保証には、公文書館の役割や収蔵史料の概要が、広く一般に知られていることが前提となる。故に、公文書館の利用提供に普及活動が不可欠となるのである。

ところが国内においては、普及活動以前に利用提供自体に関する研究が充分に行なわれてきたとは言いがたい。森本氏は、普及活動の阻害要因の一つとして、日本の史料管理学が史料保存中心に発達してきたことを指摘している⁶⁾。閲覧などの利用や、展示などの普及活動が、史料を傷めたり劣化の時期を早めるため、保存の立場から歓迎されなかったというのである。

古文書や県庁簿冊等を物理的に「紙」としてのみ扱った場合、確かに保存と利用とは相反する行為である。しかし、記録史料として考えた場合、将来における利用を全く前提としない「保存のための保存」は本末顛倒のことと思われる。秋田県公文書館は、毎年県庁の公文書を引き継ぎ選別保存する仕事を主要業務の一つとしている。小玉誠一郎氏は「将来の人びとが過去を振り返り歴史を検証することによって新たなものを生み出すための資料としても利用できる、いわば国民すべての公的記録遺産」として公文書保存の意義を述べている⁷⁾。将来に向け記録遺産をより良い状態で伝え、研究等のための記録史料として役立ててもらうことが、館での保存の目的なのである。複製本やマイクロフィルム作成など原本保存への配慮は、記録史料の「永続的な利用」が目的であり、「保存のための保存」が目的ではない。

「公文書館法」では、史料の保存と利用につき、どのように規定されているだろうか。第一条には同法制定の目的が記されている。

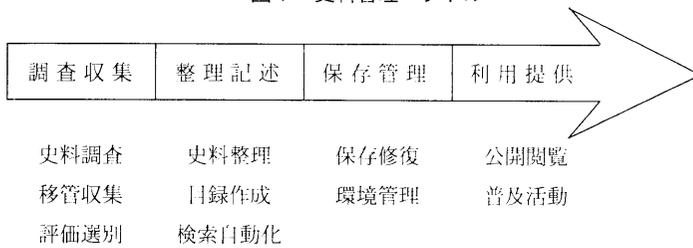
この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

同法においては、史料の保存と利用とが同等の重要性を持つものとされている。

しかし、公文書館における保存と利用は、並列して考えるべき機能ではない。前述のように、保存が将来の利用を目的に行なわれるとすれば、保存と利用は一本のベクトル上にある連続した機能と考えるべきだろう。史料管理上、保存段階の後に利用段階が来るのであり、これは、右記「公文書館法」第一条からも読み取れる。

保存から利用までの過程をさらに細かく分けたのが、前述安藤氏の史料管理の四作業プロセスであろう。同一史料に対する管理を考えた場合、安藤氏が提示した作業プロセスは、図1のようにベクトル上に位置付けられる。本稿では、これ

図1 史料管理ベクトル



(傍線筆者)

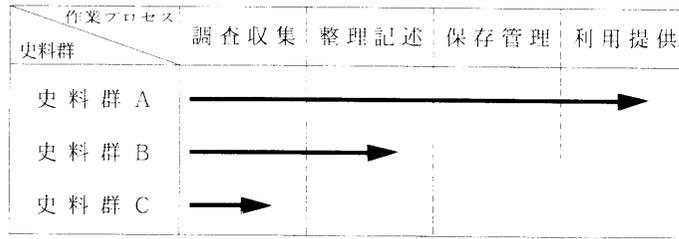
を一史料管理ベクトルと呼ぶ。同一史料にあっては、調査収集作業も整理記述作業も史料管理上の一通過点である。ベクトル上で考えた場合、四つのプロセスは個々に存在する業務ではない。四つでセットになって史料管理という一業務を構成すると見るべきであろう。また、各プロセス内の具体的業務も、史料管理ベクトル上に位置付けられる。

史料管理ベクトル上の各プロセスに進行順序は有っても、優劣や主従の別は無い筈である。例えば、同一史料にとって、整理記述と利用提供のプロセスは異なる時点に存在する。同時点で優劣主従と比較されるものではない。現在、整理記述プロセスにある史料群も将来的には利用提供プロセスまで達するのである。故に、整理記述を本来的業務とし利用提供を非本来的とする考え方は、史料管理ベクトル上で矛盾することになる。

ところが日本の公文書館では、保存管理までが重視され、普及活動など利用提供段階の業務が軽視される傾向が、ともすれば見られる。森本氏は、各都道府県の公文書館条例中で普及活動の位置付けが不明確なことを、活動消極化の原因として指摘している。条例での位置付けの不明確さは、公文書館の各業務を史料管理ベクトル上で捉ええず、個々に存在する業務と認識したためと考えられる。また、公文書館で実際に史料管理を担当する職員にも、各業務を個々に捉える傾向があったのではないか。

では何故、本来一連のものである筈の史料管理ベクトル上の各業

図2 複数史料群のベクトル進行差



もなると考えられる。

しかし、同一史料群では、史料管理ベクトル上の作業プロセス間に本来的・非本来的の区別は存在しない。故に、複数史料群の異なるプロセスの業務が並存する場合であっても、その間に本来的・非本来的の区別は付けられない。史料群の全体量や作業の進捗状況による優先順位は付けられるが、それも作業の進捗により将来的に変

務が、個々のものと捉らえられるのか。原因として、図2のように、現実の書庫内に複数の史料群が保管され、それぞれがベクトル上で時点の異なるプロセスを進行していることが考えられる。同一史料群の場合、時点の異なるプロセスを同時に進行することは有り得ない。ところが、複数の史料群が存在する場合、史料群Aが利用提供、史料群Bが整理記述、史料群Cが調査収集、と異なるプロセスを進行することが有り得る。その結果、外見上、各プロセスの業務の並存が起こる。このことが、各業務間で価値が比較され、本来的・非本来的の区別が付けられる原因に

化していく可能性がある。

史料管理ベクトル上の各プロセスの業務は、全て本来的業務と見做される。故に、利用提供プロセスに不可欠な普及活動も本来的業務である。また、普及活動は利用提供以外のプロセスにおいても有効である。東京都公文書館や新潟県立文書館などでは、庁舎での公文書廃棄防止のため、移管の重要性を訴えるリーフレットを配付した例がある。また、北海道立文書館や柳川古文書館などでは、文書の保存修復や保存環境に関する展示実践の例もある。その他、文書の受入れから選別、目録作成、保存までの過程をパンフレットや展示などで普及させる方法も考えられる。

普及活動が本来的業務であれば、その具体的手段の展示活動も本来的業務になる筈である。欧米の公文書館においても、展示活動は普及活動の主要な柱として認められている。また、普及活動が史料管理ベクトル上の各作業プロセスで有効とすれば、展示活動も同様の筈である。前記の北海道立文書館と柳川古文書館の展示実践例は、保存管理プロセスの普及活動と見做される。

2 普及活動の対象者層の分析

公文書館の展示活動につき論議される際、対象者層をどこに設定するかが問題となる。秋田県公文書館の平成六年度企画展「公文書で読む明治の学校教育」と七年度企画展「明治十年代 秋田の勸農政策」では、対象者層を高校生以上一般と設定した。しかし実際には、歴史愛好者から研究者までの、歴史に比較的高い層向け

の内容になってしまった。他館の展示解説資料を見ても、地域史テーマの展示になると、歴史に関心の高い層向けの内容のことが多い。

一方、柳川古文書館の中野等氏は、同館常設展示の構成にあたり、「『展示』業務は文書館（史料館）と不特定市民との初期的な接点」との考えに立ち、対象者層を一般市民レベルに設定している。また、千葉県文書館の高橋寛氏は、企画展「房総の記録を残す―アーカイブズの世界―」について、同様に対象者層を一般市民レベルに設定しながらも、同時に利用者の底辺拡大も目指している。

展示活動の対象者層を、公文書館や歴史資料に関心の高い層と、一般の余り関心の高くない層のどちらに設定するかで、現在、考え方に振幅が出来ているように思える。これまで対象者層の把握につき各館で共通認識が持たれなかったことも原因であろう。それは、展示活動のみではなく、普及活動全体についても同様である。

故に、まず普及活動の対象者層の分析が必要となる。平成八年十月に秋田市で開催された全史料協の第三回全国大会を素材に考えてみたい。同大会のテーマは、「史料保存への理解を求めて―文書館制度の普及―」であった。

大会テーマ研究会の全体会では、高橋正雄、渡辺英夫、高埜利彦の三氏から報告が行なわれた。高橋氏は、歴史資料に関わりの少ない一般の人達に、公文書館が積極的に自己の役割を浸透させることを中心に報告した。また、高埜氏は、学校教育の場で一般学生に史料保存の理解者を広げ社会に送り出すことを、大学での実践例に基

づき報告した。両氏の報告は方法は異なるが、共に一般市民レベルへの普及を狙ったものである。これに対し渡辺氏は、公文書館を利用する立場、即ち歴史研究者等の立場から報告した。同氏は、利用する立場から公文書館に求めるものとして、適切な文書目録、情報ネットワーク、アーカイブズ・ライブラリー等を挙げている。これは殆ど収蔵史料の内容に関する情報で、通常、一般市民が積極的に公文書館に提供を求めるものではない。

全体会での三氏の報告から、一般市民と、研究者等の利用者とは、公文書館に対し求める情報の異なることが分る。その違いは、また、普及活動も双方に対してそれぞれ相応しい方法で行なわれねばならないことを意味する。一般市民には、高橋氏や高埜氏の報告にあるように、まず公文書館の役割と史料保存の重要性等を理解してもらわねばならない。利用者には、渡辺氏の報告のように、収蔵史料に関する情報が適切に伝えられねばならない。対象を或る程度区分しないと、折角の普及活動も無駄弾丸が多くなり、効果も半減し兼ねない。

普及活動に、「理解者層拡大」と「利用者層拡大」の二つの目的を設定すると分りやすい。この二つは、図書館と博物館の普及活動にも設定出来る。「理解者層」と「利用者層」の概念は左のように定義される。

理解者層……館の存在意義や役割等を理解している人びとの層
利用者層……館を実際に利用する可能性を持つ人びとの層

理解者層は利用者層の母体となるが、この層の人びと全てが利用者に転化する必要は無い。理解者層の広がり、館自体の社会的存在基盤として重要なのである。故に、理解者層の増加と利用者層の増加とは正比例しない。また、理解者層も利用者層も内部に更に細かい段階を有している。公文書館の利用者層の場合なら、歴史愛好者から研究者までの幅を持つと見るべきである。

さて、図3で概念を示した通り、図書館や博物館の理解者層はほぼ社会全体に広がっていると見て良い。今日、図書館や博物館の役割を知らない人びとは希少である。これらの館の普及活動では、新着図書を紹介、展示や講座の開催など利用者層拡大に主力が注がれる。それに対し、公文書館の理解者層の広がり相対的に小さく、利用者層の広がりにも影響している。今日、公文書館の普及活動は、理解者層と利用者層の両方の拡大を目的に行なわれねばならない。

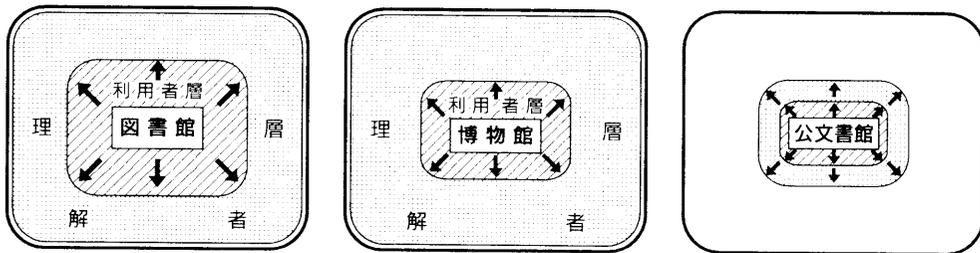
大分県マ研究会の分科会において、群馬県立文書館の古江剛氏は、同様の意見から、次の三つを文書館を知ってもらう段階として挙げた。「①存在そのものを知ってもらう段階」、「②利用に至らないが史料保存の重要性を理解してもらう段階」、「③史料を利用してもらう段階」である。⁽¹⁸⁾ ①と②は本稿の「理解者層拡大」、③は「利用者層拡大」に対応する。

また、理解者層拡大と利用者層拡大の両普及活動は、同時並行で行なわれるべきである。理解者層を広げることが急務であるが、一方、収蔵史料の情報を求める利用者層も常に存在するのである。社

会全体に理解者層が広がるのを待ち、利用者層への普及を行なうのでは、現実の要求に応えることは出来ない。

森本氏は、日本における普及活動の阻害要因として、「利用者を伝統的にイコール歴史研究者と考えてきたこと」を挙げている。⁽¹⁹⁾ 現在でも、理解者層拡大の普及活動は、その必要を広く認識されるに至っていないと思われる。それ故、柳川占文書館の常設展示は、一般市民レベルに「史料とは何か」の認識を浸透させた点で、先駆的意義が大きい。⁽²⁰⁾ しかし、利用者層拡大も公文書館の普及活動の目的として重要である。両層への普及活動は、互いに否定し

図3 理解者層と利用者層の広がり（概念図）



外枠は社会全体を表す
 白い部分は非理解者層
 ← は普及活動の方向

合う関係ではなく、補完し合う関係と見るべきである。

現在、公文書館で行なわれる各種の普及活動も、理解者層拡大と利用者層拡大のものと分類される筈である。前者には、業務案内リーフレットや館内案内ビデオの制作など、後者には、翻刻刊行や目録編成などが該当する。

展示活動の場合、理解者層拡大が目的であれば館業務の紹介や史料学的知識の普及、利用者層拡大であれば収蔵史料の紹介が主になる傾向にある。その組合せとして、次の四通りが考えられる。

ア 常設展で理解者層拡大、企画展や特別展で利用者層拡大の展示を行なう。

イ 理解者層拡大と利用者層拡大の展示を交互に行なう。

ウ 利用者層拡大の展示の中に、理解者層拡大の部分を設ける。

エ 利用者層拡大の展示において、リーフレットやビデオなど別

媒体により理解者層拡大の普及活動を行なう。

組合せのアの例としては、栃木県立文書館の平成三年度以後の展示活動がある。イの部類には、千葉県立文書館の平成六年度企画展「房総の記録を残す―アーカイブズの世界―」や、徳島県立文書館の平成七年度資料展「古文書の保存と補修」が入る。ウの例としては、北海道立文書館の平成二年度特別展「新しい史料、よみがえる歴史」がある。また、同館の常設展示はエの例に入る。

普及活動の位置付けと対象者層の分析により、展示活動の位置と対象者層も明確になってきた。次に、公文書館の展示活動が如何に

在るべきかを考えてみたい。

二 公文書館の展示活動について

1 展示活動をめぐる問題点

前節で、普及活動の位置付けより、展示活動を公文書館の本来的業務として位置付けた。しかし、これまで公文書館の展示活動は「非本来的業務」として槍玉に挙げることが多かった。展示の準備には時間と手間が掛かる。秋田県公文書館の前述二企画展の準備においても、かなりの時間が史料調査に必要とされた。群馬県立文書館や栃木県立文書館では、展示業務の見直しが行なわれた例もある。時間と手間の掛かる仕事が「非本来的業務」であれば、館の業務全体にまで影響が及ぶ。

それ故、展示活動が「非本来的業務」と見做される原因の究明が必要である。それが、公文書館の展示活動が如何にあるべきかを模索する入口にもなる。展示活動の役割が軽視された大本の原因は、普及活動の位置付けが充分でなかったことにある。そして、展示活動自体の有する問題としては、次の三点が挙げられる。

第一点は、現在の日本において、博物館等の展示に対する正当な評価の機会が少ないことである。このことは新井勝紘氏と吉田伸之氏によって指摘されている。展示構成のためには、論文作成にも匹敵する準備調査が必要となる。が、展示に対する評価の場は論文の

それに比べかなり少ない。両氏共、論文評や書評に相当する「展示評」の確立を提唱している。展示に対する一般の評価が未だ低い現状では、公文書館の職員も展示活動に価値を見出し難い。

第二点は、展示が特別イベント的に行なわれ、日常業務から遊離しがちなことである。展示のための史料調査やパネル作成などは、日常業務と連動されず別個に行なわれる場合が多い。しかも、時間と手間と予算が相当に掛かる。にも拘わらず、開催期間が終わると撤去されるため、仕事の成果としては残り難い。また、普及効果も館内の職員には直ぐに把握し難い。大きな仕事の割に、職員には日常業務を圧迫する「特別イベント」のイメージになりがちである。

第三点は、歴史系博物館の展示との境目が曖昧なことである。そのため、博物館の業務である展示活動を公文書館が重複して行なうように見做される。特に地域史的テーマの展示の場合、この問題が顕在化しがちである。それは、歴史系博物館の展示に対し、公文書館の展示がアイデンティティを如何に持つかに繋がる。

以上三点の内、第一点目は公文書館レベルで解決出来る問題ではない。今後、「展示評」の確立は全学問分野で検討されるべき問題だろう。公文書館レベルで解決出来る問題は、第二点目と第三点目である。従って、公文書館で展示活動を行なう前提として、日常業務との連動とアイデンティティの確立が必要になる。

2 展示活動の日常業務との連動

まず、展示活動を公文書館の日常業務、即ち史料管理ベクトル上

表1 企画展「明治十年代 秋田の勸農政策」の準備過程

<ul style="list-style-type: none"> ・展示テーマ及び方針の決定 ・先行研究、参考資料の調査 ・書庫内の関係簿冊の調査 ・展示簿冊の選択決定 ・展示レイアウトの作成 ・企画展実施計画の起案 	<ul style="list-style-type: none"> ・解説キャプション他原稿作成 ・資料写真撮影 ・ポスター、リーフレット発注 ・展示パネル（地図、図表等）発注 ・ポスター、リーフレットの発送 ・マスコミへの広報依頼 ・展示作業
--	--

の他業務と連動させる可能性を探る。秋田県公文書館の企画展「明治十年代 秋田の勸農政策」の準備過程を検討材料とする。

表1は準備過程の具体的な作業を纏めたものである。経験から言えば、展示簿冊を最終選択し構成レイアウトを作成するまでが、準備過程の五割である。解説キャプション等の原稿作成までで、過程の八割となる。地域史的テーマの展

示の場合、関係史料の調査研究が必要で、これに相当の時間を費やすからである。明治期の県庁簿冊から関係史料を探する場合、一枚一枚捲っての調査になる。

この時の展示準備では、関係史料の調査を閲覧目録の二次点検作業との連動で行なった⁽²⁶⁾。展示準備の調査も目録の点検作業も、共に県庁簿冊の内容を見る必要があり、仕事の連動が可能であった。史料管理ベクトル上、目録の点検作業は整理記述プロセスに属する。

このプロセスでは、また、史料整理との連動も可能であろう。企画展「明治十年代 秋田の勸農政

策」の際、高橋務氏は明治十年代の県庁勸業簿冊群を整理している。地域史的テーマの展示は収蔵史料の紹介になり、史料整理との連動が最も理想的と思われる。

展示活動は、整理記述プロセス以外では、どのプロセスの業務と連動可能だろうか。北海道立文書館の特別展「新しい史料、よみがえる歴史」が良い例を示している。同展示では、全七ゾーンの内に「史料の保存と保護」のゾーンが設定された。このゾーンの「資料の補修」の小コーナーでは、職員による文書の裏打ち作業が写真で展示された。同館では、日常、職員の手で文書の補修が行なわれていたため、このような展示に結び付いたのである。これは保存管理プロセスの業務が展示活動と連動した例と言える。

また、管見では実践例を知らないが、調査収集プロセスの業務と展示活動との連動も考えられ得る。秋田県公文書館では、県庁から公文書が移管され、その評価選別が行なわれる。燻蒸消毒、点検及びパソコン入力、評価選別といった一連の過程を展示表現することも将来的には可能である。

展示活動は、史料管理ベクトル上のどの作業プロセスの業務とも表現方法次第で連動する可能性を持つと考えられる。また、アメリカ・アーキビスト協会が一九八〇年当時、展示活動と他業務との連動を既に意識していたことは、森本氏により紹介されている。

展示活動の日常業務との連動は、展示内容に公文書館の業務の特色を反映させることにもなる。それは、公文書館の展示のアイデン

ティティにも繋がる。

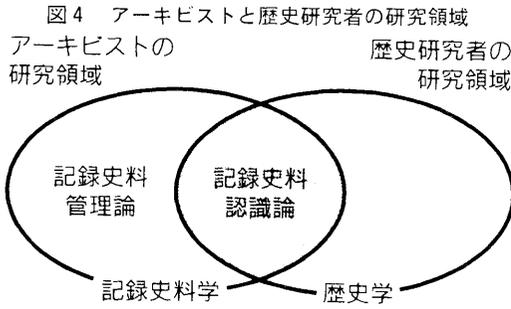
3 公文書館の展示のアイデンティティ

公文書館の展示のアイデンティティが最初に意識されたのは、管見の限りでは北海道立文書館の常設展示である。昭和六十年の同館開館時よりの展示で、文書による通史的展示に、文書の保存と文書館の役割に関する展示が組み合わされた。

その後、平成二年に同館で開かれた特別展「新しい史料、よみがえる歴史」においては、前述の通り、「史料の保存と保護」のゾーンが設けられた。また、同展示につき青山英幸氏は、各文書の重層性と独自性を提示する展示、及び文書群を群として提示する展示の構想も準備段階で検討されたことを報告している。

同年、柳川古文書館の中野等氏は、千葉市で開催された全史料協会の第一六回全国大会において、公文書館固有の展示論の必要を述べ同館での展示実践を報告した。同氏は、埃塗れで虫喰いのあるポロポロの書付を敢えて展示し「史料とは、あるいは文書とは何か」を一般にアピールすることが、公文書館固有の普及活動であるとした。展示により史料に対する一般の認識を改め、保存の重要性を訴えることが目的である。公文書館の展示のアイデンティティが、全国大会の場で初めて主張された意義は大きい。

中野氏は、公文書館固有の史料保存業務を展示に反映させ、アイデンティティを出すことに成功した。同氏の展示論は、その後、公文書館における展示活動の考え方に大きな影響を与えている。同氏



『若波講座 日本通史』別巻3 史料論
安藤正人『記録史料科学とアーキビスト』p374より

の実践は、展示のアイデンティティ確立の方法としては正しい。だが、これを公文書館の展示がアイデンティティを出す唯一の方法と見ると、却って展示活動の可能性の幅を狭める虞れがある。史料管理ベクトル上、各作業プロセスの業務に展示活動との連動の可能性が存在する。保存管理プロセス以外の業務を展示に反映させても、公文書館のアイデンティティが出せる筈である。

安藤氏は、アーキビストと歴史研究者の研究領域を図4のように示している。同氏は「アーキビストの行うべき研究は記録史料学である」と述べている。アーキビストの研究領域が記録史料学ならば、その展示活動も同じ領域で行なわれるべきである。これに対し、歴

史研究者による展示活動、即ち歴史系博物館のそれは、歴史学の領域で行なわれている。アーキビストによる展示活動、即ち公文書館のそれは、記録史料学の領域で行なわれた時、初めてアイデンティティを出すと考えられる。また同氏は、記録史料学が記録史料認識論と管理論の二領域から成ると述べている。

史料管理ベクトル上の各作業プロセスの業務は、記録史料管理論の領域で論ぜられる。中野氏による実践例は、保存管理プロセスの業務を反映しており、管理論の領域の展示と考えられる。前記の北海道立文書館の実践例も同様である。また、保存管理プロセス以外の業務を展示表現しても、この領域内の位置付けになる。館内の文書搬入や煙蒸消毒等の過程を写真パネルで展示紹介するなど良い例である。この領域での展示には、博物館には無い公文書館固有の業務が反映され、比較的アイデンティティを出しやすい。

一方、記録史料認識論は、図のように記録史料学と歴史学とが重なる領域である。そのため、歴史系博物館でも古文書や古絵図の展示が行なわれ得る。故に、公文書館がこの領域で展示を行なう場合、アイデンティティの明確化が特に重要になる。

笠谷和比古氏は、史料理解の四段階として、①記載内容の理解、②媒質の理解、③様式の理解、④存在の理解を挙げている。国立国文学資料館史料館の特別展「近世文字社会のひろがり―史料館収蔵史料展―」は、②と③を一部展示表現したものとと思われる。記録史料認識論の展示も、この場合は、アイデンティティを出しやすい。しかし、現在、地域史的テーマに収蔵史料を位置付けるタイプの展示が、比較的多くの館で行なわれている。それらは②、④を展示表現した部類に入ると思われる。が、外見上、歴史系博物館の展示を文書で行なった形になり、アイデンティティが若干弱い。歴史系博物館の展示との境目が曖昧になるのは、実にこのタイプの展示で

ある。また、準備調査に時間が掛かるのもこのタイプである。中野氏が展示のアイデンティティを記録史料管理論に求めたのは、この従来型の展示に対する批判と解される。

現在、展示のアイデンティティの模索は、記録史料管理論の領域に向かう動きを見せつつある。また、この動きは理解者層拡大の普及活動を指向している。管理論の展示は、大体において収蔵史料の紹介よりも業務の紹介になるため、理解者層拡大の普及活動に比較的向いている。

しかしながら、記録史料学には記録史料認識論の領域も存在する。記録史料学の領域での展示がアイデンティティを持つならば、管理論ばかりでなく、認識論の領域でも可能性が模索されねばならない筈である。認識論の展示は、収蔵史料そのものの紹介となるため、利用者層拡大の普及活動に比較的向いている。

中野氏は、展示活動を「文書館（史料館）」と不特定市民との初期的な接点」とし、目的を理解者層拡大に絞っている。しかし、展示活動が利用者層への普及として重要であることも見逃せない。前述の通り、利用者層内にも初歩的段階から専門的段階まで広い幅がある。収蔵史料の翻刻本や史料目録の刊行などは、中でも専門的段階に比較的近い人びと向けの普及活動である。この場合、普及対象はやや限られた層になる。

展示活動の場合は、初歩的段階の利用者層に対しても普及効果を挙げる可能性を持つ。この段階の人びとは歴史に関心が有るものの、

公文書館の収蔵史料についての具体的知識に乏しい。故に、収蔵史料の展示解説が情報発信として有意義になる。秋田県公文書館においても、展示を見た入館者が収蔵史料に関心を持ち、後に閲覧利用に結び付いた例がある。展示は利用者層拡大のための、言わば「収蔵史料のショー・ウィンドー」としての役割を果たし得る。また、マスコミによる広報を効果的に行なえば、地域の潜在的利用者層の掘り起こしも可能である。普及対象の広がりは大きい。

展示は公文書館と「不特定市民」との初期的接点であるが、「不特定市民」は潜在的な理解者層と利用者層の双方を含むと考えるべきである。展示活動もまた、理解者層拡大と利用者層拡大のバランスを取って行なわれねばならない。故に、利用者層拡大のために、記録史料認識論の領域での展示も必要になる。管理論の領域における展示のアイデンティティ追求は、既に中野氏らの実践により試みられた。本稿では、認識論の領域におけるアイデンティティの追求を試み、展示論全体としてのバランスを取りたい。

現在、多くの公文書館で、地域史的テーマに収蔵史料を位置付けるタイプの展示が行なわれている。歴史系博物館の展示との重複、日常業務からの遊離などの問題が集中するのはこのタイプである。しかし、現在一般的なこのタイプは、最初に記録史料認識論を意識してではなく、歴史系博物館の展示を元に生まれたものと推察される。それ故、認識論の領域の展示を再検討しアイデンティティを確立することが、問題解決のために必要である。また、収蔵史料紹介

の展示は、史料整理との連動の可能性を持つ。史料整理には史料認識が必要である。故に認識論の展示を検討することで、史料整理との具体的な連動方法も発見出来る筈である。

4 記録史料認識論による史料群展示

記録史料認識論の領域で展示のアイデンティティを考えた場合、記録素材や様式等の属性を表現する方法と、記録史料群の内的構造を表現する方法とがある。第一の方法は、前述の国立国文学資料館史料館の展示で試みられた。本稿では第二の方法を検討する。

秋田県公文書館の企画展「公文書で読む明治の学校教育」では、県庁学務関係部課の簿冊を中心に紹介した。「明治十年代 秋田の勸業政策」では勸業関係部課の簿冊を中心とした。特定部門にテーマを絞ると、必然的に特定史料群の文書が中心になる。過去の二つの企画展では、史料群を特に意識した訳ではなかった。しかし、「史料群展示」を意識することが、歴史系博物館的なテーマ展示からの脱却に必要と考えられる。公文書館の収蔵史料群の調査分析は、通常、館職員以外には不可能である。故に、展示に史料群の調査結果を反映させることが、公文書館のアイデンティティに繋がる。

安藤氏は、記録史料の科学的認識のために、重の史料学的手続きが必要と述べている。第一に「個々の記録史料それ自体の属性を理解すること、第二に「個々の記録史料を記録史料群全体のなかに位置づけて、その存在の意味を理解することである。第二の手続きを、同氏は「記録史料群の構造的認識」としている⁽¹²⁾。

記録史料群の構造的認識は、史料管理ベクトル上では、通常、史料整理が必要とされる。安藤氏は、史料整理の最終目的を「史料群の階層構造」の再構成とした。出所と原秩序尊重の二大原則も、その前提と考えられている。「史料群の階層構造」は同氏が欧米の史料整理論より紹介したもので、史料群内部に図5のような階層秩序を考える。その再構成作業で史料群の構造的認識が必要とされる。

安藤氏は史料整理に、①概要調査、②内容調査、③構造分析、④多角的検索の四段階を設定した。そして、各段階で作成されるべき目録を次のように定めている⁽¹³⁾。

①概要調査目録：保存現状などの環境情報や小群単位の形態情報の記録化と提供

②内容調査目録：一点または小群単位の内容情報の記述と提供

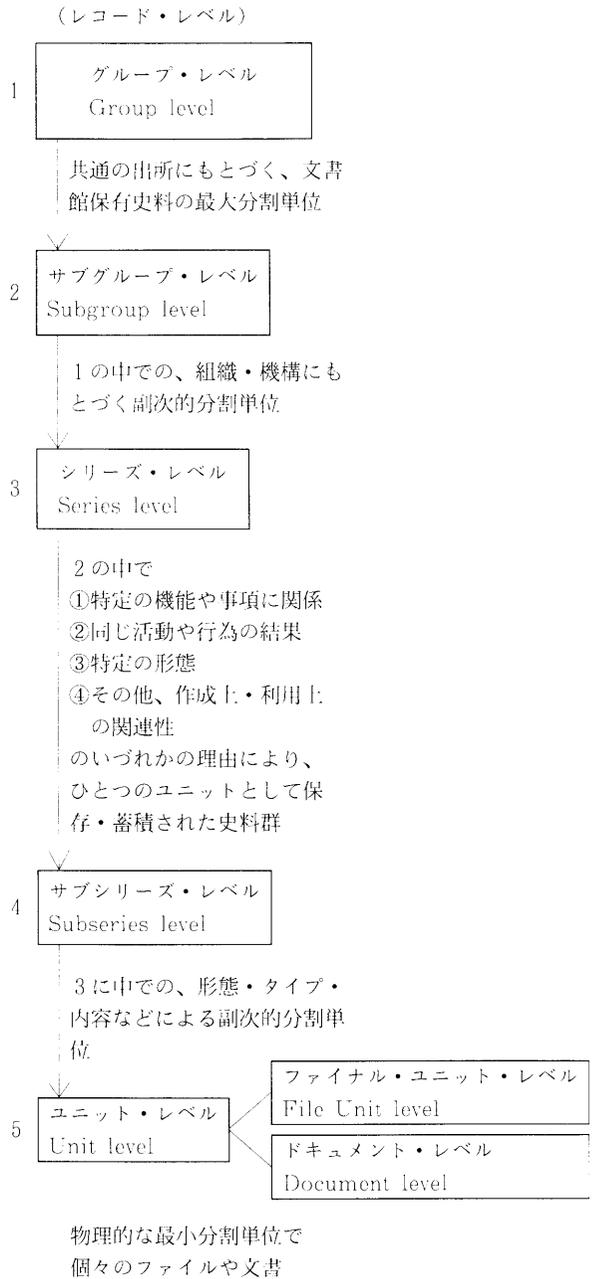
③構造分析目録：記録史料群の内的構造情報の説明的記述と提供

④多角的検索目録：年代・主題などからの多角的検索手段の提供

史料整理が疎から精へ段階的に進められ、その各段階に依じて目録が作成される仕組みである。第三段階で作成される構造分析目録を、同氏は「基本目録」とも呼んでいる。同氏は、「史料目録のより重要な役割は、記録史料群の構造的認識に関わる部分⁽¹⁴⁾」にあるとしており、この第三段階の目録（本稿では、以下、基本目録と呼ぶ）を最も重視している。

基本目録は「史料群の階層構造」を叙述形式で示したものである。グループからシリーズ・レベルまで、各史料群レベルの内容や構造

図5 文書群の階層構造



『史料の整理と管理』第1部 第3章
安藤正人「史料の整理と検索手段の作成」p79より
※原図より例示部分を除き使用

等が歴史的に分析された上、文章で説明される。安藤氏はこれを「集合的記述」と紹介している。そして、この集合的記述の内容は、史料群展示の形で表現することが可能と考えられる。

史料群展示においては、文書作成組織の機構と機能、作成文書の種類、文書作成の歴史的背景などが解説されねばならない。それらは全て、基本目録編成のための調査過程で明らかにされるものである。基本目録編成と展示活動とは比較的結び付きやすい。これまでも史料整理の成果に基づき展示を行なった例は多いと思われる。基

本目録編成のための史料整理に連動させれば、展示活動が日常業務から遊離する事態を避けられる。

展示で基本目録の集合的記述を表現した場合、目録の抄録としての役割が期待出来る。それは、初歩的段階の利用者層への呈示が望ましい。これまで、展示が史料群を意識せず行なわれていた時にも、収蔵史料に関する情報発信の効果が認められた。故に、史料群の構造分析を展示に反映させれば、より適切な情報発信が出来る。

展示活動と基本目録編成とを連動させる場合、既に目録のための

史料群の分析結果が纏められていれば理想的である。しかし、日本の公文書館では、基本目録の概念が未だ一般に浸透していない。秋田県公文書館でも、現在、県庁文書については閲覧用に表題目録があるのみである。将来的に新たな目録が刊行される可能性は有るが、具体的な計画は未だ立てられていない。

だが発想を転換すれば、展示準備の際の史料群分析が、将来の目録編成への研究蓄積になり得る。高橋務氏による明治十年代の県庁勸業簿冊群の整理がその例である。¹⁶⁾ 秋田県公文書館では、公文書課と古文書課が毎年交替で企画展を担当する。定期的に企画展を行なう以上、将来に向け確実に蓄積を残す方が効率的である。

また、県庁文書など近代行政文書の場合は、シリーズ・レベル単位で史料群展示を行なうことが適当と考えられる。サブグループ・レベル以上では調査する簿冊の点数が多くなり、日常業務との連動が難しくなる。年間の展示回数も史料整理が確実に出来る程度に設定すべきである。年間に五回も六回も企画展を行なえば、史料整理が追い付かず、全くの展示準備のみになる。そのような場合の展示活動は「非本来的業務」になり兼ねない。

次に、史料群分析をどのように行なうべきか、近代行政文書の場合で検討する。竹林忠男氏は、行政文書の整理における原秩序尊重の原則の適用方法を呈示した。同氏は、文書館における行政文書の配列が出所機関の文書管理保存の秩序を引継ぎ、基本目録の編成が各原課の秩序を基準とすることを述べている。¹⁷⁾ 史料群展示において

も、文書作成原課の秩序が復元されねばならない。

竹林氏は、また、原課秩序の把握方法として、第一に、行政機関の組織規定と文書分類表を基本に調査することを呈示している。¹⁸⁾ 組織規定から原課の組織と事務分掌が分り、文書分類表から簿冊編製の基準が分る。これにより文書作成の基本的枠組みが解明される。同氏は第二に、この基本的枠組みに基づいて、実際に残された史料群自体の構造分析を行なうことを呈示している。

この二つの調査によって、記録史料群の内的構造が示される。しかし、組織規定と文書分類表が作成されても、具体的な事業や事件が存在しなければ、文書も作成されず簿冊も編綴されない。笠谷氏は、史料の存在契機としての個別具体的な問題の纏まりを「「事業」」と命名している。¹⁹⁾ 事業の発生が文書作成の契機であるため、史料群分析の際には、関係主要事業の解明が重要になる。例えば、県庁文書の上木関係簿冊群を分析する際には、文書作成時に行なわれた主要土木事業について調査する必要がある。

個別の事業は、国や都道府県の行政政策の中に位置付けられる。また、事務分掌と簿冊編綴の部の変遷も、都道府県の政策重点の置き方とその推移を反映している。²⁰⁾ 故に、国や都道府県の行政政策等から歴史的背景を解明することも必要である。企画展「明治十年代秋田の勸業政策」では、当時の県の勸業政策を「秋田県史料」と「秋田県勸業年報」²¹⁾ から概観し、簿冊中の事業を位置付けた。また、県の行政政策全体を概観出来る基本史料としては「秋田県議会議事

録」も有用である。

基本目録及び史料群展示のための史料整理の手順としては、①組織規定と文書分類表の調査、②史料群白体の分析、③主要事案の歴史的位置付けの三段階が必要である。

次に、秋田県公文書館収蔵の戦前県庁文書より、鉄道事務関係簿冊群を選び、企画展を行なう想定で史料整理と展示構成を試みる。記録史料認識論の領域での史料群展示の方法を模索してみたい。

三 鉄道事務関係簿冊群による史料群展示

1 史料群の内的構造の再構成

秋田県公文書館において、戦前県庁文書の書架配列は文書作成原課の秩序を残していない。特に鉄道事務関係の場合、簿冊数が少ない上に分散して配架されているため、史料群全体の把握が困難である。しかし、戦前県庁文書の表紙記載事項はパソコン入力されており、鉄道事務関係の簿冊も検索が可能であった。「鉄道」、「軌道」、「停車場」の何れかの語句を表紙記載に含む簿冊が六四点検索され、その大半が土木行政分野の簿冊であった。

a 組織規定と文書分類表の調査

史料群展示のためには、この六十四点の中から同一シリーズ・レベルに属する簿冊を選び分け整理する必要がある。表2では鉄道事務関係の主管課係を、組織規定である「秋田県処務細則」に基づき

表2 鉄道関係事務の主管課係の変遷

施行年月日	部 課 係	鉄道に関する分掌	法令番号	出 典
明治26.11.29	内務部第二課土木係	鉄道ニ関スルコト	訓令甲第156号	明治27年「県令全書」 訓令甲第113号
明治27. 7.24	内務部第二課鉄道事務係	鉄道ニ関スルコト	訓令甲第113号	「秋田県処務細則」 (明治27年「県令全書」)
明治29. 3.31	内務部第二課鉄道事務係	鉄道ニ関スルコト	訓令甲第49号	「秋田県処務細則」 (明治29年「県令全書」)
明治30. 6.24	内務部第二課庶務係	軌道及私設鉄道ニ 関スル事	訓令甲第102号	「秋田県処務細則」 (明治30年「県令全書」)
明治31. 4. 1	内務部第二課庶務係	軌道及私設鉄道ニ 関スル事	訓令甲第64号	「秋田県処務細則」 (明治31年「県令全書」)
明治32. 6.20	内務部第二課調査係	軌道及鉄道ニ関ス ル事	訓令乙第62号	「秋田県処務細則」 〔庁中令規〕
明治34. 4. 1	内務部第二課土工係	軌道及鉄道ニ関ス ル事	訓令甲第26号	「秋田県処務細則」 (明治34年「県令全書」)
明治36.11.30	内務部第二課土木係	軌道及鉄道ニ関ス ル事	訓令甲第50号	「秋田県処務細則」 〔庁中令規〕
明治38. 4.25	第一部土木課土工係	軌道及鉄道ノ敷設 ニ関スル事	訓令甲第23号	「秋田県処務細則」 〔庁中令規〕
明治40. 7.15	内務部土木課	軌道及鉄道ノ敷設 ニ関スル事項	訓令甲第52号	「秋田県処務細則」 (明治40年「県令全書」)
大正15. 6.29	内務部土木課	鉄道、軌道ノ敷設 ニ関スル事項	訓令甲第37号	「秋田県処務細則」 (大正15年「秋田県報」 上巻)

* 「秋田県処務細則」の全面改正と鉄道事務主管課係に関わる部分改正を採録

表3 鉄道関係事務文書の簿冊編纂基準

文書編纂規定	主 管			部 名 細 目		出 典
明治27. 8. 2 訓令甲第118号 「文書編纂細則」	内務部	第二課	鉄道事務係	官設鉄道 私設鉄道 雑 款		明治27年 「秋田県令全書」
明治29. 3. 31 訓令甲第50号 「文書保存規則」	内務部	第二課	鉄道事務係	官設鉄道 私設鉄道 雑 款	官設鉄道 私設鉄道	明治29年 「秋田県令全書」
明治30. 7. 1 訓令甲第103号 「文書保存規則」	内務部	第二課	庶務係	鉄 道	軌道及 私設鉄道	明治30年 「秋田県令全書」
明治31. 4. 11 訓令甲第77号 「文書保存規則」	内務部	第二課	庶務係	鉄 道	軌道及 私設鉄道	明治31年 「秋田県令全書」
明治38. 4. 25 訓令甲第23号 「秋田県処務細則」第5章文書編纂	(第一部)	(土木課)	(土工係)	(鉄 道)	(軌道及鉄道)	明治38年 「秋田県令全書」
明治40. 7. 15 訓令甲第52号 「秋田県処務細則」第5章文書編纂	内務部	土木課		鉄 道	軌道及 鉄道	明治40年 「秋田県令全書」
大正15. 6. 29 訓令甲第37号 「秋田県守中処務細則」第6章文書編纂	内務部	土木課		鉄 道	軌道及 鉄道	大正15年6月29日 「秋田県報」号外

* 明治38年訓令甲第23号「秋田県処務細則」では、第5章文書編纂に文書の保存は「別表部門」によると記載されている。しかし、訓令甲第23号に「別表部門」が添付されていないため、この箇所については「秋田県処務細則」の部課分掌より類推し、括弧書きにした。

整理した。表3では、鉄道事務関係の簿冊の編纂基準を文書分類表より整理した。土木行政の鉄道事務関係簿冊の年代下限が大正十三年であるため、十五年の処務細則改正時までを纏めた。

表2を見ると、明治十六年に鉄道関係の事務が分掌に初めて加えられている。前年に「鉄道敷設法」が公布になり、福島・青森間の奥羽線が第一期工事予定線に編入された。官設鉄道である奥羽線の敷設に秋田県は直接には関わらない。が、管内での線路敷設工事に伴い関連事務が増加することを想定し、第二課土木係の分掌に鉄道関係の事務を加えたものと推察される。以後、鉄道関係の事務は土木行政分野で扱われている。

第二課土木係において、鉄道関係の事務は分掌中の一つに過ぎなかったが、明治二十七年になると鉄道事務係が独立している。前年七月に奥羽北線が青森から起工し、この年三月には南線が福島から起工した。また、この年、県は奥羽線開通に合わせ大久保村より船川港に至る私設鉄道敷設を計画している。事務量増加を予測して、鉄道事務係が独立したものと推察される。この時の処務細則改正に対応して「文書編纂細則」も部分改正された。表3より、「第二課鉄道事務係事務簿」が、「官設鉄道之部」と「私設鉄道之部」と「雑款之部」の二部に編纂される予定だったことが分る。

ところが、明治三十年の処務細則改正で鉄道事務係は廃され、その分掌も第二課庶務係の分掌中に吸収された。表3の通り、改正に対応し「文書保存規則」も制定され、鉄道事務関係簿冊は「第二課

庶務係事務簿」の内の「鉄道之部」として編纂されることになった。また、鉄道に関する分掌も「軌道及私設鉄道ニ関スル事」となり、官設鉄道の記載が消えている。

このような県の鉄道関係行政の規模縮小は、現実の事務量に対応した結果と推察される。鉄道事務係の廃止は、第二課で処理する鉄道関係の事務量が、専任の係を要する程に多くなかったことを示す。また、分掌から官設鉄道関係が消えたのは、奥羽線の敷設に関する事務量の少なさによる。私設鉄道関係が残ったのは、日清戦争前後から続いた全国的私鉄設立ブームが背景と考えられる。

その後、明治三十二年の処務細則改正で、第二課調査係の鉄道に関する分掌は「軌道及鉄道ニ関スル事」となった。私設鉄道の記載が消えたのは、三十年以後の恐慌で私鉄設立ブームが沈静化したためと推察される。これ以後、処務細則上で鉄道関係事務の主管課係の移り変わりはあるが、分掌内容に特に大きな変化は無い。

b 史料群自体の分析

表2と3より、鉄道事務関係簿冊群の作成された基本的枠組みが明らかになった。表4は、文書分類表上編纂される筈の簿冊の表題を、表3より類推したものである。また、継年事業や特定事件に関して多くの文書が作成された場合、事業や事件の名称を付けた一件書類が別冊的に編纂された。本稿では以後、表4の型の簿冊を「事務簿」、別冊的な一件書類を「一件書」と呼ぶ。

表5は鉄道関係主管課係の事務簿を年代順に並べたものである。

表4 文書分類表に基づく事務簿の表題

年代	表題	部名
明治27. 8. 2 以降	第二課鉄道事務係事務簿	官設鉄道之部
	同	私設鉄道之部
	同	雑款之部
明治30. 7. 1 以降	第二課庶務係事務簿	鉄道之部
	調査係 土工係 土木係	
明治38. 4. 25 以降	(土木課土工係事務簿)	(鉄道之部)
明治40. 7. 15 以降	内務部土木課事務簿	鉄道之部

での二一年間に編纂された事務簿は三冊だが、その後大正十三年までの同年数間には八冊編纂されている。これに表6の一件書を加えると、三十八年以前が六冊、以後が二十五冊になる。奥羽線全通後に鉄道関係の事務量が増えたことを示す。

表5では、当初検索した県庁文書以外に、山崎文庫の「明治二十年代鉄道関係書類」を加えた。明治二十七年の鉄道事務係設置以前に作成された鉄道関係の起案書等が纏めて一冊に編纂されている。

年代は、簿冊を調査した際、最初と最終の起案書を見て付け直した。事務簿を全冊並べると年代がほぼ切れ目無く続く。鉄道関係の事務簿が継続し編纂されていたことが分る。また、数年分で漸く一冊の事務簿が編纂されている。起案書の少なさによるが、それでも明治三十八年の奥羽線全通の前では変化が見られる。

十八年から三十八年ま

表5 鉄道関係事務主管課係の事務簿

資料番号	年 代	資 料 名	備 考
山崎1215	明治18～27年	明治二十年代鉄道関係書類綴	
7916	明治26～30年	第二課鉄道事務係事務簿	鹿角郡小坂村鉦山鉦業人藤田組ヨリ鉦業用軌道布設願之件 全
7912	明治30～36年	第二課事務簿	鉄道之部、雑款之部 全
5476	明治38～42年	内務部土木課事務簿	鉄道、道路、治水、雑款 全
5917	明治42～45年	内務部土木課事務簿	鉄道之部 全
6091	明治44～大正2年	内務部土木課事務簿	鉄道之部 全
6099	大正3～4年	内務部土木課事務簿	鉄道之部 一番
6100	大正3～5年	内務部土木課事務簿	鉄道之部 二番
6103	大正5～7年	内務部土木課事務簿	鉄道之部
6106	大正7～10年	内務部土木課事務簿	鉄道之部
6108	大正8～13年	内務部土木課事務簿	鉄道之部

表6 鉄道関係事務主管課係の一件書

資料番号	年 代	資 料 名	備 考
5832	明治27年	平和街道筋鉄道布設ニ関スル調査表	
6109	明治27年	船川大久保間鉄道調査	
5842	明治35～36年	十文字停車場入口変更ニ関スル書類綴	土木課
6090	明治42年	軌道関係	
6124	明治42～44年	船川築港同軌道ニ関スル調査往復書類	
6092	大正元～6年	船川鉄道施設ニ関スル書類	図面共 三冊ノ内一
6093	大正元～3年	秋田鉄道株式会社ニ関スル図面	図面共 四冊ノ内一 内務部土木課
6094	大正元～3年	秋田鉄道株式会社ニ関スル図面	第一号袋 四冊ノ内二 内務部土木課
6095	大正元～3年	秋田鉄道株式会社ニ関スル図面	第二号袋、第三号袋 図面共 四冊ノ内三 内務部土木課
6096	大正元～3年	秋田鉄道株式会社ニ関スル図面	第四号袋、第五号袋、第六号袋 図面共 四冊ノ内四 内務部土木課
6097	大正2年	大館花岡間鉄道敷設ニ関スル書類	二冊ノ内一 内務部土木課
6098	大正2～5年	大館花岡間鉄道敷設ニ関スル書類	二冊ノ内二 内務部土木課
5497	大正3～6年	鰐出川筋発電用水利用並軌道敷願	長田和輔 土木課
6101	大正4～5年	横荘鉄道ニ関スル書類	二冊ノ内一冊 内務部土木課
6102	大正5～6年	横荘鉄道ニ関スル書類	二冊ノ内二冊 内務部土木課
6104	大正5年	小坂専用鉄道敷設ニ関スル書類	壹冊 内務部土木課
6111	大正5～7年	羽越沿岸鉄道敷設ニ関スル請願意見書類	土木課
6105	大正6～7年	横荘鉄道工事関係書類	内務部土木課
6107	大正7～8年	秋田軌道前田軌道関係書類	附須川軌道 土木課
6112	大正9年	大館軌道関係書類	土木課

元来は県庁文書の一冊だったものが、何らかの事情で分かれて山崎文庫に入ったものと推察される。内容的には「第二課鉄道事務係事務簿」の前に位置付けられるものである。

「第二課鉄道事務係事務簿」は、表4の通り編纂されていれば三つの部に分れた筈である。だが、実際には分れるべき起案書が一冊に綴じられた。前述した通り、鉄道事務係の実際の事務量が予想外に少なかったことに因る。この後に続く「第二課事務簿」には、明治二十年から三十六年の起案書が綴じられている。この期間中に、庶務係から調査係、更に土工係から土木係と主管の係名が変わったため、「第二課事務簿」の表題にされたものと推察される。

明治二十八年の処務細則改正により、鉄道関係の主管は第一部土木課土工係となった。これに対応して編纂される筈の事務簿を、表4では「土木課土工係事務簿 鉄道之部」と類推した。しかし、四十年の処務細則改正で主管が内務部土木課になったため、表5の通り、二十八年から四十二年までの起案書は「内務部土木課事務簿 鉄道之部」の表題で一冊に編纂されている。以後大正十五年まで処務細則改正が無かったため、事務簿の表題に変化は無い。

大正十五年の処務細則改正でも鉄道関係の主管は内務部土木課であり、文書分類表にも変化が無い。故に、以後の鉄道関係事務簿も、表4の通り「内務部土木課事務簿 鉄道之部」の表題で編纂される原則だったと考えられる。ところが、表5に見る通り、実際には十四年以後の事務簿が存在しない。一件書も、表6の通り、十年以後

は存在しない。大正末以後、鉄道関係で一冊の事務簿の編纂が不可能になり、関係起案書が他の部に綴じられた可能性が高い。

表5と6に整理した三十一冊は、土木行政における鉄道事務関係の主管課係を原課とする同一シリーズ・レベルの史料群と把握出来る。当初パソコン検索した簿冊群には、明治三十一年の内務部第五課農工商掛の起案書を編纂した「船川鉄道関係書類」がある。また、大正十五年以降の商工水産課の「軌道関係書類」が三冊ある。この他、土木行政主管課を原課とする停車場道工事関係の一件書が三冊あるが、道路関係の分掌で編纂されたものと考えられる。これら他の課或いは同じ課でも他の分掌で編纂された簿冊は、関連史料となるが、同一シリーズ・レベルに入れることは出来ない。

C 主要事案の歴史的位置付け

次に、県の鉄道政策の推移を「秋田県県会議事録」より明らかにし、各簿冊の中の主要事案を歴史的に位置付ける。県が官設鉄道の敷設計画に直接関わることは無い。しかし、県内からの鉄道誘致等の要望は県の意見書として国に提出され、官設鉄道の敷設計画に影響を与えている。表7は「秋田県県会議事録」より鉄道関係の意見書を抜き出したものである。

明治十八年の県令宛て意見書は、秋田県内を通り日本鉄道会社の上野・青森間幹線に連絡する私設鉄道路線の敷設を要望している。上野・青森間幹線の工事進展に伴い隣県山形で私設鉄道敷設運動が台頭し、その動きが秋田県にも影響を与えた。また、その後「第

表7 鉄道敷設に関する県会意見書

年 代	内 容	提 出 先	出 典
明治18.一.一	・秋田県内の私設鉄道路線の敷設	県 令	明治19年秋田県通常会々議日誌
” 24.一.一	・奥羽線の敷設	内務大臣	明治24年秋田県通常会議日誌
” 26.12.20	・奥羽線路線の予定線敷設の確定	”	明治26年秋田県通常県会議事録
” 28.12.21	・奥羽線の敷設速成	”	明治28年秋田県通常県会議事録
” 32.12.24	・奥羽線の敷設速成	”	明治32年秋田県通常県会議事録
	・羽越線の官設第一期線編入	”	”
” 35.12.20	・船川線と羽越線の敷設	県 知 事	明治35年秋田県通常県会議事録
” 36.12.22	・馬車鉄道及び電車軌道敷設出願者に対する県の優遇処置	県 知 事	明治36年秋田県通常県会議事録
” 39.11.17	・羽越線の敷設速成	内務大臣	明治39年秋田県通常県会議事録
12.16	・船川線の敷設調査	県 知 事	”
” 40.12.14	・横黒線の官設第一期線編入	内務大臣	明治40年秋田県通常県会議事録
	・羽越線の官設第一期線編入	”	”
” 41.12.19	・横黒線並び比較線の官設第一期線編入	”	明治41年秋田県通常県会議事録
	・船川線の官設第一期線編入	”	”
	・羽越線の官設第一期線編入	”	”
” 42.12.11	・羽越線、船川線、横黒線の官設第一期線編入と横黒線比較線の調査	”	明治42年秋田県通常県会議事録
” 43.12.10	・羽越線、船川線、横黒線又は比較線の官設第一期線編入	”	明治43年秋田県通常県会議事録
12.18	・船川線の敷設速成	”	”
” 44.12.一	・大曲盛岡線の敷設	”	明治44年10月秋田県臨時県会議事録
	・羽越線、船川線、横黒線又は比較線の敷設速成	”	”
	・羽越線、船川線敷設速成	”	”
	・大館盛岡線の敷設	”	”
大正 1.12.24	・羽越線の敷設速成	”	大正元年秋田県通常県会議事録
	・陸羽横断線の敷設	”	”
	・大館盛岡線の敷設	”	”
” 2.12.21	・羽越線の敷設速成	”	大正2年秋田県通常県会議事録
	・陸羽横断線の敷設	”	”
	・大館盛岡線の敷設	”	”
” 3.12.20	・陸羽横断線の敷設	”	大正3年秋田県通常県会議事録
	・大館盛岡線の敷設	”	”
	・羽越線の敷設速成	”	”
	・秋田鉄道株式会社に対する県の補助	県 知 事	”
” 4.12.16	・羽越線の敷設速成	内務大臣	大正4年秋田県通常県会議事録
	・陸羽横断線の敷設	”	”
” 6.11.30	・大館盛岡線の敷設速成	”	大正6年秋田県通常県会議事録
	・大曲盛岡線の敷設	”	”
” 8.12.20	・大曲盛岡線の敷設速成	”	大正8年秋田県通常県会議事録
	・能代五所川原線の敷設	”	”
	・船川線の軽便鉄道線路の改善	”	”
” 10.12.19	・院内本荘線、鷹巣角館線、毛馬内三戸線、本荘大曲線、能代船川線の敷設	”	大正10年秋田県通常県会議事録
” 11.12.22	・院内本荘線、毛馬内三戸線、本荘大曲線、能代船川線の敷設	”	大正11年秋田県通常県会議事録

記録史料の展示に関する一試論

「一次鉄道熱」の私鉄設立ブームが到来した。しかし、二十四年には、官設鉄道の県内敷設を請願する意見書が、内務大臣宛てに提出されている。「第一次鉄道熱」が二十三年の恐慌で頓挫しており、県の私鉄計画も挫折したためと推察される。

明治二十五年に「鉄道敷設法」が公布され、青森・福島間の奥羽線が第一期工事線に指定された。敷設が確定したため、以後、奥羽線関係の意見書は予定線確定や工事速成に関するものになる。二十二年に奥羽線の敷設は県内に達した。表7を見ると、この年から秋田・新発田間の羽越線と船川・大久保間の船川線の敷設速成の意見書が提出され始めている。

明治二十八年の奥羽線全通以後、この二線と横手・黒沢尻間の横黒線の敷設速成が意見書の中心となる。奥羽線敷設後の次なる課題がこの三線の敷設だったと考えられる。羽越線は秋田・京阪神間の物資輸送、船川線は船川港と奥羽線の連絡、横黒線は奥羽東北両幹線の接続及び私鉄大船渡線から大船渡港への連絡のため、それぞれ重要であった。二十九年に、羽越線は秋田・新発田間の路線として予定線に加えられた。四十四年には、船川線が軽便鉄道としての敷設を認められた。羽越線の場合、大正五年の着工具体化まで、毎年、敷設速成を求める意見書が提出されている。

明治四十四年以後になると、大曲・盛岡間及び大館・盛岡間路線の敷設速成に関する意見書提出が多い。大正四年の意見書では、奥羽東北両幹線を結ぶ横断線として、横黒線と右記二路線が挙げられ

た。既に民間で計画されていた横手・本荘間の私鉄横荘線と連絡し、日本海と太平洋を鉄道で結ぶ構想であった。羽越線と船川線の敷設確定後は、この三線の速成が課題になったと推察される。翌年、横黒線は敷設速成の目的で「鉄道敷設法」中の予定線から外され、軽便鉄道としての着工が決定した。大曲・盛岡間路線では、八年に大曲・生保内間と盛岡・橋場間が敷設着工された。大館・盛岡間路線では、既に秋田鉄道株式会社が、大館・花輪間の鉄道敷設を進めており、九年に好摩・花輪間の敷設が着工された。

大正年間には、以上五線の敷設速成が県の重要課題となり、実際に着工まで運ばれている。表7では、大正十年から次の段階として、更に五線の敷設速成に関する意見書が提出されている。原田勝正氏は、鉄道国有化後、日本の線路網の基本的な在り方が、幹線鉄道の最終的延長段階から支線網構成の段階に入ったと述べている。更に明治四十三年の「軽便鉄道法」と翌年の「軽便鉄道補助法」の公布により私設鉄道の認可手続きが簡略化され、以後、地域社会での軽便鉄道敷設が相次いだ。秋田県内においても、二十八年の奥羽線開通後、枝分れの形で官設と私設の鉄道路線が敷設され、地域の線路密度が高まった。奥羽線開通後から大正年間にかけての県会意見書は、そのような歴史的背景の中で存在の意味を理解出来る。

以上、県会意見書の内容の傾向から考えて、秋田県の鉄道政策は次の三期に区分出来る。

第一期：明治二十五年の「鉄道敷設法」公布以前

第二期：明治二十五年以後、三十八年の奥羽線全通以前
 第三期：明治三十八年の奥羽線全通以後

この三期区分に沿って、表5の事務簿と表6の一件書について主要な事案を歴史的に位置付けてみる。

第一期の文書が編纂された事務簿は「明治二十年代鉄道関係書類綴」一冊である。明治十八年以降、県の後押しで上野・青森間幹線と連絡する私鉄路線敷設が計画された。事務簿には、県書記官羽生氏熱の起案した「秋田鉄道会社創立ニ付私案」を始め、定款草按や商工会議所への意見諮問など、二十年に作成された関係文書が中心に綴じられている。しかし、秋田鉄道会社の設立出願を跡付ける文書が無く、公社関係の文書も二十一年以後綴じられていない。この年の恐慌により「第一次鉄道熱」が頓挫し、秋田鉄道会社の設立も具体化しなかったものと推察される。

第二期の文書が編纂された事務簿は、「明治二十年代鉄道関係書類綴」、「第二課鉄道事務係事務簿」、「第二課事務簿」の三冊である。一件書としては、「平和街道筋鉄道布設ニ関スル調査表」、「船川大久保間鉄道調査」、「十文字停車場入口変更ニ関スル書類綴」の三冊がある。第二期は奥羽線の敷設決定から全通までの期間であり、また「第二次鉄道熱」の私鉄設立ブームを間に挟む。

「明治二十年代鉄道関係書類綴」には大きな事案が三つ含まれている。明治二十五年に鉄道庁により奥羽線の路線調査が実施された際、平鹿郡の横手町と浅舞村の双方で誘致運動が起きた。また、二

十六年には、奥羽線の路線が当初の予定線から比較線に変更される動きに対し、予定線敷設確定の建議が県会より内務大臣に提出された。二十七年には、奥羽線の支線として船川港に至る私設鉄道の敷設が県主導で計画された。事務簿には、この三つの事案が元になり作成された起案書が綴じられている。「船川大久保間鉄道調査」は、県が民間会社に委託した測量調査の結果を綴じた一件書である。

「第二課鉄道事務係事務簿」は、明治十九年から三十年にかけての私設鉄道関係の起案書が大半である。「第二次鉄道熱」の時代を背景に、船川、羽越、鹿角、陸羽、奥羽中央、羽後の各鉄道株式会社設立の計画されたことを確認出来る。しかし、三十年以後の恐慌で「第二次鉄道熱」が挫折し、これらも幻の私鉄に終わった。

「第二課事務簿」には、明治二十四年から三十六年にかけての奥羽線敷設工事に関する起案書が多い。鉄道作業局から上事を請け負った上建業者が、土砂運搬用トロッキ軌道を国道に敷設する際、県に道路使用許可を申請した関係のものである。鉄道関係の工事で道路や河川を使用する際には、県の許可が必要であった。奥羽線全通を目前にした県内敷設工事の進捗を跡付けている。

「十文字停車場入口変更ニ関スル書類綴」も敷設工事の進捗を背景に編纂された一件書である。明治二十五年当時、停車場入口を東側（増田町方面）と西側（浅舞町方面）のどちらに設置するかで地元に対立が生じていた。一件書は、県が双方からの上申書を鉄道作業局出張所に送付した際の起案書を綴じたものである。

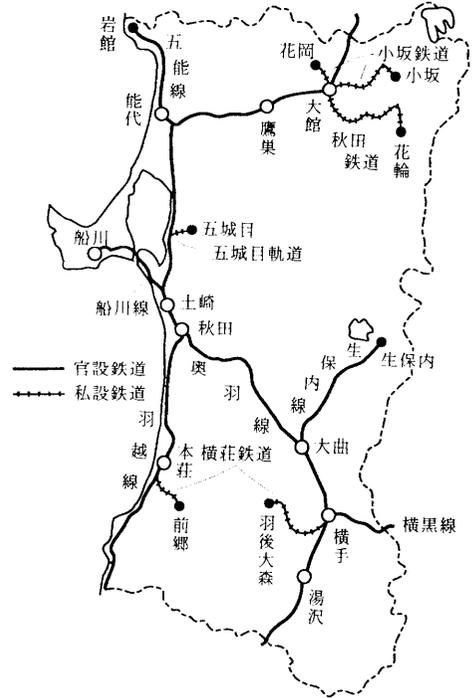
第三期の文書が編纂された簿冊は、事務簿と一件書を合せ二十五冊になる。前述した通り、この時期には奥羽線から枝分れの形で官設と私設の鉄道路線が敷設された。また、奥羽線の全通後、鉱産物や林産物などの鉄道輸送も本格化している。そのような背景で事務量が増え、対応して簿冊も多く編纂されたと考えられる。

最初に、官設鉄道の敷設に関する事案を検討する。

船川線については、一件書で「船川築港同鉄道ニ関スル調査往復書類」と「船川鉄道施設ニ関スル書類」が編纂されている。前者は明治四十三年に船川港が第二種重要港の指定を受け、翌年に県の港湾埋立三箇年計画で築港の具体化したことを背景とする。また、船川築港と鉄道建設とが密接な関係にあったことも示す。後者の年代は、大正元年から五年までの船川線敷設工事期間に亘る。元年、鉄道院が県に対し八郎川に鉄橋を架ける許可を求めた。しかし、川幅の変更に八郎瀨湖岸の埋立開墾に影響が出る恐れが生じ、地元町村より計画変更の陳情書が提出された。その関係の起案書その他、県の築港工事と鉄道院の船川線敷設工事とが同時期に重なったため、工事進行上の調整に関する起案書も多い。

羽越線については、一件書「羽越沿岸鉄道敷設ニ関スル請願意見書類」がある。大正五年の鉄道院秋田建設事務所²⁰の設置による敷設具体化が背景にある。内容は沿線町村からの陳情関係である。由利郡亀田・本荘間の予定線（西廻り海岸線）と比較線（東廻り内陸線）の採択をめぐる対立、牛島町他からの停車場設置の要望など、沿線

図6 大正15年の秋田県内鉄道網



町村の経済発展上の利益に関するものが始どである。

船川線と羽越線に比べ、横黒線の敷設に関連する起案書は全く見出来ない。大正年間に敷設工事が行なわれた他の官設路線についても同様である。船川線と羽越線、それ以前の奥羽線の敷設に関連する起案書は、工事で道路や河川等を使用する際の許可や、地元町村の陳情書等の進達などに内容をほぼ限定された。県土木行政の官設鉄道敷設への具体的な関わり方が分る。また、県庁文書を使い官設鉄道について調査する際の史料の限界も示している。横黒線関連の起案書が見付からないことにも関係があると思われる。

次に、私設鉄道の敷設に関する事案を検討する。

前述の通り、明治末より大曲・盛岡間と大館・盛岡間の官設鉄道

の速成が県会意見書に盛り込まれた。両路線の敷設は地元にとっても念願であり、大正年間には私設鉄道敷設の動きが見られる。

大館・盛岡間では、部分区間の大館・花輪間を結ぶ秋田鉄道株式会社が大正元年に軽便鉄道としての敷設免許を受けた。「秋田鉄道株式会社ニ関スル書類」四冊には、元年の免許交付に関する起案書の他、二・三年の工事施行に関する起案書や図面が綴じられている。三年に県知事に提出された県会意見書は、この私鉄を大館・盛岡間の官設鉄道に代わるものと認め、県費での補助を求めている。

大曲・盛岡間では、二つの私鉄会社の設立計画が確認出来る。大正三・五年「内務部土木課事務簿 鉄道之部 二番」には、大曲・長野間を結ぶ中秋軽便鉄道株式会社に関する起案書が綴じられている。同会社路線の敷設免許申請書は大正三年に提出されたが、五年に諸般の事情から不許可となった。また、大正五・七年「内務部土木課事務簿 鉄道之部」には、大曲・生保内間を結ぶ大生鉄道株式会社（註）に関する起案書が綴じられている。しかし、この会社も五年に免許交付を申請し不許可となっている。大正四年の「秋田県通常県会会議録」中には、中秋軽便鉄道株式会社を官設鉄道に代わるものと期待する議員発言が認められる。

この他、県会の鉄道構想の一環に組み入れられた私鉄に、横手・本荘間の路線敷設を旨指した横荘鉄道株式会社がある。「横荘鉄道ニ関スル書類」二冊には、大正四年の軽便鉄道敷設免許の交付から六年の工事施行認可までの起案書が綴じられている。「横荘鉄道工

事関係書類」は、それに続く七年までの工事施行関係の一件書である。六年に横手側より工事が開始されたことを跡付ける文書である。私設鉄道の場合、免許交付や工事認可の申請書が県を経由して提出されたため、官設鉄道の場合よりも文書が良く残っている。残された会社定款や路線図などから全体像も掴みやすい。

次に、奥羽線全通後の鉄道輸送に関する事案を検討する。

明治三十八年以降の事務簿になると、鉱産物及び材産物運搬用の鉄道・軌道の敷設許可に関する起案書が増える。鉱産物運搬用の鉄道・軌道は、鉱山から鉄道停車場まで敷設された場合が多い。小坂鉱山や花岡鉱山、その他の鉱山から敷設免許交付申請が出されている。

明治四十二・四十四年「内務部土木課事務簿 鉄道之部 全」には、小坂鉱山専用鉄道の譲渡に関する起案書が綴じられている。鉱山経営者の藤田組は、三十五年に専用鉄道の敷設免許を交付され、三十九年に工事に着手した。専用鉄道は小坂鉱山と奥羽線大館停車場を結ぶもので、四十二年に小坂鉄道株式会社に譲渡された。同鉄道会社は一般旅客貨物運輸を目的に営業された。背景としては、四十年前後に小坂鉱山の生産量の増大したことが挙げられる。（註）

「小坂専用鉄道敷設ニ関スル書類」は、大正五年に藤田組が、小坂鉄道小坂停車場まで専用鉄道を敷設した関係の一件書である。

また、花岡鉱山専用鉄道に関しては、「大館花岡間鉄道敷設書類」二冊がある。この鉄道は花岡鉱山と小坂鉄道の大館停車場を結び、

花岡鉾山の鉾石を小坂鉾山まで運ぶために敷設された。簿冊には、大正三年の小林鉾業事務所への敷設免許交付関係の起案書が綴じられている。四年に、小林鉾業事務所から藤田組への花岡鉾山鉾業権利の移動に伴い、鉾山専用鉄道の敷設権が譲渡された。更に、小坂鉄道株式会社が藤田組より専用鉄道を買収し路線を延長した。この間の権利移動等に関する起案書も綴じられている。

この他、大正三、四年「内務部土木課事務簿 鉄道之部 一、番」には、中外石油アスファルト株式会社の専用軌道敷設に関する起案書がある。この専用軌道は、大久保村内の同会社鉾業所から奥羽線大久保停車場まで上瀝青（アスファルト）を運ぶ目的で敷設された。

一方、林産物輸送目的の軌道敷設に関する起案書も多い。秋田大林区署や小林林区署から県に対し、国有林野で伐採した林産物を輸送する森林軌道の敷設許可が度々求められた。森林軌道は河川の木場その他、奥羽線や私鉄線の停車場にも連絡するよう敷設されている。

鉾産物や林産物等の資源について、奥羽線全通後、鉄道による輸送量が増大した。鉄道が県内の産業経済に与えた影響を、簿冊の中に垣間見られる。

この他、第三期の簿冊には、馬車軌道公社に関する起案書を含むものもある。「秋田軌道前田軌道関係書類」には、大正七年の秋田軌道株式会社（株）の営業に関する起案書が含まれている。また、「大館軌道関係書類」には、幻に終わった大館馬車軌道株式会社の設立に関する起案書が纏められている。

2 史料群整理からの展示構成

前項で、鉄道事務関係簿冊群を整理し、内的構造の再構成を行なった。次に、そこから史料群展示をどのように構成すべきか検討する。史料群展示を実践する前の青写真を作成してみたい。史料群を展示する際に、配慮すべき点は次の三つであると思われる。

第一点は、原則として同一史料群に別の史料群のものを混ぜないことである。歴史系博物館の場合は、テーマに関する凡ゆる資料を集めて展示シナリオを作成し得る。しかし、公文書館の場合、同じ方法で展示を行なうと、テーマに関する特定史料群が判別出来なくなる。展示構成上、同一史料群の中に関連史料を混ぜる場合は、解説キャプションに注記するなどの明確な区別が必要である。

第二点は、史料群構造の解説を展示要素に入れることである。県庁簿冊の場合は、組織規定及び文書分類表、また簿冊群自体の分析から解説を作成出来る。展示パネル、または解説パンフレットによる提示方法が考えられる。表現は平易明解が望ましい。

第三点は、史料群中の主要事案から展示コーナーを設定することである。歴史系博物館の展示では、最初に展示シナリオ上でコーナーが設定され、それに合わせて関係資料が集められる。公文書館の行なう史料群展示では、逆に主要事案の内容に沿ってコーナーが設定されねばならない。史料の存在原因である事案から展示構成を組み上げれば、史料群の歴史的背景も明らかになる。また特定史料群の持つ固有の性格も浮び上がる筈である。

以上三点が史料群展示に最小限必要な配慮と考えられる。この他、家別け文書などで、最初の保存状態が記録されていれば、展示上で復元することも可能である。また、史料群展示は収蔵史料の紹介になるので、基本的には利用者層向けになる。しかし、展示表現上の配慮により、理解者層の興味を引く内容になる可能性も持っている。また、史料群展示の中に、公文書館の史料保存機能の紹介や史料保

存の意義の説明など、理解者層向けの部分を組み込むことも有効である。史料群展示であっても、利用者層向けと理解者層向けの展示を折衷させることが望ましいと思われる。

鉄道事務関係簿冊群について、展示構成案を仮に作成すれば表8のようになる。冒頭に史料群構造の解説をする大コーナーを設け、続いて県の鉄道行政の三期区分から大コーナーを設けた。小コーナーは簿冊中の主要事案から設定した。鉄道行政の変遷は簿冊の編綴や内容にも反映する。故に大コーナーは簿冊群の三期区分となり、年代順に設定される。従来型の鉄道展示の方法では、官設鉄道、私設鉄道、馬車鉄道などの纏まりで大コーナーが設定されがちになる。その場合、簿冊編綴の傾向と推移が見え難く、史料群展示には向かない。

表8ではコーナーのみ提示したが、更に史料群展示の性格を出すために次の二つの方法が考えられる。第一に、各人コーナーの冒頭で各期に編綴された簿冊を紹介し、全体の概要を解説することである。各期の簿冊編綴の傾向が明らかに比較できる。

第二に、史料の持つ限界を明示することである。鉄道関係の簿冊と言っても、秋田県の土木行政部課作成の起案書を編綴したものである。特に官設鉄道の場合、この簿冊群のみでは敷設工事の全容が分らない。奥羽線敷設に関連する県の起案書は、上建業者への道路使用許可や地元への陳情書の送付等に関するものなどである。しかし、これを有りの儘に展示することで、土木行政分野の鉄道事務関係簿

表8 鉄道事務関係簿冊群による展示構成

- 「鉄道事務関係簿冊群の構造」
- 「鉄道敷設法」以前
 - ・ 秋田鉄道会社設立計画
- 「鉄道敷設法」以後「奥羽線の敷設」
 - ・ 県内路線の確定をめぐる対立
 - ・ 私鉄船川線敷設計画
 - ・ 「第二次鉄道熱」と幻の私鉄線
 - ・ 奥羽線の敷設工事
 - ・ 十文字停車場入口問題
- 奥羽線全通以後
 - ・ 県公意見書に見る鉄道政策
 - ・ 船川線と羽越線の敷設
 - ・ 陸羽横断線と私設鉄道
 - ・ 鉾山専用鉄道と森林軌道
 - ・ 馬車軌道会社
- 簿冊の編綴方法
- 戦前県庁文書の保存
- 秋田県公文書館の役割
- ……大コーナー、……小コーナー

冊群の性格が明らかになる。これに対し、国の鉄道関係公文書は、現在、国立公文書館や交通博物館に保管され一般の閲覧も可能である。このことを展示の中で紹介すれば、利用者層への情報提供となり、史料保存機関の役割を理解者層に伝えることにもなる。

以上の方法により、史料群展示の特徴を出すことが可能と考えられる。だが、小コーナーの事案を歴史的に位置付けるため、国や県の鉄道行政に関する史料が必要になる。「法令全書」や「官報」、「秋田県議会議事録」や「秋田県統計書」などの基本史料は、形態的にも展示の簿冊群から明確に区別出来る。これら基本史料を補助史料として展示する方法も考えられる。同時に、基本史料自体の解説を付けることで、その効果的な利用方法も提示出来る。

また、「秋田県議会議事録」は、秋田県公文書館がマイクロフィルムで保管している。フィルムから県会意見書の部分をプリントし展示することで、史料紹介と共に、史料保存媒体についての普及も出来る。マイクロフィルム撮影作業の写真も展示すれば、保存業務についての理解者層拡大にも繋がる。

表8の展示構成の後半に、大コーナーとして、「簿冊の編纂方法」、「戦前県庁文書の保存」、「秋田県公文書館の役割」の三つを設定してみた。理解者層拡大を目的とした展示コーナーである。構成としては、利用者層拡大と理解者層拡大の展示の折衷型となる。北海道立文書館の特別展「新しい史料、よみがえる歴史」の構成を参考とした。

結びにかえて

本稿では、公文書館の展示論を検討し、記録史料認識論の領域で史料群展示の構成を試みた。記録史料管理論の領域での展示実践が既に有るが、両領域のバランスが取れて、初めて公文書館固有の展示論が確立すると思われる。

しかし、展示論には実践の裏付けを必要とする分野がある。展示場構成や展示表現といった技術的な分野である。公文書館の場合、「展示に向かない」との悪評高い古文書や公文書を展示するのである。博物館の展示とは多少異なる表現や技術が必要とされる。公文書館の展示論自体が未だ確立していない現在であるが、その一部門として「展示技術論」をやや別個に考えるべきかと思われる。

平成八年に仙台市立博物館で、荒井聡氏が担当した企画展「ちよつと伊達な古文書たち」は、古文書の媒質や様式に関する展示であった。硬い内容になりがちなテーマを、同氏は構成の工夫とウィット有る表現で料理し、一般市民の楽しめる展示を提供した⁽³⁰⁾。同氏は、古文書が展示に向かないとの「常識」も見事に覆している。

公文書館が理解者層拡大の展示を行なう場合も、展示の表現方法が重要な鍵になる。公文書館の展示論において、「展示技術論」の検討が今後の課題として残される。

註

- (1) 文書館、古文書館、史料館、歴史資料館などの名称もあるが、本稿では「公文書館」を使用する。
- (2) 鈴江英一「地形模型『草創期の札幌』の制作について―制作の意図と関係資料―」、『北海道立文書館研究紀要』創刊号、一九八六年）、青山英幸「開館五周年記念特別展示について」(『同』第六号、一九九一年)、中野等「文書館(史料館)における『展示』業務―柳川古文書館を素材として―」、『記録と史料』第二号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、一九九一年)
- (3) 森本祥子「アーキビストの専門性―普及活動の視点から―」(『史料館研究紀要』第二十七号、一九九六年)
- (4) 同
- (5) 安藤正人「記録史料学とアーキビスト」(『岩波講座 日本通史』別巻3 史料論 岩波書店、一九九五年)
- (6) 森本、前掲論文
- (7) 同
- (8) 小玉誠一郎「公文書課の仕事―公文書保存の意義―」(秋田県公文書館『公文書館だより』創刊号、一九九四年)
- (9) 森本、前掲論文
- (10) 『捨てる前にちよっと! あなたが選ぶ歴史資料』(東京都公文書館、『それください』(新潟県立文書館)、他に『あっ!あれが歴史的公文書かも知れない』(神奈川県県民部総務室公文書館建設準備担当)などがある。
- (11) 青山、前掲論文
- (12) 中野、前掲論文
- (13) 森本、前掲論文 森本氏は欧米公文書館の普及活動について展示活動を中心に紹介している。
- (14) 両展示共に高橋務と柴田知彰が担当した。
- (15) 中野、前掲論文
- (16) 高橋寛「企画展『アーカイブズの世界』が目指すこと」(全史料協『会報』第三十三号、一九九五年)
- (17) 『第二十二回 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 全国大会』五三〇―五七頁、高橋正雄「頼られる文書館への努力」、渡辺英夫「地域史の研究と文書館」、高榎利彦「歴史研究・教育と史料保存問題」古江剛「文書館と史料保存への理解をめざした普及活動 群馬県立文書館の事例から」
- (18) 森本、前掲論文
- (19) 中野、前掲論文
- (20) 荒川善夫「栃木県立文書館の教育普及事業の変遷について」(全史料協関東部会会報『アーキビスト』第三十三号、一九九四年)
- (21) 青山、前掲論文、展示は次の七ゾーンで構成された。
- (22) ゾーンⅠ プロローグ
- ゾーンⅡ 文書は残る
- ゾーンⅢ VTR「北海道立文書館」
- ゾーンⅣ 文書と地域の歴史
- ゾーンⅤ 古文書解読コーナー
- ゾーンⅥ 史料の保存と保護
- ゾーンⅦ エピローグ
- (23) 「本館の問題点と改善の方向」(全史料協関東部会月例会資料、一九八七年六月)
- (24) 荒川、前掲論文
- (25) 新井勝紘「近代史研究と博物館展示」(『歴史評論』第五二、六号、一九九四年)、吉田伸之「江戸東京博物館で考える展示叙述について」(同)
- (26) 秋田県公文書館では平成五年十一月の開館時に合わせ、県庁文書について昭和二十年以前のを公開対象とし閲覧目録を作成した。

目録は表題目録の形になり、年代と部課については簿冊の表紙記載をそのまま採った。しかし、実際に簿冊の中に綴じられた起案文書を調べると、表紙記載の年代と部課が正確でないケースもあった。簿冊の中の実際の年代と部課を正確に表すため、二次点検作業として、簿冊の中の起案文書を一件ずつ調べ、簿冊の開始及び最終の部課と年代を確定する作業を現在も続けている。

(27) 高橋務「明治十年代秋田県の勸業政策の一事例」(秋田県公文書館『研究紀要』第二号、一九九六年)

(28) 森本、前掲論文

(29) 鈴江、前掲論文 鈴江氏は「『文書館としての』展示の立場を貫くことが出来たと思う」と述べている。

(30) 青山、前掲論文 各文書の重層性と独自性については「例えば、近代文書の場合、家または団体に保存される文書と市町村・都道府県・省庁等の文書に共通のもの(あるものは控えてあり、あるものは原文書)があり、またそれはそれぞれの組織にとっては固有の役割を担っていること、一方ではそれぞれの組織にはそれ以外の独自の資料を持っていることを再現し、それらが地域の歴史を再構成するために必要不可欠であることを示すことである。それは同時に、各団体等で資料を保存する必要があることをも意味している。」と述べている。また、この未究に終わった「構想を一文書館の本来的方法に根ざした展示」としている。

(31) 中野、前掲論文

(32) 長沢洋「常設展示をめぐって」(『広島県立文書館紀要』第三号、一九九四年) 長沢氏は、「展示の主題や内容を具体的に考える際には、『史料とは何か』というメッセージを核にした上で、『史料・文書そのものについての認識や知識』という程度に幅のある指針を持つのがよいと考える」と述べている。

(33) 安藤、前掲論文

記録史料の展示に関する一試論

(34) 安藤、前掲論文 「史料管理」については、「史料となる素材そのものを収集あるいは保全し、史料として広く利用できるよう適切に整理し、永続的な保全・公開システムを構築し、これを維持することである」と定義している。一方、「史料認識」については、笠谷和比古氏の定義より「史料となる素材の属性や存在の意味を科学的に明らかにし、それによって史料としての本質を理解することである」としている。

(35) 安藤、前掲論文 安藤氏は、史料管理の各作業プロセスに関連する検討課題を次のように纏めている。

① 調査収集：史料調査論、評価選別論、移管収集論

② 整理記述：史料整理論、目録記述論、検索システム論
(自動化論を含む)

③ 保存管理：記録媒体論、環境管理論、保存修復論

④ 利用提供：公開制度論、情報提供論、教育普及論

⑤ 管理体制：史料管理機関論、史料管理制度論、専門職論

(36) 最近では、仙台市立博物館の平成七年度企画展「ちよっと伊達な古文書たち」や、秋田県立博物館の八年度企画展「絵図を読む 描かれた近世秋田の地理」などがある。

(37) 笠谷和比古「史料認識論」(国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、一九八八年 第二部第一章)

(38) 平成八年度春期特別展示「近世文字社会のひろがり―史料館収蔵史料展―解説パンフレット」(国文学研究資料館史料館、一九九六年)

(39) 山田哲好「史料の利用と普及活動」(『史料管理学研修会講義要綱』国文学研究資料館史料館、一九九六年)

(40) 中野、前掲論文

(41) 安藤、前掲論文 また、前述の通り、笠谷和比古氏も史料認識の四段階を呈示している。

(42) 同 安藤氏は「…その記録史料群の内的構造(体系的秩序)を、

記録史料群の発生母体である組織体や個人の機能、さらにはその組織体や個人の活動を規定する社会や国家の機能との関連において明らかにするという研究が必要になってくる」と説明している。

- (43) 同
- (44) 安藤正人「記録史料目録論」『歴史評論』第四九七号 校倉書房一九九二年
- (45) 同 安藤氏は基本目録の編成モデルを次のように提示している。
グループ記述(叙述体)
サブグループA記述(叙述体)
シリーズa記述(叙述体)
アイテム記述(一点別リスト)
シリーズb記述(叙述体)
アイテム記述(一点別リスト)
シリーズc記述(叙述体)
アイテム記述(一点別リスト)
サブグループB記述(叙述体)
シリーズd記述(叙述体)
アイテム記述(一点別リスト)
- (46) 高橋務、前掲論文
- (47) 竹林忠男「行政文書の整理と編成 史料整理基本原則の適用とその問題点」『記録と史料』第五号 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 一九九四年
- (48) 同
- (49) 笠谷、前掲論文「当該集団をめぐる諸関係のそれぞれの中において生起する事件、案件、用件、事柄、問題事項といった個別具体的な問題のまとまり」を「事案」としている。
- (50) 高橋務、前掲論文
- (51) 「秋田県史料」については、高橋務氏の「前掲論文」と、同氏による資料紹介『「秋田県史料」について』(秋田県公文書館『公文書館だより』第五号、一九九六年)に解説されている。
- (52) 秋田県における勤業行政の重要事項と諸産業の統計を収録した年報である。明治十一年から三十六年分まで継続的に発行された。秋田県公文書館に全冊保存されている。
- (53) 秋田県議公事事務局収蔵 秋田県公文書館では、平成八年度にマイクロフィルム撮影し、複製を一部保存している。
- (54) 明治二十五年法律第四号(明治二十五年「法令全書」所収)
- (55) 『秋田鉄道管理局史』(秋田鉄道管理局、一九六一年) 一、二頁
- (56) 「明治二十年代鉄道関係書類」
- (57) 明治三十年「第二課鉄道事務係事務簿」では、私設鉄道関係の起家書八件に対し官設鉄道関係は三件である。
- (58) 野田正穂・原田勝止・青木栄・老川慶喜編『日本の鉄道』成立と展開』(日本経済評論社、一九八六年) 七〇頁。
- (59) 同
- (60) 明治三十二年から三十六年にかけて処務細則の部分改正により、鉄道関係事務主管係は、庶務係、調査係、土工係、土木係と移行する。が、これに対応した文書保存規則の部分改正を「秋田県令全書」中に見出せない。この間、文書保存規則の改正は行なわれなかったらしい。庶務係の調査係への改正では、分掌内容が「軌道及私設鉄道ニ関スル事」から「軌道及鉄道ニ関スル事」になったが、簿冊の部名(「鉄道之部」)への影響は考えられない。その後の土工係と土木係も分掌内容に変化が無いから同様である。この間の簿冊が、文書保存規則の原則で作成されたとすれば、表5のように簿冊表題「第二課庶務係事務簿」の「庶務係」の部分が、調査係、土工係、土木係と変わるのみで、部名は「鉄道之部」の儘と類推される。
- (61) 明治二十九年訓令甲第五十号「文書保存規則」第八条「継任事業又

ハ二事件ニシテ夥多ノ文書アルモノハ一件書トシテ編纂スヘシ」(明治二十九年「秋田県令全書」所収)

(62)

山崎文庫は郷土史家山崎真一郎氏の旧蔵史料群であり、秋田県公文書館開館時に秋田県立図書館から移管された。現在、明治四年以前の史料を収めた貴重書庫に保管されている。山崎一二一五「明治二十年代鉄道関係書類綴」は、山崎文庫目録では「明治廿年代奥羽鉄道関係記録集」の表題で記載されている。しかし、簿冊の表紙が補修等で付け替えられた跡があり、「明治廿年代奥羽鉄道関係記録集」の表題も山崎氏により付けられた可能性が高い。簿冊の内容も、明治二十年前後の私設秋田鉄道公社に関する起案書が約半分を占め、表題と必ずしも一致しない。簿冊中の件名目録冒頭に記載された「明治二十年代鉄道関係書類綴」が、県庁で編纂された際に付けられた本来の表題と考えられる。故に本稿では、山崎一二一五を「明治二十年代鉄道関係書類綴」の資料名と呼ぶ。

(63)

簿冊の表紙に「鹿角郡小坂村鉾山鉱業人藤田組ヨリ鉱業用軌道布設願之件 全」と記載されているが、これは一件目の起案書の件名であり、その後には官設鉄道関係と私設鉄道関係の起案書が一件綴じられている。

(64)

大正十五年「内務部土木課事務簿 雑款」には、鉄道用地関係と軌道敷設関係の起案書が一件ずつ綴じられている。また、昭和六年「内務部土木課事務簿 道路占用之部」には、軌道敷設関係が二件綴じられている。

(65)

「船川鉄道関係書類」には、内務部第五課桜田属による起案書が綴じられている。明治二十年「第五課農工商掛事務簿 商工之部式番」には、同人による船川鉄道株式会社設立関係の起案書が綴じられている。「船川鉄道関係書類」も第五課農工商掛を原課とした一件書と考えられる。また、明治二十九年「第五課農工商掛事務簿 商工之部全」には秋田馬車鉄道株式会社の営業報告関係の起案書が綴じら

れている。遡って、明治二十年「第一部勸業課事務簿 雑款之部全」には同会社の設立関係の起案書があり、二十二年「同事務簿 会社之部全」にも同会社関係の起案書がある。少なくとも明治二十年代から三十一年頃まで、県内私鉄の設立出願や営業に関する事務は一般の会社同様に商工行政で扱われていたと考えられる。表6の「第二課鉄道事務係事務簿」には、二十九年から三十年にかけての私鉄関係の起案書が七件綴じられている。しかし、それらは県外に本社を置く会社について、発起人の身元や鉄道敷設の地元の効用等を調査した起案書である。三十年当時、県内に敷設される私鉄についての調査は第二課鉄道事務係の分掌だが、県内に本社を置く私鉄会社の設立出願等に関しては第五課農工商掛の分掌だったと推察される。

(66)

秋田電気軌道株式会社など軌道会社の営業に関する起案書を綴じたものである。表6の「秋田軌道前田軌道関係書類」は大正七年から八年にかけての一件書だが、軌道会社の営業関係は土木課で起案されている。十五年以前に、関係事務の担当が土木課から商工水産課に移ったと推察される。

(67)

『秋田県史』第五卷明治編(以下、「明治編」) 三九七頁

(68)

『日本の鉄道』成立と展開」 七〇頁

(69)

「明治四十三年秋田県通常県会議録」(マイクロフィルム) 十二月十日の議案第一八号で、北原九十郎議員は一本県ノ年来希望スル鉄道ハ羽越線横断線船川追分間ノ各線路ナリ」と発言している。

(70)

明治三十九年法律第十四号(明治三十九年「法令全書」所収)

(71)

『秋田県土木史』第三卷(以下「土木史」) 七四三頁

(72)

同 七四〇頁 大正五年に鉄道院の秋田県設事務所が設置され、羽越線建設が具体化した。

(73)

「又横手黒沢尻線ニ連絡スヘキ半鹿郡横手町ヨリ由利郡本荘町ニ達

スル私設輕便鉄道モ亦本県有志ニ於テ其ノ布設ヲ計画シ今ヤ着々進行中ニ属セリ如此ニシテ速ニ横断線ノ布設ヲ看奥羽東北両幹線ニ接続セシムルトキハ羽越沿岸鉄道及船川鉄道ノ活用ヲモ一層有効ナラシムルノミナラス東北多年ノ宿望タル日本海ト太平洋トノ連絡ヲ現実ナラシムルモノニシテ……

(74) 『土木史』 七四四頁

(75) 同 七四五、七四六頁

(76) 大正二、三年「秋田鉄道株式会社ニ関スル書類」函面共 四冊ノ内

(77) 原田勝正『日本の鉄道』（吉川弘文館、一九九一年）七三、七四頁

(78) 『日本の鉄道 成立と展開』 一四九頁

(79) 同 七〇頁

(80) 同

(81) 『土木史』 七四三頁

(82) 同 七四〇頁

(83) 大正三年六月十九日提出の敷設申請書には起業目論見書と定款が添付されている。当初計画では角館が終点であったが、後に大曲―花館―四ツ屋―長野の路線となった。奥羽線との連絡による角館方面物資の輸送が目的であった。

(84) 大正五年八月二十日に提出された敷設申請書に起業目論見書が添付されている。大曲―四ツ屋―長野―角館―神代―生保内の路線が計画された。

(85) 十二月十六日議案第十四号の議事において、三十番川上勝淑議員は陸羽横断線速成の必要を説きつつ、秋田鉄道株式会社と横荘鉄道株式会社の横断線としての役割に期待を寄せている。そして、「又大曲盛岡間ニ在リテハ盛岡橋場開弁ニ大曲角館間ニ於テ輕便鉄道敷設ノ計画アリト聞ク」と紹介している。

(86) 『小坂町史』 四一三、四一四頁、明治四十一年四月から小坂鉦山で

露天採掘が開始され、以後、大正九年六月までの約十二年間操業し大きな成果を挙げた。

(87) 『土木史』 七五六頁

(88) 『明治編』 四〇三、四〇四頁

(89) 秋田軌道株式会社は、明治二十一年に秋田馬車鉄道会社として設立された。

(90) 企画展「ちよっと伊達な古文書たち」の展示構成は次の通りである。

- 1 威風堂々―さすが立派な公文書
- 2 花押綾乱―個性あふれる花押
- 3 印章万華―十人十色のハンコ
- 4 書状探索―ちよっと意外な手紙の世界
- 5 百相百輝―まだまだこんな古文書も！

（公文書課主任 しばた ともあき）

《史料紹介》

上松廣次氏所蔵文書

煙山英俊

はじめに

一 家譜・系図類

二 知行関係

三 その他

はじめに

本稿で紹介する「上松廣次氏所蔵文書」(以下、上松家史料)は、札幌市白石区在住の上松廣次氏により所蔵される史料群である。平成八年四月二日、同氏より同家所蔵の史料についてのレファレンスがあり、同二十七日同氏が史料の一部を持って直接来館された。その際持参していただいた史料を調査・撮影させていただき、検討した結果、史料群全体の把握が必要との結論にいたった。その後六月十四日札幌市の上松廣次氏宅へ伺い、改めて史料群の調査を行った。

上松家史料は総数三十七点であり、その内容は別表のとおりである。秋田藩士の系譜を持つ同氏が所蔵される史料群は、そのほとん

どが近世秋田藩関係の文書・短冊類、家譜・系図類で占められる。

上松廣次氏によれば、この史料群は上松家に代々伝わったもので、同氏の父廣義氏が、明治三十五年北海道に移住した後、廣義氏の姉の嫁ぎ先に預けてあった史料を大正年間に引き取り、札幌に移したということである。以下史料の概要についてまとめ、紹介する。

一 家譜・系図類

史料7「上松家系図」、史料18「上松家系譜」、史料19「上松家譜」、史料21「源姓上松氏系図」の4点が上げられる。内容はほとんど一致して、常陸以来の佐竹家臣である系譜を伝える。このうち史料21の表題に「源姓」とあるが、史料自体では藤原姓としており、また、他の三点もすべて藤原姓となっていて、藤原姓であることに問題はないように思える。

これらの家譜・系図類のうち、史料19「上松家譜」によれば、上松氏は始め関東管領上杉氏に仕えていたが、天正七年上杉憲政が越

表 上松廣次家所蔵文書一覧

No.	史料名	数量	和暦	西暦	月	日	差出	宛先	縦	横	備考
1	駒木村・弘田村知行覚	1通	承応3	1654	3	11		植松長左衛門	35.6	14.6	青印あり
2	佐竹義処書状写	1通	(寛文2)	1662	3	22	佐竹義処	佐竹義隆			
3	口上之覚	1通			2	24	戸田金左衛門	植松長左衛門	18.6	47.5	寛永元年(1624)～寛文11年
4	佐竹義処書状写	1通			10	11	佐竹義処	佐竹義隆			明暦～寛文年間
5	伝馬送り状	1通	元禄9	1696	4	2		上松長左衛門	30.6	16.5	青印あり
6	伝馬送り状	1通	元禄10	1697	8	10		上松長左衛門	30.6	16.2	青印あり
7	上松家系図	1通	元禄10	1697	10		上松長左衛門				「上松家系図」(A288.2-118)と 同内容
8	秋田史館青印状	1通	宝永4	1707	3			上松庄大夫	31.0	40.6	佐竹義久書の所蔵・内容を証明
9	上溝村知行覚	1通	正徳元	1711	6	7	御金蔵	那珂七左衛門 上松庄大夫	30.0	35.0	
10	増田村肝煎他書状	1通	延享3	1746	4	23	九右衛門 久右衛門 八右衛門	志賀多助 小泉七郎左衛門 井上伝五郎	29.8	47.3	
11	増田村知行に付口上	1通	延享3	1746	11	5	上松庄左衛門		31.2	68.6	
12	増田村知行に付口上	1通	延享4	1747	6	9	上松庄左衛門		31.0	30.5	
13	増田村知行高に付覚	1通	延享・明	1747	6	8	丹仁右衛門 伊藤儀右衛門 林郷之助	上松正左衛門	15.9	72.5	
14	大森村知行覚	1通	宝暦3	1753	7	26	御金蔵	上松庄左衛門	31.0	41.8	
15	漂流記(写)	32丁	宝暦4	1754	8				24.2	17.0	文政元年の写し
16	知行地書上	1通	宝暦12	1762	6	28		上松庄左衛門	31.4	40.6	「義直」の黒印あり
17	仮證文之事	1通	明和4	1767	4	29	泉福院	上松長左衛門 同三右衛門	23.6	29.0	
18	上松家系譜	11丁	明和4	1767	8	新田	上松長左衛門				
19	上松家譜	36丁	安永8	1779					25.0	16.8	久定～廣成(廣成は名のみ。 巻末にボールペンで書込有)
20	弘田村知行覚	1通	天明6	1786	7	21	御金蔵	上松長左衛門	32.0	37.4	
21	源姓上松氏系圖	11丁	文化2	1805	8						
22	大森村知行覚	1通	文政3	1820	7	3	御金蔵	上松正左衛門	32.3	50.7	
23	高岡上郷村知行覚	1通	文政6	1823	7	3	御金蔵	上松正左衛門	32.3	42.3	
24	御幕證文之事	1通	文政8	1825	10	17	泉福院	上松庄左衛門	24.0	32.0	
25	高岡上郷村知行覚	1通	天保3	1832	7	5	御金蔵	上松正左衛門	33.6	44.2	
26	勤功覚	15丁	天保5	1834	4	4	上松正左衛門 林郷		24.8	17.0	
27	弘田村知行覚	1通	天保7	1836	7	5	御金蔵	上松正左衛門	33.2	44.6	
28	上溝村知行覚	1通	文久3	1863	7	4	御金蔵	上松正治	31.8	42.0	
29	増田村知行覚	1通	慶応3	1867	8	3	御金蔵	上松正治	31.0	41.3	青印あり
30	(包紙)	1通						上松正左衛門	43.6	32.0	書状2通の包紙「御判紙」
31	藤原姓上松氏	8丁									
32	拝借分書上	1通						上松長左衛門	32.3	43.5	
33	(御判紙引替の案内)	1通			8	25	御会所	上松正左衛門	5.2	41.0	
34	菅原道貞肖像	軸							146.4	33.0	印刷物。画像部分73.0×24.4cm
35	太平山三吉御神影	軸							116.0	29.0	印刷物。画像部分57.0×20.6cm
36	菅原道貞肖像	軸							117.0	34.8	画像部分54.2×25.8cm
37	(竜神)	軸							108.0	39.0	筆書。

※史料は年代順とした。No.の数字がゴシックのものは、本稿で掲載した史料。縦・横の単位は cm

後で殺害された後、佐竹氏に仕えるようになったという。史料8「秋田史館書印状」は、秋田藩の修史事業の過程で秋田史館が佐竹東家義久の発給した書状の内容を証明したものであり、家譜類の内容を裏付けるものとなっている。これに対応する史料としては、秋田藩家蔵文書「東義久判物写」(整理記号・番号A二八〇、六九一四七)がある。また史料7「上松家系図」は一覧表にもあるとおり「上松家系図」(A二八八、二一一八〇)と同内容であり、元禄期に修史事業が行われた際、秋田藩に提出した系図の写と思われる。この系図のうち「廣庸」の三男「恒平」が「片岡市郎右衛門依無子成養子」とあるが、「片岡氏覚書」(A二八八、二一五六〇、元禄十一年寅二月十六日)に「上松長左衛門三男智養子 孫 同 善右衛門 恒平」という記載があり、内容を裏付けるものとなっている。残る三点は、本館所蔵の系図が作成された元禄以降、幕末までの上松氏の系譜を記録している。

また史料26「勤功覚」は、幕末における上松氏の藩政への勤務・功績をまとめたものである。「勤功覚」の内容を裏付ける史料として、「上族卒明細短冊」秋田町分第十号(整理番号一一五一九)がある。上松家史料の家譜類は、比較的史料が少ない幕末期における秋田藩士の動向を探る事のできる史料と考えられる。

二 知行関係

上松氏の知行関係については史料1・9・10・11・12・13・14・

上松廣次氏所蔵文書

16・17・20・21・23・25・27・28・29の十五点が上げられる(右表参照)。年代は承応三年から慶応三年までの二百二十二年間にわたり、特に知行地高に関する覚書が十点を占める。上松氏の知行地は山本郡・仙北郡・平鹿郡・雄勝郡に散在しており、秋田藩の地方知行制度の実態を知る手掛かりになると同時に、知行に関しては秋田藩庁側からの記録が多い本館の史料を理解する上で参考となる。平鹿郡増田村関係の史料10・11・12・13で、延享二年、増田村で火災が発生し村の郷帳などを焼失したこと、その後の混乱により上松家の知行分に過高が生じたこと、村の訴えにより上松家が藩庁に修正を申し出ていることなどがわかる。

三 その他

史料2・4「佐竹義処書状写」は、江戸在府中の秋田藩三代藩主義処が秋田にいた父義隆に送った私信の写しと思われる。特に史料2は、紀伊・水戸徳川家をはじめ諸大名の動向、松平信綱死去後の江戸の様子などを伝え、興味深い。この二点がなぜ上松家に伝来したかについては未詳であり、今後の課題としたい。

史料17「仮證文之事」、史料24「御墓證文之事」は泉村(秋田市泉)にある真言宗泉福院と上松氏の関係を示す史料である。

以下、個々の史料を紹介するが、すべてを掲載することができなかった点をご了承願いたい。紙数の制約上、簿冊等は省き、一紙物のみとした。

史料1 増田村内駒木村・払田村知行寛

六つ成

三拾石内拾石

増田村内植松長左衛門

同拾三石四斗五升七合

増田之内駒木村

同六石五斗四升三合

払田村

承応三年

三月十一日(青印)

史料2 佐竹義処書状写

尚々松平出羽殿方御用御座候由ニ而御状参候

間指上申候方々之御状とも指上候以上

当九日御日付之御飛札同

十七日西之刻参着候所

奉拜見候先以御機嫌

能被為成御座候由珍重ニ奉

存候

一 去月廿七日ニ西之丸へ被 為成候

に付御老中迄御飛脚にて

可被仰入と被思召候間土屋

但馬殿へ御尋申候而御状

認遣可申畏奉存候

一 紀伊国大納言殿同左京殿

御下国ニ付御状可被遣候間

紀伊国殿御家老衆へ之御

状左京殿へ之御状認遣

可申旨畏奉存候

一 水戸中将殿御妹御祝言

相濟候ニ付御樽肴可被遣候

間水戸殿御家老衆へ之

御状認惣内か四郎兵衛ニ遣可

申旨畏奉存候併御使者

入可申候ハ、爰元ニ而誰成とも

申付可遣旨畏奉存候

一 仙北ニ而白鳥三ツ為取

被成候菱喰鷹廿計鴨ハ

百之上為御取被成候由鳥

あらく御座候由被仰下候カ

御約数沢山ニ而御ちからニ奉

存候

一 先可申上を爰元台所ニ

御座候雉子被下候由数馬

所方伊織所迄申遣候過分

至極ニ奉存候

一 幸便玄州へ御丸葉御用ニ而

御状被遣候御丸葉參次

第二早々指上可申旨畏

奉存候玄州ハ肺ニ而宮の下へ
当十六日ニ御立候而湯治にて

御座候間態飛脚ニ而御

状遣申候御葉參次第ニ

指上可申候

一 当九日御日付ニ而川井造酒

罷登ニ尊書同十九日ニ參

着の上奉拜見候

一 久世大和殿土屋但馬殿御役

被 仰付候ニ付造酒御使

者ニ被遣候御尤ニ奉存候

御太刀御小袖五ツ宛可被遣候

間申付遣可申旨畏奉

存候

一 松平信濃守殿当七日ニ出雲

発足ニ而十三日ニ大坂へ御

着爰元へハ廿六日ニ參符被

成候由承候

一 神尾若狭守殿方御前様へ御

約束之由ニ而鳥屋隼一ツ

參候爰元ニ指置申越候私

手前ニ指置御參勤之上ニ

申候様ニと若狭殿方御

申越候へとも先申上候

一 松平越前守殿ニハ来月十日

十一日之時分爰元へ御着候様ニ

御国本御立候由承候

一 今程ハ久保田御発足可被

遊と奉存候定而仙北ニ而

御鷹野被為成御登可被と

奉存候

一 此飛脚昨廿一日ニ爰元罷

下候

一 松平伊豆守殿御死去ニ付

公方様一昨廿日迄御精進

被遊候由承候

一 伊豆守様御死去ニ付江戸

中之振舞も明廿三日

迄ハ無御座振舞之御約

束之衆ハ延候由尤はなみ

ものなとも無御座候さかい

町にて之あやつり狂言

なとも七日程ハ不仕候様ニ承候

此外別而相替儀無御座候

頓而障明造酒罷下可申候間

其節委曲可申上候恐惶

謹言

佐竹右京

三月廿二日 義旭(花押)

義隆様

参尊報

史料8 秋田史館青印状

上松庄大夫

佐竹中務大輔義久書老通

右伝来之文書堂る事顯然也

仍委細写之御記録江被載置訖

向來火災紛失等於有之ハ

以御序御写拝領可備後代之

龜鑑尔成也

宝永四年三月日(青印)

史料9 上溝村知行覚

覚

御代官又井市三郎

当高三升五合

上溝村

上り地

内二升四合

那珂七大夫

同老升老合

上松庄大夫

右者去寅年知行所上溝村

関下ニ罷成ニ付右代地大目村上り

地之内ニ而当卯ノ年方相渡申候

已上

正徳元年卯六月七日御金藏

史料10 増田村肝煎他書状

一 当村御地頭上松庄左衛門殿御知行分当高

式拾五石九斗四升老合御本田御判紙高之通

書拔致指上可申候由被仰付候故色々一筆

限り相調指上申度吟味仕、候得共各々様方ニも

御覚被遊之通当村之儀者先年出火ニ而御

本帳御開共ニ御帳張紙等茂取失怯老

筆限り茂不相見候得、故郷中無殘御給分ハ
百姓一人限当高弘ニ仕御皆済仕罷有申候
右之趣ニ御座候故壹筆限御本田尤御本田代
開之訳共駢と相調書上可申様無御座候
依之一人限書高相印御皆済御手控
写指上申候被仰付候御高と指引当高
四斗八升三合過高ニ相見得申候是其御開等
之訳茂不相見得候右之趣御歸之上何分茂
御地頭庄左衛門殿江御取合被成下度奉存候以上

増田村肝煎

九右衛門

同村長百姓

久右衛門

八右衛門

延享三年寅四月廿三日

志賀多助殿

小泉七郎右衛門殿

井上傳五郎殿

史料11 増田村知行高に付口上

口上

私養父庄大夫去年三月致病死本田知行高

八拾右御相違無御座家督被仰付難有仕合奉存候
右高之内平鹿郡増田村ニ而本田高式拾五石九斗
四升壹合之外開高四斗八升三合從先祖致所務
来候訳去丑年物成皆済之時見当候故丑年

物成小役銀共受取不申郷中江預ケ置申候増田村ハ
曾祖父長左衛門代承応三年長左衛門代方致所務候与
新知三拾右拜領仕候地形之内ニ而右開高曾祖父

申伝候得共指而支證之書付ハ無之候尤開場御
指紙茂所持不仕候祖父長左衛門代延宝元年

御知行五拾右拜領仕都合八拾右罷成り候右過高

之儀早速可申上奉存候得共内々吟味不仕候而ハ難

申上御檢地役志賀多助小泉七郎右衛門井上伝五郎

相廻候御用序而頼増田村高致儀知行分書

抜帳指出候様ニ与申含候所郷帳一筆限相調指

出申度色々吟味仕候得共 上江茂相違違候通当村之儀ハ

先年出火ニ而本帳、開帳共張紙等茂取失ひ帳面

一筆限不相見得候故郷中給分之百姓一人限当

高弘ニ而皆済仕罷有申候故一筆限本田、開之訳

書出可申様無之候付当高式拾六石四斗式升四合

先年方納来候与申書出之内本田高引候得者

残高四斗八升三合私方之覚江引合申候猶頃日

吟味仕候処過高相究候然者養父庄大夫代御筆

打減御代地拝領仕高行違候ニ付享保二年

御判紙御書替奉願同三年御書替之新

御判紙頂戴仕候其以後享保十巳年開有高増

減被 仰出候節不申上 御判紙高之外開高四斗

八升三合過高年久敷所務仕罷有候儀無調法

至極奉存候ニ付遠慮仕罷有申候右之趣被仰上

被下度奉存候以上

十一月五日

上松庄左衛門

名此位ニ被下ケ

延享三年

西宮彦右衛門殿ヲ以申上候

(端裏書)

米春地形御檢使之上何之御沙汰ニ可被為候由被相渡候

史料12 増田村知行高に付口上

口上

私知行所増田村ニ而先祖方過高有之候段

被害仰付故知行高吟味之節相加候付去寅十一月申

遠慮申立候所其節被仰渡候ハ米春地形御吟味ノ上

御沙汰可被成置候間当分遠慮ニ不及候段被仰渡候然者

今度御檢地役丹仁右衛門伊藤儀右衛門林郷之助調上被

仰渡候ハ右過高四斗八升三合之分当分御蔵入ニ被成直

候尤去ル丑年方被召上候段被仰渡候左様バ先祖方年々

所務致来候段無調法之至奉存候以依遠慮仕罷有候

右之趣被下度奉存候以上

六月九日

上松庄左衛門(花押)

延享四卯年

西宮彦右衛門殿ヲ以申立候則遠慮御免

史料13 増田村知行に付覚

覚

上松止左衛門

去秋中申立候養父正大夫

致病死本田知行八拾石

家督無相違被仰付候高

之内増田村本田式拾五石九斗

四升壹合御判紙高之外開高

四斗八升三合先祖方致所務

来候分丑年物成皆済之節

見当り候故丑年物成小役銀

郷中へ預け置申候増田村へ曾祖父

長左衛門承応三年新知三拾石

拝領之地形之内ニ候右開高

其節 所務致来候由申伝

候得共御差紙等茂無之過

高二御座候故内々吟味致候所

右村先年出火之節郷帳張帑

等致紛失本田開之差別

相知兼百姓壹人限当高を以

皆済致候故右過高之訳相知

不申候年久敷過高所務致

罷有候段不調法ニ奉存候由

申立ニ付此度吟味被仰付候

申立之通右村郷帳不埒ニ而

本田開之内過高と申儀一向

不得相見候去ル子ノ年迄当高

式拾六石四斗式升四合所務

致候分百姓壹人限リ持高相違

無之右高之内御判紙高

式拾五石九斗四升壹合是又

有高右之外四斗八升三合

過高ニ相見得候得共郷帳不埒ニ而

本田開高之内過高と申儀

不相知ニ付当分御蔵入ニ被

仰付候尤去ル丑年方被召上候

右之通相済候以上

卯

丹仁右衛門

六月八日

伊藤儀右衛門

林 郷之助

史料 14 大森村知行寛

覚

御代官佐藤又左衛門

当高式石式斗三升三合

大森村

上り地

右者去申年知行之内増田村平均

御竿相入墨候ニ付折掛割合代知

大森村上り地之内ニ而当年方相渡候

以上

宝曆三年西七月廿六日御金藏

上松庄左衛門殿

史料16 知行地書上

七拾七石七斗八升八合六ツ成

上松庄左衛門

平鹿郡

内式拾壹石五斗壹升六合

増田村之内

同 郡

同式拾五石三斗五升七合

上溝村之内

仙北郡

同拾九石六斗九升六合

橋本村之内

同 郡

同三石式斗四升三合

扨田村

雄勝郡

同八斗壹升六合

赤袴村之内

山本郡

同七石壹斗尾六升

大森村之内

宝曆十二年六月廿八日 (黒印)

史料17 仮證文之事

仮證文之事

一 貴殿御親父御不孝ニ付先年方御訴

老通ニ而被葬弥此度も右ニ順し御葬

被成度由被仰入候処ニ古来いヶ程之趣意

御申合も難相知レ左候へハ拙僧代ニも御断ニて

不宍度□葬置候事と御申被仰聞候得共

入院之砌故不案内其分ニて為葬申候

此末は不相成仍而只今相改永々口米

老斗五升ツツ(七字紙折り目不詳)筈当

銀三拾目為御礼慥ニ受取申候当秋中

土地間数相改本證文ニ御引替可仕候

仍而為後口之如件

明和四年

亥四月廿九日 泉福院 (黒印)

上松長左衛門殿

同 三石衛門殿

史料20 扨田村知行覚

覚

御代官鈴木藤三郎

当高三升五合

扨田村

上り地

右者去巳春調払出村

知行之内閑屋下成御

代知右同上り地之内

ニ而当巳年方相渡候以上

天明六年午七月十一日御金蔵

上松長左衛門殿

史料22 大森村知行覚

覚

半鹿郡

当高四石七斗四升三合

大森村

上り地

右者去年調上溝村知行

之内平均御竿被入置打減高

御割合代知大森村上り地之内

にて当辰年方相渡候以上

文政三年辰七月三日御金蔵

上松廣次氏所藏文書

上松正左衛門殿

史料23 高関上郷村知行覚

覚

仙北郡

当高四石七斗四升三合 高関上郷村

上り地

右者去年秋調へ大森村知行

之内悪所引替代知高関上郷村

上り地之内高当末年方相渡候

以上

文政六年未七月三日御金蔵

上松正左衛門殿

史料24 御墓証文之事

御墓証文之事

通之内中程西山根元御墓之

北東西南北六尺四方此度新尔

誤柄有之候ニ付永代進置候尤
無御料代ニ差上候御勝手次第御
葬り被致候而茂不苦候為後
證依而如件

文政八年

乙酉十月十七日 泉福院(黒印)

上松庄左衛門殿

史料25 高関上郷村知行覚

覚

仙北郡

当高壱升 高関上郷村

上り地

右者去卯秋調高関上郷村知行

之内御用地成折御代知右同むら

上り地之内ニ而当辰年よ里相渡候

以上

天保二年辰七月八日御金藏

上松庄左衛門殿

史料27 払田村知行覚

覚

仙北郡

当高壱斗壱升三合 払田村

上り地

右者当申春調増田村知行

之内飛下除地儀御代知払田村

上り地之内而当中年方相渡候以上

天保七年申七月五日御金藏

上松正左衛門

史料28 上溝村知行覚

覚

平鹿郡

当高壱升四合

上溝村

上り地

右者当亥春調高関上郷村知行之内

御用地儀候代知上溝村上り地之内ニ而

当亥年方相渡候以上

史料32 拝借分書上

上松長左衛門

三貫百七拾六匁一分

元禄八亥年三月

内四百式拾目

同九年四月

同三百目

同三百八拾八匁壹分

五厘

同四百三拾七匁八分

三厘

同五百五拾壹匁七分

八厘

同五拾壹匁

同四百式拾目

同八拾目

同六拾三匁三分

四厘

同五拾目

同三十式匁

老岐守様御貸銀

馬場野内御掛

□代

史料29 増田村知行覚

覚

半鹿郡

増田村

上り地

当高五升八合

右者当外春調高関上郷村知行之内

御用地成御代知増田村上り地之内ニ而

当外俊方相渡候以上

慶応三年卯八月三日御金蔵

上松正治殿

上松廣次氏所蔵文書

同式百五拾式匁

御貸金代米

七石貳斗

同百三拾目

伊勢屋源右衛門所 買掛

宝永三年戌暮 壹ヶ年六拾目宛

幾年ニ而も済切次第上納致候様と被仰

付候以上

付記 この史料紹介を行うにあたって、調査を快諾された上松廣次氏はじめ上松家の方々と、史料解説にあたって協力を得た、本館古文書課職員・嘱託職員全員に謝意を表したい。現在上松家史料は上松家の所蔵・管理下にあり、この史料群を利用して出版・掲載・その他の機会に発表の場をもたれる場合には所蔵者の承諾を必要とする。

(古文書課主事 けむやま ひでとし)

閲覧制限アンケートの回答結果分析

公文書課

はじめに

- 一 公文書の引継ぎ、整理、選別及び公開
- 1 公文書の引継ぎ
- 2 公文書の整理、選別
- 3 公文書の公開
- 二 公文書館と情報公開
- 三 公文書の公開・非公開
- 四 公文書の閲覧制限についての調査票
- 五 公文書の閲覧制限についての調査票の集計結果
おわりに

はじめに

本館では現在、非公開基準の設定を検討している。本格的な検討は今年度から公文書課で行っているが、その前提として他館の現状

を把握するために、平成六年にアンケート調査を実施した。その概要の報告は、秋田県公文書館『公文書館だより』第四号（平成八年四月一日発行）で行ったが、それぞれの問に対する各館の回答とその分析を報告しておきたい。年度がやや古いため、現在の館の実情と違う点やアンケート時点で開館していなかった館もあると思うが、一九九四年時点での各館の状況を示したものと理解して、活用していただきたい。

本館では、県庁から引き継いだ公文書のうち、戦後永年文書についてはまだ公開されていない。三〇年原則によって公開することになっているのだが、未整理のため、五十年前のものまで公開されていないことになる。これは日常業務の多忙、人員配置の些少、該当文書の多量によるといえばそれまでだが、基本的に公開のための場という公文書館の使命からみて、職員として忸怩たるものがある。しかし、内情は単なる整理の遅れということではなく、本館の公開に対する基本的理念に関わっている。アンケートの結果分析という

テーマであるが、まず本館の実状から述べておきたい。

一 公文書の引継ぎ、整理、選別及び公開

1 公文書の引継ぎ

本来公文書館における選別は公文書の発年後相当の年月が経過してから行うのが理想である、といわれている。それは、公文書にはそれぞれ異なった保存期間があり、本県の場合でも公文書館で同じ発生年度の公文書がそろるのは早くても十年後であり、発生年度と同じ公文書の全体像が見えないと選別もできない、という発想があるからである。そこで本県では公文書全部を引き継ぐことにしたのである。

まず原課所は、作成又は取得した公文書を、事案の完結後簿冊に編綴し、翌一年間保存し、さらに翌年、保存期間が二年未満のものを除くすべての簿冊を、引継書を添えて学事文書課に引き継ぐ。学事文書課は、保存期間が二年、五年、十年の簿冊を、原課所の行政利用に供するため保存期限まで保存し、期限経過後引継書を添えて本館に引き継ぐ。永年保存の簿冊は、十年保存の簿冊と同様に引き継ぐ。

なお、これらの引継は、当分の間、知事部局（本庁、地方機関とも）を対象としている。

2 公文書の整理、選別

選別に当たる前に基本的に考えておかなければならないことは、選別された公文書はいつの日か研究者の評価を得て歴史資料となる可能性が大きいものであるが、だからといって選別されなかった公文書が全く歴史的価値を持たないというわけではないことである。したがって公文書館としては、選別されなかった公文書に關してもしつかりした記録を残しておくなければならない。将来の研究者が過去の歴史を正しく評価するためには、その当時の文書をはじめとする記録全般の概要を把握していなければならない。これは、廃棄リストをもとに選別するという方法を選択しなかった理由でもある。

本館では、引き継いだ簿冊を燻蒸後、引継年度別に課所順に配架し、第一次及び第二次整理を行う。第一次整理の目的は、次の二つである。

- ① 本館所蔵簿冊として登録する。
- ② 引継書に記入された簿冊題名を確認するとともに、簿冊表面に記載されたその他の文字情報をすべて記録する。

第一次整理によって記録された情報は、原課所の利用の際の手がかりとなるし、仮に選別の結果廃棄されることになっても、最小限必要な情報として残すことができる。

次に、本館では、単に簿冊表面に記載された文字情報を記録する第一次整理だけでなく、簿冊の中身を精査して、そこから新たに必要な情報を引き出し記録するという第二次整理によって、本館とし

ての目録を作成する。この目録により、仮に簿冊そのものが失われても何が書かれたものであったか分かる、という整理方法を目指す。そこで、本館では次のような整理をすることとした。

① 簿冊の資料名(簿冊題名)は、その簿冊の内容を正しく表すような適切な資料名をつける。大半は事務担当者の恣意的、簡便な資料名となっていて、その事務に精通しているものでなければ分からないものとなっている。

② 簿冊の内容を補完するために必要な情報を付け加える。

③ 簿冊の作成年度、作成機関(できれば担当係まで)を明確にする。これは、同一年度における県の行政事務分掌及び文書の体系を明らかにするためである。

④ 同一資料名のもものが大量にある、あるいは毎年発生するものなどは、できれば解説、解題をつける。

なお、第二次整理では選別の第一段階として、選別を念頭に入れた心証を形成しておく。

本館ではまだ具体的な選別を行っていないが、選別の結果、公文書館として永久保存に値しないものとされたものは、原課所に通知して廃棄することになる。

3 公文書の公開

選別の結果、公文書館として永久に保存すると決定したものと及び永年保存の簿冊は、発生三〇年後に一般に公開することとしている。現時点での公開の対象となるものは昭和四十年までの永年保存の簿

冊ということになるが、現在公開しているものは戦前のものである。これには二つの理由がある。

① 戦後のものを公開する場合、原課所と公開の可否について協議をすることになっているが、後述するように、公開・非公開について本館の基準が明確に定まっておらず、したがって本格的な簿冊内容の検討がまだなされていないこと。これに対して戦前のものは所有、管理の権限が本館にあるため原課所との協議を要しないこと、及び開館に当たり歴史資料としての公文書の公開が求められていたこと。そのため、著しく人権を侵害するおそれのあるものなどを大雑把に抽出して非公開とした。

② 本館において公開しないものは、情報公開制度によって利用可能であること。

二 公文書館と情報公開

公文書館における利用と情報公開制度に基づく閲覧請求との適用関係は次のとおりである。

秋田県公文書公開条例第二条(定義)第一項では、条例の適用を受ける「公文書」を「実施機関が管理しているもの」と規定し、「管理しているもの」とは「文書管理規程等に基づき、保管または保存しているものをいう」としている。本県文書管理規程では、保存期間が経過した文書は公文書館に引き継ぎ、公文書館で廃棄する

ことになっている。したがって本館が管理する公文書はすべて条例の適用を受ける。しかし、同条例第十六条（他の制度との調整）第二項では、「この条例の規定は、県の図書館、博物館その他これらに類する施設において、県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない」と有り、このいわゆる「適用除外」により、本館が管理する公文書で一般の閲覧に供しているものは条例の適用を受けない。逆に、一般の閲覧に供していないものは条例の手続により公開請求できる。

三 公文書の公開・非公開

公文書の公開に関して、個人情報でプライバシー侵害による不利益を与えるような文書等については、非公開とせざるを得ない。公文書公開条例においても、個人情報その他は不開示となっており、公文書館は直接条例の適用を受けないといっても、それは公開文書についてであり、非公開文書や三〇年未満の文書は条例の適用を受ける。したがって本館における公開非公開の判断も、公文書公開条例にある程度則った形で行われる必要がある。

現在進めつつある非公開基準も、以上のような考え方に基づいて公文書公開条例をベースにして、サンプル事例の検討によって、歴史資料としての非公開項目を特定し、さらにその解除期限を決定するという作業を行っている。本年度中に課内で成案がまとまり、館

の基準としてまとめる段階にきている。

この非公開基準の策定によって、戦後永年文書の二次点検が行われ、二次点検が終了して非公開文書が特定できれば、その時点で原課と協議し、非公開が確定する。その上で、非公開部分の技術的処理（被覆など）が行われ、目録が整備された段階で公開ということになる。

現在公開している戦前文書についても、非公開基準が定まれば、それに応じて再点検をすることになる。ちなみに戦前文書の非公開については、戸籍等の項目で該当しそうなものは便宜的に非公開の扱いとしているが、全ての文書の点検が完全に行われている訳ではなく、解除期限もない。また公文書だけではなく本館所蔵の全ての文書に適用させる基準であるため、寄贈・寄託をうけた私文書の点検も必要となる。したがって非公開基準策定によって、全ての整理作業がはじまるということであり、今その端緒にあるといえる。

しかし非公開基準の策定というのは、実際には容易な作業ではない。今年度行われた和歌山県立文書館のアンケートでは、非公開基準をもつ公文書館は26館中18館であり、閉鎖期間解除の規定のある非公開基準については寡聞にして未だ知見していない。非公開基準そのものも各公文書館でその実情にあわせて独自に作られている。

これは各公文書館で、文書の保存数・保存状況・保存形態、あるいは公文書の引継形態も違うため、自ずと公開の仕方・非公開に対する考え方が違ってくるのであるが、同じ内容の文書について、ある

県では公開し別の県では非公開とするという現状はどうであろうか。公文書の公開について、条例の内容の違う県同士で差異があるのは仕方がないとしても、それは一定の年数を経た後、歴史資料として公文書館で公開されるという前提があって許容されるのではなからうか。公文書館での公開に差異があるのは、その意味で館の存在意義にも関わることといえまいか。

公文書の公開については、ようやく国の情報公開法が制定の軌道に乗りつつある段階になり、統一した不開示情報の基準も法制定に伴ってできあがることになろうが、それはあくまでも現用文書の公開に関わることであり、歴史資料の公開については、公文書館が自らの仕事の中で作り上げていかねばならないものである。全国どの公文書館にも適用される普遍的な基準の制定が焦眉の課題といつてよい。

したがって、本館の基準作成作業の根底には、普遍性をいかにもちうるか、という意識が必要と考えている。その意味で、全国の公文書館に対する閲覧制限アンケートは、参考資料としての価値は高いといえる。そこで、この内容について他の館とも共有することに意義があると考え、報告をすることとした。

四 公文書の閲覧制限についての調査票

各館にお願したアンケートの質問項目は以下の通りである。

閲覧制限アンケートの回答結果分析

【記入にあたって】

この調査票を記入にあたっては、以下の点にご留意をお願いします。

① ここでいう公文書とは、府県制（又は市制）施行後、都道府県又は市が作成した文書で行政刊行物の行政資料は除きます。また、行政文書という呼称と同じものでもあります。

② 公文書の利用手続きとしては、公文書館制度による利用に限るものとし、情報公開制度による利用は除くものとします。

③ 対象とする利用者は一般の利用者とし、職務上利用する都道府県または市職員および学術研究等の特別閲覧制度による利用者は除きます。

【公文書の閲覧の現状について】

問1 公文書の自由な閲覧（以下「公開」といいます）が開始できるまでの閉鎖期間を定めている場合は、作成後三〇年以上経過したもの（いわゆる三〇年原則）という点をどのように考え、公開を行っていますか。次の中から該当する事項の記号を○で囲んでください。

a. 三〇年原則に沿った考え方をし、公開することとしている。

b. 独自の閉鎖期間を設定し、公開することとしている。

↓問1―2にもお答えください。

c. 特に閉鎖期間を定めていない。↓問1―1にお答えください。

い。

問1-1 特に定めていない理由をお教えください。

問1-2 どのような考えから独自の閉鎖期間を定めたかをお教えください。

閉鎖期間…年

考え方…

問2 現在公開している公文書の最も新しい年代はいつごろ作成された文書ですか。該当する年代を一つ選び、その記号を○で囲んでください。

a. 戦前（一九四五年以前）公文書

b. 終戦直後～昭和三十年（一九四五～一九五五年）

c. 昭和三十年代（一九五六～一九六五年）

d. 昭和四十年代（一九六六～一九七五年）

e. その他（具体的に…年）

問3 問1と問2の公開作業の進展に大きな差がありますか。特に公開が遅れていると思われる場合のみ、その理由や問題点について具体的に教えてください。

問4 閲覧目録上で非公開、一部非公開（部分公開）の公文書の取扱いはどうなっていますか。該当するものを一つ選び、その記号を○で囲んでください。

a. 閲覧目録上とその公文書が非公開、一部非公開であること
を明記し、すべて掲載している。

b. 閲覧目録には非公開の公文書は掲載していないが、一部非公開は明記して掲載している。

c. 閲覧目録には公開分しか掲載していない。

d. その他（具体的に…）

問5 一部非公開（部分公開）の扱いになっている公文書の閲覧は、資料をどのように被覆して閲覧させていますか。一部非公開の公文書を閲覧させている場合のみその被覆方法を図示して説明をお願いします。

問6 公文書館内の職員で文書公開の可否についての検討作業を担当する職員の職名とその人員についてお教えください。

（職名） 「人員」 名

【個人情報の保護について】

問7 一定の閉鎖期間後、公文書を公開する際の大きな問題に、それぞれの文書に含まれる個人情報の保護があると考えられますが、この問題について一定の成文化した基準（一項目として規定したものを含む）を設けていますか。いずれか該当するものを選び、その記号を○で囲んでください。

a. 基準を設けている。↓問7-1にもお答えください。

b. 特に基準は設けていない。

問7-1 その基準はいつごろできたものですか。またその名称をお教えください。

年代Ⅱ()、名称Ⅱ()

問8 一定の閉鎖期間を終えた簿冊の形態の公文書の中に、次のような個人情報が含まれていた場合、その簿冊をどのように取扱っていますか。次の各項目について、その対応についていずれか該当する事柄の記号を○で囲んでください。また一部非公開または非公開とされた場合(b、cの場合)、今後どのような条件を満たした場合に公開することになりますか。その見通しを含めてお答えください。

※以下すべての問に対して回答の選択肢は次の通り

- a. 公開とする。
 - b. 該当部分を被覆して公開する。
 - c. 非公開とする。(公開の見通し…)
 - d. その他
- (1) 族籍(士族・平民等が含まれている文書)
 - (2) 戸籍
 - ① 認知、養子縁組、失踪、離婚等についての記載のない戸籍が含まれている文書
 - ② 認知、養子縁組、失踪、離婚等についての記載のある戸籍が含まれている文書
 - (3) 履歴書(住所・氏名・年齢・族籍・学歴・職歴の記載あり)
 - ① 叙勲、受章申請等のため、添付書類として作成された履歴書が含まれている文書

閲覧制限アンケートの回答結果分析

② 任用や人事異動等の際に提出した公務員の履歴書が含まれている文書

③ 学校開設、会社設立等の申請にあたって提出された書類の一部としての履歴書が含まれている文書

(4) 遺伝性疾患の診断書(病歴の記録も含む)が含まれている文書

(5) 学業成績

① 学業優秀の生徒として上申された生徒の成績が含まれている文書

② 落第、不合格、劣等等の成績が含まれている文書

(6) 懲戒関係の書類

① 学校在学中の生徒の懲戒処分の記録が含まれている文書

② 公務員の懲戒処分についての記録が含まれている文書

(7) 争訟の記録

① 行政が司法機関として役割を機能させていた当時の裁判記録が含まれている文書

含まれている文書

② 小作調停など裁判記録や行政訴訟の記録が含まれている文書

(8) 経済状況や行動など個人の私生活に関する記録が含まれている文書

問9 当館は設置してから日が浅いことから、今後多くの問題に直面するであろうと思います。については貴館が公文書の閲覧制限について苦慮したこと、また、苦慮して解決したこと等がございま

表1 公文書閲覧制限アンケート結果集計表

問1	閉鎖期間		30年原則	独自	なし	
			16	4	4	
問2	公開の年代	～1945	～1955	～1965	～1975	その他
		4	2	9	5	4
問4	目録での非公開の扱い	すべて掲載	一部非は公開	公開分のみ	その他	
		2	4	6	11	
問7	個人情報保護の基準		設けている	設けていない		
			15	8		
問8	個人情報が含まれた簿冊の取り扱い	公開	部分公開	非公開	その他	
	(1) 族籍	8	3	5	3	
	(2) 戸籍（認知、養子縁組、失踪、離婚等）					
	① 記載なし	4	4	9	2	
	② 記載あり	2	3	12	2	
	(3) 履歴書					
	① 叙勲、受章申請のため	5	4	8	2	
	② 任用、人事異動の際の公務員の履歴	4	3	10	2	
	③ 学校開設、会社設立等の申請	4	6	7	2	
	(4) 病歴（遺伝性疾患の診断書）	2	4	11	2	
	(5) 学業成績 ① 学業優秀	3	3	8	4	
	② 落第、不合格、劣等	2	3	9	4	
	(6) 懲戒 ① 在学中の生徒	2	4	9	3	
	② 公務員	2	4	9	4	
	(7) 争訟					
	① 司法機関としての裁判記録	4	3	7	5	
	② 小作調停、行政訴訟	4	4	6	4	
	(8) 経済状況、行動、個人の私生活	2	4	8	4	

したら、参考といたしたく、どうかお教えくださるようお願いいたします。

五 公文書の閲覧制限についての調査票の集計結果

1 アンケートの依頼先と回収状況

平成六年十月四日、都道府県・政令指定都市公文書館の合計27館に対し、質問票を送付して照会した結果、26館から何らかの回答があった。1館（神奈川県立公文書館）のみ催促しても回答をえられなかった。

また、回答の結果、川崎市公文書館と北九州市立文書館からは公文書館制度にもとづく閲覧はしていないので（情報公開制度でのみの閲覧をしている）、回答不能という趣旨の文書をうけた。実質24館（ごく一部のみ25館）ともいうことができる。

記号選択の間については、表1にその数字をまとめておいたので、問1以下の項目で参照してもらいたい。

2 問1について△閉鎖期間▽

25館中16館で、aの文書の公開については圧倒的に閉鎖期間30年の原則を採用している。ついでbとcが同数の4館、さらにどれにも該当しないものが1館であった。bは埼玉・岐阜・京都・鳥取で、埼玉の場合文書の種類や内容によって閉鎖期間のない文書と50年の閉鎖期間を置くものもある。岐阜20年、京都25年、鳥取40年である。

一方、cは北海道・富山・広島・広島市の4館である。あえて閉鎖期間の必要ないにもかかわらず一定期間の閉鎖期間を設ける必要はないという北海道の考え方、年数が経過するにつれて公開できないものもあるという広島市の考えは参考になると思う。
福島はすべて公開が前提で文書がはいってくるというので閉鎖期間はないタイプの館である。

3 問2について△公開の年代▽

公開時期としては、aが群馬・富山・香川・名古屋市の4館、bが鳥取・山口の2館、cが茨城・千葉・東京・新潟・愛知・兵庫・和歌山・徳島・大阪市の9館でもっとも多い。dは福島・栃木・岐阜・京都・広島市の5館、eは北海道（一九八八年）・埼玉（一九八三年）・大阪（昭和十八年）・広島（平成二年）の4館である。各館によって相違しているが、主流は30年原則からいってcである。

4 問3について△公開作業の進捗状況▽

群馬・岐阜・大阪・山口・香川・名古屋市・広島市の7館から具体的な問題点等の記載を得た。「職員数と文書量の関係で整理が遅れている」（香川）という言葉に集約されている。

5 問4について△目録での非公開の扱い▽

aが2館（福島・新潟）、bが4館（千葉・富山・鳥取・香川）、cが6館（東京・岐阜・大阪・兵庫・徳島・名古屋市）、dが11館（北海道・茨城・栃木・群馬・埼玉・京都・和歌山・広島・山口・大阪市・広島市）で圧倒的に多かった。また記載なしが1館（愛知）

あった。

多くがdをあげた理由は、選択肢の不備もあるが、単純には割り切れない形で目録作成と閲覧の関係があることを裏付けている。

6 問5について△非公開文書の閲覧方法▽

このことについて回答した館は15館で、非公開文書部分を袋綴じするのが一般的である。それ以外で目立った回答例は、一部非公開とした簿冊は現在閲覧に供していない(新潟)、閲覧箇所を特定しその部分のみ閲覧(京都)、非公開文書を複写し非公開部分をマジックで塗り潰し再度複写する(鳥取)、マイクロのみの閲覧でマイクロのその部分を消去する(香川)である。

7 問6について△検討作業職員の人数▽

最低1名から最高7名まで各館によりかなりばらつきがみられる。1名は3館(東京・岐阜・鳥取)、2名3館(埼玉・和歌山・名古屋)、3名4館(群馬・千葉・富山・大阪)、4名2館(福島・大阪)、5名5館(茨城・京都・広島・徳島・広島市)、6名2館(栃木・山口)、7名2館(新潟・香川)、その他2館は主務課との協議で判断(愛知)、原課が決める(兵庫)という回答であった。この違いは文書をどのように館に受け入れ処理するかに大きく規定されている。また、館長以下全員をあげている回答から、当方のねらい通りの担当者のみをあげた館まで答え方に思惑の違いがあるように思われる。

8 問7について△個人情報保護の基準▽

23館から回答があったが、aが15館、bが8館ある。aのうち情報公開条例の部分をそのまま援用している館がほとんどで、実際の公文書の公開基準に適用できるものかという疑問がのこった。たいは昭和六十年以降につくられたものである。各館の基準については、表2でまとめておいた。

9 問8(1)について△族籍▽

a 公開	8	福島、茨城、群馬、鳥取
		条件付き 埼玉(「新平民」等部落差別に結びつく族籍は非公開)
		新潟(人権に配慮する)
		京都(学術目的のみ)
		広島(個人名を公表しても差し支えない場合)
b 一部非	3	富山、和歌山、香川
c 非公開	5	千葉、東京、岐阜、大阪、広島市(戦前のものなし)
d その他	3	北海道(未定)
		徳島(明治大正期のものがないが原則公開)
		名古屋市(文書は非公開だが簿冊は公開)

↓非公開文書を簿冊から分離

公開は8館と他の項目に比べ多くなっているが、そのうち4館は条件付きであり、残りの4館が無条件で公開となっている。部分公

表2 個人情報保護基準（作成年代順）

大阪市	1980年代	公文書館収蔵文書管理要綱
大崎	1983	埼玉県行政情報公開条例
北海	1985	利用に供しない文書館資料の取扱基準
東京	1985	公文書等の閲覧に関する基準
	(1994改正)	
栃木	1986	文書の利用の制限に関する基準
富山	1987	富山県公文書館条例施行規則
千葉	1988	文書館文書非公開判定基準表
京都	1988改正	行政文書取扱規程
広島	1988	広島県立文書館行政資料等取扱要綱
	(1993改訂)	
名古屋市	1989	名古屋市市政資料館条例施行細則
徳島	1990	徳島県立文書館利用要領
群馬	1992	閲覧制限基準
新潟	1992	公文書等利用除外基準
千代田	1993	個人情報保護条例
和歌山	1993	公文書利用除外基準について
埼玉	1994	個人情報保護条例
愛知	?	愛知県公文書公開条例
大阪		公文書公開条例（準備中）
和歌山		公開の予定なし
鳥取		公開は未定

閲覧制限アンケートの回答結果分析

開は、族籍だけを部分的に公開するというのはできないので、族籍を非公開として残りの部分を公開するという意味であると考えられるので、非公開と同じとなる。その中でも、未定の北海道を除き、徳島には戦前資料がなく、名古屋市では当該文書は非公開としているので、公開は4館、未定が1館、のこり14館は非公開と考えてよい。族籍について、非公開とする理由について触れているのは、埼玉で「新平民」の記載が部落差別に結びつくということである。

10 問8（2）①について△戸籍・記載なし▽

- a 公開 4 福島、茨城、埼玉、鳥取
- b 一部非 4 新潟、京都、和歌山、広島
- c 非公開 9 北海道、群馬、千葉、東京、岐阜、富山、香川、大阪市、広島市
- d その他 2 徳島、名古屋市

族籍に比べ、戸籍の取り扱いは各館ともかなり慎重である。

族籍を公開する8館のうち4館が非公開か一部非となり、一部非であった2館が非公開としている。北海道は未定から非公開となっている。

11 問8（2）②について△戸籍・記載あり▽

- a 公開 2 福島、埼玉
- b 一部非 3 京都、和歌山、広島
- c 非公開 12 北海道、茨城、群馬、千葉、東京、新潟、富山、岐阜、香川、鳥取、大阪市、広島市

— d その他 2 徳島、名古屋

①の公開のうち2館が、一部非のうち1館が非公開となっており、問8の項目の中で非公開が最も多くなっている。戸籍の記載で特に個人が知られたくないと思われるものは、どの館でも非公開と考えているようである。

公開の2館は、他の項目すべてについても公開の立場をとっている。福島の場合は、研究者を対象としており、資料請求の際に担当者その都度判断するという形で、個別のケースによって非公開もあり得るとしている。埼玉は、原課との協議によって公開非公開を決定しており、その限りにおいてすべて公開との回答を行っている。従って、以上の2館は館独自の基準を持っている訳ではないため公開としているのであって、基準に基づいて項目を検討しているとはいえない。

また、①と②のちがいをみると、3館は、記載のあるなしで公開非公開を変えており、戸籍だからといって非公開とはしないという立場である。記載にかかわらず戸籍そのものを非公開としているのは9館であり、半数はその立場をとるといえる。

戸籍に関しては、様式として非公開とすべきか記載内容によって非公開とすべきかという立場の違いがあると思われるが、現在のところ、様式としての非公開が主流といえる。

12 問8 (3) ①について△履歴書・叙勲受章申請▽

— a 公開 5 福島、茨城、群馬、埼玉、鳥取

13 問8 (3) ②について

△履歴書・任用人事異動の公務員の場合▽

- b 一部非 4 京都、和歌山、香川、広島
- c 非公開 8 北海道、千葉、東京、新潟、富山、岐阜、大阪市、広島市
- d その他 2 徳島、名古屋

14 問8 (3) ③について

△履歴書・学校開設、会社設立の申請▽

- a 公開 4 福島、群馬、埼玉、鳥取
- b 一部非 6 新潟、富山、京都、和歌山、香川、広島
- c 非公開 7 北海道、茨城、千葉、東京、岐阜、大阪市、広島市
- d その他 2 徳島、名古屋

戸籍に比べると公開する館がやや多くなっている。①～③で多少館によるバラつきはあるものの、ほぼ(2)の①と同じ傾向、すなわち履歴については戸籍の記載なしと同様の取り扱いと考えてよいと思われる。

15 問8(4) について△病歴・遺伝性疾患▽

- a 公開 2 福島、埼玉
- b 一部非 4 群馬、京都、和歌山、広島
- c 非公開 11 北海道、茨城、千葉、東京、新潟、富山、岐阜、香川、鳥取、大阪市、広島市
- d その他 2 徳島、名古屋

この項目は、(2)の②と同じ傾向、すなわち病歴については戸籍の記載ありと同様の取り扱いと考えてよいと思われる。(群馬が(2)の②では非公開で(4)では一部非になっているが理由はわからない)

16 問8(5) ①について△学業成績・優秀▽

- a 公開 3 福島、茨城、埼玉
- b 一部非 3 群馬、和歌山、広島
- c 非公開 8 千葉、東京、新潟、富山、岐阜、鳥取、大阪市、広島市
- d その他 4 北海道、京都、徳島、名古屋市

17 問8(5) ②について△学業成績・劣等▽

- a 公開 2 福島、埼玉
- b 一部非 3 群馬、和歌山、広島
- c 非公開 9 茨城、千葉、東京、新潟、富山、岐阜、鳥取、大阪市、広島市
- d その他 4 北海道、京都、徳島、名古屋市

①は戸籍の記載なしと同じで、②は戸籍の記載ありと同じ傾向と

考えてよい。①では、鳥取が(2)の①で公開であったものが非公開となっているため、公開の館が1館少ない。また、茨城が①は公開で、②が非公開となっており、その他の館はすべて、成績の善し悪しにかかわらず、公開非公開の立場を変えていない。

18 問8(6) ①について△懲戒・生徒▽

- a 公開 2 福島、埼玉
- b 一部非 4 群馬、京都、和歌山、広島
- c 非公開 9 茨城、千葉、東京、新潟、富山、岐阜、鳥取、大阪市、広島市
- d その他 3 北海道、徳島、名古屋市

19 問8(6) ②について△懲戒・公務員▽

- a 公開 2 福島、埼玉
- b 一部非 4 群馬、京都、和歌山、広島
- c 非公開 9 千葉、東京、新潟、富山、岐阜、鳥取、香川、大阪市、広島市
- d その他 4 北海道、茨城、徳島、名古屋市

①②とも戸籍の記載あり・病歴と同じ傾向である。茨城は①が非公開で②がその他と対応が違い、香川は①の簿冊がないため②のみ非公開となっている。

20 問8(7) ①について△裁判記録▽

- a 公開 4 福島、埼玉、新潟、岐阜

- b 一部非 3 群馬、和歌山、広島
 c 非公開 7 千葉、東京、富山、香川、鳥取、大阪市、
 広島市
 d その他 5 北海道、茨城（該当文書なし）、京都、
 徳島、名古屋市

21 問8(7) ②について△小作調停・行政訴訟▽

- a 公開 4 福島、茨城、埼玉、岐阜
 b 一部非 4 群馬、富山、和歌山、広島
 c 非公開 6 千葉、東京、香川、鳥取、大阪市、広島市
 d その他 4 北海道、京都、徳島、名古屋市

①②とも戸籍の記載なしと同じ傾向といえる。(2)に比べて非公開からその他に変わっている館が多いが、①では茨城が該当文書なしということとその他となっており(②では公開)、北海道は①②とも未定となっている。

また、富山が①では非公開であるが②は一部非となっている。なお、新潟は①は公開であるが、②について、戦前は「要注意公開」戦後は「条件公開」という形で対応している。

22 問8(8) について△経済状況・行動・個人の私生活▽

- a 公開 2 福島、埼玉
 b 一部非 4 群馬、富山、和歌山、広島
 c 非公開 8 北海道、千葉、東京、岐阜、香川、鳥取、
 大阪市、広島市

「d その他 4 茨城、京都、徳島、名古屋市
 戸籍の記載ありと同じ傾向といえる。

23 問8全体について

問8全体としては、2つのパターンがあり、A 戸籍の記載なしパターン(族籍、履歴書、争訟)と、B 戸籍の記載ありパターン(病歴、学業成績、懲戒、私生活)と分けることができる。

・Aパターンは、公開・一部非が4館、非公開がその倍の8〜10館
 ・Bパターンは、公開が2館、一部非がその倍の4館、非公開が

さらにその倍の8館
 という状況となっている。

問8のすべての項目について

- 福島・埼玉の2館 すべて公開
 和歌山・広島の2館 すべて一部非
 千葉・東京・大阪市・広島市の4館 すべて非公開
 徳島・名古屋市の2館 すべてその他

と回答。

24 回答がなかった館では次のようになっている。

- 栃木↓今後の課題
 愛知↓主務課が愛知県公文書公開条例第6条の規定を准用して判断
 大阪↓「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族

構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」は非公開としている

兵庫↓文書課より原課に公開可否を照会し、取りまとめのうえ、公館に通知（引継）している

原課が個別に判断しており、統一的な回答は困難である

山口↓簿冊文書を逐一点検していないため、人権侵害し

ないことを注記した閲覧票で請求させている

25 問9 自由記述（16館で記載があり、その内容は以下の通り）

北海道↓個人情報を含む文書を非公開とする期間について、
抛りどころとすべきものがないため具体的な取り扱いについては、「利用に供しない文書館資料の取扱基準」に準拠し、非公開期間を設定しているが、その期間が
妥当なものかどうかの判断に苦慮している。

福島↓昭和四十五年の開館以降、閲覧者は研究者が中心で
閲覧の目的をもって来館するので、それぞれの閲覧者の
探索資料について職員がよく話を聞いて対応する。
資料館に収蔵された資料はすべて公開を原則とするが、
個々の資料に関係する担当者が閲覧者に資料の内容を
説明し、時には非公開とする場合もある。また氏名に
ついては非公開、研究論文に掲載する時は記号付、掲
載論文の寄贈を義務づけている。

茨城↓当館では廃棄された「公文書」を歴史的・学術的・

文化的価値の観点から収集・整理・調査・研究し、公開することを大原則としている。「要重点検文書の取扱いについて」は、その精神を将来にわたって担保する手法の一つとして、担当部署（史料室）が協議検討し、館上層部関係者の了解を得て内部資料として作成したものである。

歴史的・学術的・文化的「資料」については、最大限公開する方向で取り組んでいるが、利用者の責任との兼ね合いで公開のスタンスも広がると思う。機械的、
アリバイ証明的な公開スタンスは、資料全体の価値をおとしめかねない。公開・非公開は、資料提供者と資料利用者との対話の過程（物理的時間を含む）から具体的に考えていきたい。

群馬↓これまでの当館の閲覧制限についての具体的な取り決めは、おもに戦前文書を対象として整理している段階で生じてきた問題点に沿って関係各機関との協議、指導を受け、決定してきた。今後、より現在に近い文書を整理・公開していく上で、それらについて再検討する必要を感じている。公開・非公開となっている文書の今後については、未だ検討していないが、相当時間経過後の指定事由変更について、具体的な内容ごと

に検討しなければならないと思っ

埼玉 ↓ 当館の扱っている行政資料は大別して、知事部局等

から管理委任（教育局は引継委任）される第一種文書

（十一年以上保存、永年保存）と、第二、五種文書

（有期限）で廃棄されたものの中から収集した文書と

して保存利用されている「歴史資料」がある。前者は

その性格上、原課（文書作成課）の第一次判定に基づ

き閲覧室で利用に供しており、非公開文書の請求につ

いては、知事部局総務部公文書センター（同建物内）

にその対応を引継いでいる。後者については、情報公

開条例の適用外であるため、館として個人情報の有無

を確認し、更に原課との協議を設定することにより厳

正に対応している。設置主体（知事部局・教育局）の

別、情報公開条例の有無及び関連、収集保存する文書

の性格によって、公開非公開並びに閲覧制限の条件等

も考えていく必要があると考えられる。

千葉 ↓ 個人情報保護条例施行のため公開・非公開の見直し

判定作業が追加になった。

新潟 ↓ 非公開史料検討委員会の判断が常に一定の基準で行

われるよう、過去に検討した事例及び結果を記録し、

積み重ねていくようにしている。

富山 ↓ 当館でも永久保存の現用公文書の閲覧を今後検討す

る必要があると思われる。

京都 ↓ 行政文書の当館における閲覧制限と情報公開条例と

の関連の調整について、多くの検討を要した。当館で

保存している府の永年保存文書は、情報公開の対象文

書でもあるため、当館で閲覧制限ができるのは、学術

調査研究目的の場合のみで、それ以外の閲覧について

は、主務課又は府政情報センターを案内している。又

選別した有期限文書については、当館の規程で閲覧で

きるまでの間は、引続き情報公開の対象となることと

した。個人情報の取扱いについては、現在府で個人情

報保護条例制定が検討されており、文書館で提供でき

る情報等（著名な故人に関する情報等）の関連も含め

て、個人情報の取扱いを検討していく予定である。

和歌山 ↓ 当館については、開館後一年経過した状況であるの

で、今後閲覧制限には様々な問題があると思われるが、

現在のところ、個人情報に関してはプライバシーの保

護を基本としている。

鳥取 ↓ 一部非公開の文書であるが、非公開部分の特定が出

来ていないものがあり、特定するのに相当の時

間を要する。

山口 ↓ あくまでも人権侵害しないことを前提にして、閲覧

請求を受け付けている。必要と思われる場合には、口頭

で注意を添えている。これまで特別な問題を発生させていない。

徳島↓公開には柔軟な対応とかなり難しい判断が必要であると考えられる。人権に関わる問題は、すべて統一的な基準だけで切り捨てるのが正しいとは考えられないし、時間が解決してくれる問題も多いであろうから、原則公開を守らなければと考える。しかし仕事を進めていくためには、何らかの基準が必要と思われる。

香川↓当館には、文書課より引き継がれた戦前公文書は非常に少なく（二〇〇冊程度）、出先機関から収集した文書をあわせても二〇〇冊程度の公開公文書で開館となった。現在昭和二十年代の公文書について公開協議を進めているが、個人情報については最低でも八〇年程度の経過は要するという判断で、慎重に対応している。

名古屋市↓非公開事由の具体的判断基準の作成が難しく苦慮している。また非公開資料を学術研究のため利用提供（公開）するにあたっての具体的な取扱い基準も作成できていない。

情報公開制度での取扱い上、行政運営情報や国等との協力関係情報に該当し非公開とされた公文書は、公文書館に引き継いだ後であっても、完結後三〇年経過

したからといって公開することは難しい状況にある。

広島市↓保存年限満了後、廃棄または一般の利用に供することを前提とした選別・整理・目録作成を行うまでの間（二〇〇年原則をとった場合の保存満了時から二〇〇年経過までの間、いわゆる中間保管中）の文書について、公文書公開制度・公文書館制度のいずれを適用させるべきか疑問である。

おわりに

以上が、閲覧制限に関する各公文書館へのアンケート結果である。各館によって実状は大きく違うが、傾向としてはある程度出ているように思われる。各館の実状は、埼玉県立文書館の主張にある通り、設置主体の違い・公文書の引継形態・情報公開条例との関連によって左右されており、全国的に統一した基準の作成の難しさがそこからはわかるが、それらを越えて普遍的基準の作成をめざすが、公共の公文書館の使命であろう。

アンケートには、非公開文書の解除期限に関する質問事項がなかったが、自由記述の内容からみて、どのように非公開部分を特定するかという点に重点があつて、解除期限までは検討されていないというのが現状であろう。

非公開の特定という点だけで考えても、情報公開条例の適用を受

ければ、条例の非公開がそのまま準用されるし、文書作成部課が非公開を指定してくればそれを無視して館独自に公開するというのも困難である。しかし情報公開条例は各地方公共団体で個人情報定義も、不開示情報の内容も違っている。ただそれを適用させているだけでは公文書館としての存在価値を問われるのではないか。それから各条例の最大公約数をとって非公開基準を作る作業の積み重ねによって、全国共通の非公開基準が作られ、各地方公共団体の条例を超えて歴史資料の提供という公文書館の役割が果たせるのである。歴史資料の公開非公開の基準という普遍性をもつことによって、書類作成部課の利害を超えて、公文書館独自の判断が優先される体制づくりへとつながっていくものではなからうか。

すべてを公開することで歴史資料の公開という責任を果たすという考え方もあろうが、それはその館がこれまでやってきた経験に基づく主張であって、経験の乏しい他の館が援用できる論理ではない。全国の館、これから作られるであろう館をも視野に入れて、どの条例のもとでも公文書館としての主張の出来る普遍性のある基準というものが必要であろう。

さらに非公開基準は、解除の期限があって完成するものである。非公開は特定できても、それを永遠に非公開のままというのでは基準とはなり得ない。歴史資料として、後世の評価を待つということも方法としてはあるかもしれないが、それはある年数を決めた上で解除の段階でもう一度検討するといふのでなければ、現実にはいつ

までも非公開が解除されないということを肯定することになり、やはり公文書館自体の在り方を問われることになろう。

完璧な基準というものを現時点で求めることは無理がある。しかしだからといって、基準を作る必要はないということにはなるまい。自館の、しかも現在所蔵のものだけに通用する基準で事足りりとするのではなく、これから将来にわたる、他県においても準用できる、普遍性を指向した基準が作られていくことが理想である。それは公文書館に課せられた大きな課題の一つであることは間違いがないであろう。

※なお、本報告は、一、二を小玉誠一郎（公文書課長）、五の1、8を高橋務（前・公文書課専門員）、その他を佐藤隆（現・公文書課専門員）が担当した。

彙報

(平成八年度)

一 展示

今年度は古文書課が担当し、館蔵資料紹介展と企画展の二度の展示を行った。それぞれの展示の内容は次の通りである。

・館蔵資料紹介展

「秋田を訪れた国目付」

期間 八月二十五日～九月二十三日

国目付とは江戸幕府が諸藩へ派遣した監察役人のことで、秋田藩には元禄、宝暦、文政、嘉永の四回派遣された。慢性的な財政難に苦しむなか、国目付にどのように対応するかということは藩の存続に関わる大きな政治課題であったと思われ、数々の資料が残されている。この展示では、年代ごとにコーナーを設けてこれらの関係資料を紹介した。

主な展示資料として、国目付を迎えるにあたって藩から出された被仰渡や条目、国目付に提出された城絵図・城下絵図の控、家譜・国典類抄・国目付下向取纏記録などの記録を紹介した。

・企画展

「享保年間の秋田藩 今宮義透の領内調査」

期間 十月十七日～十一月二十二日

江戸幕府の見当山調査命令をきっかけに、秋田藩では享保年間に大がかりな領内調査が行われた。この過程で収集・作成された資料を、①見当山調査②今宮義透の領内調査③国絵図改正と村名改の三コーナーを設けて紹介した。

①では、調査の過程で従来の国絵図の誤りを発見し、幕府に国絵図改正を出願するまでの時期を対象とした。調査前と後の絵図(部分)を二枚並べて展示し、従来の絵図の誤りをわかりやすく示した。

②では、家老今宮義透の指揮の元を実施された領内調査開始から、担当者への論功行賞に至るまでの時期を対象とした。黒印高帳などのほか、調査の過程で作成された郡絵図・町絵図などを紹介した。

③では、領内調査終了後の、幕府との国絵図改正交渉の再開から、藩が改正願いを撤回するに至るまでを対象とした。交渉の段階で作成された書状などを中心に紹介した。

両展示ともに短期間での準備となり、展示開催の案内・告知がやや不足ではあったが、大型の絵図をふんだんに組み込んだ展示に、来場者は圧倒されていたようである。今後は、案内方法の改善を含め、資料説明をさらに工夫するなど来場者への配慮を充実させ、より親しまれる展示としたい。(加藤昌宏)

二 講座

○古文書解読講座(入門講座)

今年度の入門講座は、五月二十八・二十九・三十日の三日間、公文書館三階多目的ホールを会場に行われ、四十五名の参加者が熱心に解読に取り組んだ。このような機会を通じて、史料保存に対する理解が高まることを期待したい。講座内容・講師は次の通りである。

講座①(一)近世文書の文体(候文)の特色を知る。(二)「候」を使った多様な用例を知り意味を理解する。 柴田次雄

講座②(一)近世文書に頻出する漢文的な用例・用語を知る。(二)送り仮名(助詞)の省略と、頻出する送り仮名の漢字・当て字の例を知る。 伊藤勝美

講座③(一)特色ある当て字の用例を知る。(二)十千十二支・月の異称・時刻の表記を知り異体字の例を知る。 越中正一

講座④演習 近世文書を読む(国典類抄・御亀鑑)。 幸野義夫

講座⑤演習 近世文書を読む(御亀鑑)。 柴田次雄

講座⑥講義 古文書解読の道しるべ 鈴木 登

(煙山英俊)

○古文書解読講座（専修講座）

今年度の専修講座は、八月二日、公文書館三階多目的ホールを会場に、四十七名の参加者を迎えて行われた。講座内容・講師は次の通りである。

講座①「今宮大学の領内調査」 伊藤勝美
講座②「秋田藩家老の横浜港視察」柴田次雄
（なお、詳細は『公文書館だより』第五号で紹介済み）

専修講座は、解読の基礎的知識のある方を対象にしており、少々難度の高い講座を準備したのであるが、受講者からはテキストの量・レベルともにちょうどよいとの声が圧倒的であった。今回の受講者の約半数が昨年以前本館の講座を受講した経験があることも、受講者のレベルの上昇の一因と考えられる。

これにともない、年数回の講座開催を希望する声も高まり、今後の専修講座のあり方について、再検討の余地があると思われる。

また、講座開催のアピールが弱いとの意見が受講者から直接寄せられるなど、講座の案内・告知方法を見直すべきとの反省があげられた。各市町村の社会教育担当を通して呼びかけなどの工夫をして、広く希望を募る方法を検討していきたい。

（加藤昌宏）

○研究会への講師派遣

各地区の解読研究会へ職員を派遣した講座は以下の通りである。

十一月二十二日 角館町古文書解読研究会 幸野義夫
十二月十三日 大曲古文書解読研究会 伊藤勝美

三 研修・協議会

○全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会

第二回をむかえる今年度の大会は、十月二十三日から二十五日まで秋田市文化会館・秋田県公文書館を会場に開催された。大会に参加した館員のコメントは次の通りである。

・研修会A
アーキビストとして学ぶべきもの

国文学研究資料館史料館 丑木幸男
国文学研究資料館史料館の丑木幸男氏を講師として行われたこの研修は、アーキビストが必要となってきた歴史的経緯の説明から始まり、どのような理想像が求められているのか、また、養成過程においてどのような課題が残されているのかということが説明された。

求められる理想像と養成過程の課題については、全史料協専門職問題特別委員会報告書と国立公文書館長諮問機関同研究会の報告書

の要点から、アーキビストは独自の専門性を持ち、歴史史料として選別・公開するにあたっての倫理性が重要であるという事と、養成にあたって職員を研修に送る各機関の立場を考慮していかなければならないという事が強調されていた。

そして、何を学ぶべきかについては、公文書館の日常の業務となる「記録管理・資料管理・展示・保存等」だけでなく、「警備論・建物設計と環境制御・システム設計と自動化」といった運営に関する事まで、多岐にわたる分野の知識まで修得するべきだということであった。

現在の日本では諸外国のように発達した公文書館の運営方法が確立していない状態である。本館でも試行錯誤を繰り返しながら手作業で作業を進めているが、全国にある公文書館を見ても絶対と思われる運営方法は無く、公文書の公開や選別・廃棄についても対応はまちまちとなっている。同じ公文書館と名前が付いていながら、対応が異なるといったことが起こらないよう、出来るだけ早い時期にアーキビストによる統一された公文書の公開・選別・廃棄についての見解が必要であろうと思う。

（松本和義）

・研修会B

記録史料のライフサイクル

神奈川県立公文書館 石原一則

発表内容は以下のようであった。

記録管理の主要テーマは、①記録資料のライフサイクル概念、②記録作成に関する管理、③ファイル管理、④リテンションスケジュール、⑤記録管理者、⑥レコードセンターなどがある。

その中で、記録資料のライフサイクル概念とは、人にライフサイクルがあるように、使用頻度によって記録にもライフサイクルがあると考える方を言い、記録を現用記録、非現用記録、半現用記録に分類する。ライフサイクル概念を導入することによって、組織体の記録は「流れ」として捉えることができるようになる。

感想としては、記録管理の手法を考える上で、組織体の記録を「流れ」として捉える視点は有効と思われた。

また、リテンションスケジュール（組織体の中で作成される記録のすべてに対して、いつ、だが、どんな処置をしなければならぬかを記した一覧表）を作成しておくことは示唆に富むものであった。

（桜庭文雄）

・研修会C

地域史料と文書館―複合館を中心として―

福島県歴史資料館 藤田定興

複合館である福島県歴史資料館を例にした藤田氏によるこの報告は、複合館としての課題を探りながら、複合館であることの意義を積極的に見出そうとするものであった。

現在様々な形で複合館として存在する文書館の中には、複合は暫定的でありいずれ独立への考えを持つ館も見受けられるが、必ずしも独立館ではなくともいいのではないかとというのが藤田氏の意見であった。職員の位置づけや資料の扱いに対する考え方の相違などが存在はするが、将来的に市町村レベルへの文書館の普及などを考えた場合、複合館でもやむを得ない面もあり、むしろ複合館としての利点を生かした体制づくりの検討などが今後必要ではないかとのことであった。

本館も図書館との複合館であり、資料の利用に對する考え方も多くの相違点がある。そのため、互いに利用者を混乱させないような配慮が必要となっている。複合館であるがゆえに生じるこれらの問題に対し、相互に補完しあえる連絡体制を維持することが本館の運営にとっても利用する側にとっても大切であろう。これが複合館である利点を生かす第一歩であると思われる。

（加藤昌宏）

・研修会D

史料保存機関における史料保存の現状と対策

元大阪府公文書館 金山正子

記録史料を「モノ」として物理的に保存管理するシステムについて、豊富な具体例を挙げ発表が行われた。

「I史料の環境整備」では、保存環境測定上のチェック事項と、保存に適した環境整備のための具体的対策が挙げられた。

「II史料の現状調査と保護」では、劣化状態調査の視点と、中性紙保存箱や封筒など保護用品使用の注意点が呈示された。

「III史料の修復」では、保存修復の原則、修復の基準、修復史料の選定、修復の計画と委託、修復記録の作成と管理の五点につき、現場の視点から詳細な説明が行われた。

「IV史料保存をとりまく現況と展望」では、図書館や博物館、化学研究者や修復技術者、出版業界や製紙メーカー等との連携の必要が説かれた。また、地域史料の現地保存を推進するための必要条件が検討された他、地域のキー・ステーションとしての史料保存機関の役割についても分析が行われた。

いずれも現場での実践の裏付けから話された貴重な内容である。「史料保存のために、先ず手を付けられるべきことは何か」を各機関が検討する契機として意義深い。

（柴田知彰）

・自由テーマ研究会
編さん室から文書館へ

和歌山県立文書館 龍野直樹

県史編纂班が設立主体となった和歌山県立文書館を例にとり、文書館の古文書担当部門と県史編纂業務との相違について話された。

和歌山県立文書館では、県史編纂時の収集史料ファイルに移管されたが、大半が未公開のままである。所蔵者の公開許可の問題や、県史編纂時の収集方法の問題から、公開には史料の内容把握と再整理が必要なためである。

そのような障害が出た原因は、文書館と県史編纂室で、目的と業務内容に共通点が乏しいことである。県史編纂室は、歴史書を編纂することを目的とし必要史料を収集する。これに対し文書館は、特定分野の研究を目的とせず、歴史史料として重要な文書を収集する。

文書館の場合、史料を保存しながら「利用していただく」のであり、利用の主体は館外的一般利用者である。館自体が「利用するため」に史料を収集するのではない。文書館と県史編纂室は、史料の収集者・整理者が「みずからの目的のために史料を収集するか否か」、そして「みずからの目的のために史料を利用するか否か」の二点で全く立場を異にする。両者の相違を理解しない移行が文書館の平常業務の障害となることを実体験から明らかにした点で重要な報告である。(柴田知彰)

・自由テーマ研究会
史料保存と保存科学

元興寺文化財研究所 村田忠繁

史料保存の現状は、専門職員の不足や認識の相違などにより地域格差が感じられ、史料が大切に保存されているのか疑問を感じる場合もある。われわれは文化財(物)の保存に関わってきたが、そこで生まれた成果を史料保存(紙)に生かせないかを考えている。史料の修復については、紙の特性を十分考慮しながら、伝統的技術と科学的技術の融合を図る必要があるだろう。

理想的には、すべての文書担当者が史料の保存や修復に関わることが望ましく、そのためには、史料保存についての情報の交換や公開、人的交流ができるようなネットワーク、あるいはセンターの構築を提唱したい。

史料保存に関する現場の声、ニーズを是非聞かせて欲しい。

会場からは、史料の保存や修復についての具体的な相談がいくつか出た。一方で、史料はかけがえのないものであるため、新しい技術を使う際は慎重を期さなければならぬとの意見も出た。

中性紙による保存、リーフキャストイングなど本館でも保存技術の進歩の恩恵を受けている。保存科学の進歩に期待したい。

(桜庭文雄)

・自由テーマ研究会
阪神淡路大震災被災地の新しい挑戦

東京修復保存センター 坂本 勇

阪神大震災の経験から写真資料の重要性に気づかされたという坂本氏により、地域写真資源の収集と大量デジタル化の試みについての報告があった。写真は景観の変化を一目で表すものであり、記録として重要なだけではないとし、フォトレジドの実物紹介とともに、写真記録の整理にとって大事な三要素(撮影時期・場所・内容)を挙げられた。今後についてもGIS地図情報システムとの連携などを視野に入れて行く必要があるとのことであった。

また、水損した紙資料の大量修復保存技術の事例報告として、凍結保存や超音波式エンキャプスレーション法などの紹介があった。阪神大震災のスライドは、二年近くたった今も写真による被害状況の迫力に驚かされる。紙の資料の保存も重要なテーマであるが、紙資料以外のものをどのように収集保存して行くかは、今後の公文書館の大きな役割の一つとなる。災害に対する考えは日本では甘いという指摘はまさにその通りで、戦争や原爆に対する備えも然ることながら、何百年という時間のスケールで考えた場合、はたして現在の館の在り方でよいかという疑問が残らざるを得ない。

最後に指摘があった通り、どこまで本気で

資料を守る気があるかどうか、我々に問われているという自覚が必要であろう。

(佐藤 隆)

・大会テーマ研究会(全体会)
頼られる図書館への努力

近畿部会個人会員 高橋正雄

歴史には興味がないと言葉から始められたこの報告では、高橋氏の一企業者としての見解が述べられた。

まず、史料管理と史料整理とのすれ違いについて触れ、企業の組織内に史料の保存管理業務が定着したとは言えない現実と、従来の史料整理における研究者のひとりよがりの面を指摘した。そして図書館とは、これらの現実をふまえ、地域の一般住民や組織から頼られる存在となるべきであるとのことであった。しかし一方では、図書館そのものが一般に浸透していない現実もあり、その上で図書館が努力すべき点がいくつか挙げられた。

なかでも、評価を急がない「長期的展望」の必要性と、長期的運用に立った信頼ある人材の育成の二点は、開館後間もない本館など歴史の浅い機関にとって、早急かつ慎重に取り組むべき最重要課題であると思われる。

いずれ本館においても、各市町村や企業へ、史料の保存や管理についての働きかけが必要となる。その時に、史料保存・管理・整理において地域の核として信頼される組織である

ためには、常の働きかけとともに、「長期的展望」と「人材育成」とによる本館自体の基盤固めの努力が必要であろう。

(加藤昌宏)

・大会テーマ研究会(全体会)
地域史の研究と図書館

秋田大学教育学部 渡辺英夫

発表では、以下の四点についての要望が出された。

①現用文書・各種刊行物の収集が必要

②目録の記述を標準化する必要

③史料の所在情報の提供や史料に関する活字刊行物の紹介を積極的に行ってほしい

④全史料協の入会規程を緩和してほしい
外部の人に図書館の普及について意見を聞いて参考にするのはよいが、あくまで参考であってそれに振り回されるのはまずいのではないか。保存利用機関の機関大会という位置づけがきちんとなされていないと、利用のみが一人歩きして利用者のみに目が向けられた方向のみが重視され過ぎるきらいがある。保存機関としての役割、情報交換がベースになれば、歴史教育のみが重視されてしまうし、機関職員として大会に参加するメリットがなくなるのではないか。

二二回目の大会となり、占参の会員には内部の問題は自明のこととなり、残るは普及の問題のみということなのだろうが、新しい館

は常にオープンしていくであろうし、新しい世代の職員は増えて行くだろう。まず、それらの新しい状況を踏まえて機関協議会としての内部の地歩をきちんと固めてから、周辺部へと広がっていくのが正しいやり方であろう。

私自身、一年目の公文書館員であり、そういう職員にも直接すぐ役に立つ、明日からの仕事に結びつく討議を期待したい。

(佐藤 隆)

・大会テーマ研究会(全体会)
歴史研究・教育と史料保存問題

学習院大学文学部 高埜利彦

高埜氏は報告の要旨を①歴史研究と図書館との連携の必要性、②一般学生や社会に対して図書館・史料館など史料保存の必要性を当たり前のこととする意識を広める、という二点にまとめられた。

このうち①について、最近まで一般の歴史研究者には、史料を利用しようという観点はあっても、史料保存に関する意識は希薄だったが、現在では、特に若手研究者の中で史料保存・公開に対する認識が当然のものとなったことを指摘された。このような動向を推し進め、実際に史料を扱うことの多い歴史研究者が史料保存について学ぶためにも、全史料協の会員資格について検討するべきではないかとされた。

②に関して、大学教育の立場から、まずア

キビスト養成について、アーキビスト養成を専門とする大学院大学を設ける、あるいは既存の人文系大学院でアーキビスト資格取得のコースを設けるといふことはできないかとされた。また学習院大学で、総合科目の中に史料保存や文書館制度等に関する講義を開いている事例等をあげ、アーキビスト養成とは別に、学生や社会全体が、史料保存が当たり前のことだと認識できるように講義の必要性を説かれた。

(煙山英俊)

・大会テーマ研究会(分科会)

文書館と史料保存への理解をめざした

普及活動

群馬県立文書館の事例から

群馬県立文書館 吉江 剛

講座の開催、展示、刊行物の発行、レファレンスなどの文書館における普及活動について、吉江氏は群馬の事例を報告するとともに、今後の課題などにも触れられた。

群馬における普及活動は、長年の積み重ねが徐々に功を奏し、一定の成果を収めているという。これは、報告内でも紹介された関東部会月例会の参考資料に見られるように、常に問題点、改善の方向、将来的な構想を念頭に置いた活動の結果ではないだろうか。

そして、その成果はまだ「点」の段階であり、「線」や「面」の広がりを持つ次の段階に進むためには、普及活動の再考と、新しい

流れを生み出す必要があるとのことであった。方向性がしっかり定まった上での改革が展開されるものとして期待したい。

本館が普及活動に関して抱える課題は、群馬の事例として挙げられたものほとんど同じと言ってよい。そして、現在改善策を探っている段階である。今回の報告のような先進館の活動を参考にしながら、本館の方向性ははっきりと定め、独自の普及活動を展開できるように努力を続けたい。

(加藤昌宏)

・大会テーマ研究会(分科会)

文書館への道—その土壌を考える

多久古文書の村

細川 章

担当者これまでの経験談が報告された。

個人的な取り組みの力に大きく依存する地域文書館の例は、ひとつの事例としては取り組むべき課題を秘めているとはいえず、やはり個別特殊なケースと言わざるを得ない。どこかの地域でも同じやり方で、と言うわけにはいかないし、それぞれの地域の実情にあわせて、さらに強力な推進者が存在してはじめて成り立つといえる。

「農村の崩壊という歴史の転換期に出会ったという自覚が古文書の保存に向かわせた」という報告者の発言は、アーキビストとしてベースとなる姿勢を示すものとして、我々自

身が肝に銘じるべき至言といえよう。一アーキビストの生き方の手本が示されたと言っただけで、さらに進んで地域文書館の課題ということになると、何一つ展望が開けていないという現状認識に止まらざるを得ないのは残念である。

女性の報告者であり、学者でもないためか、女性の発言が多かった。文書館は男性中心の職場と思われがちであるが、実際には女性の力に因るところが大きいし、女性が積極的に研究会の場で実務的な意見交換を行うというのは必要である。大学関係者など学者意識の強い人々の参加しない実務的な意見交換のできる場が是非必要であると思われる。

報告者が問題点としてあげた「高齢化」「若者がついてこない現状」は、どこの地域史研究でもみられる問題であり、全体的な地域の課題として考えて行くべきと思われる。

(佐藤 隆)

◎史料管理学研修会(短期研修)

国立国文学研究資料館史料館が主催する第四二回史料管理学研修(短期研修課程)は、十一月十一日(二十三日)の日程で、長野県長野市(ホテル信濃路)・更埴市(長野県立歴史館)において開催された。この研修は史料の整理・保存・活用等に関する知識と技法を普及する目的で毎年開催されており、全国の

史料保存機関・研究機関等から五名の参加があった。史料管理に関する最新の専門的知識に触れる機会を得たことは非常に有り難く、今後、研修の内容を本館の活動に生かしていきたい。研修会の内容は次の通りである。

I 文書館総論

①現代の文書館とアーキビストの役割

II 記録史料論

①記録史料論及び近現代史料論

②近世史料論Ⅰ（総論・町と村の史料）

③近世史料論Ⅱ（幕藩史料）

④史料論特論（被差別の史料）

III 記録史料管理論

①官公庁文書の評価と移管

②地域史料の整理と目録編成

③近現代史料の整理と目録編成

④史料の保存環境と劣化損傷の予防

⑤劣化損傷史料の保存修復

⑥史料の利用と普及活動

IV 史料管理の実際と機関見学

①長野県立歴史館における史料管理

（煙山英俊）

○公文書館等職員研修

第九回公文書館等職員研修会は十一月十八日から二十二日まで国立公文書館において行われた。

この研修では、公文書館職員として必要な

基礎的知識を始めとして、情報公開法要綱案の説明、プライバシーに関する問題点、ヨーロッパ諸外国の公文書館の概況等、関連する様々な内容の講義を受けることが出来た。以前より本や実務を通して若干の知識を持っていたつもりであったが、改めて深く理解する事が出来たと思う。特に「公文書の管理とO A化」では、今後の公文書館における普及活動の一例として、インターネットに情報を載せるべきだという意見については考えさせられた。

また、国立公文書館と千葉県文書館の見学では資料展示方法などが本館の参考になったが、書庫に入ると保存資料の増加による配架の苦慮が窺え、ソフト事業だけでなくハード事業においても先見性が必要である事を痛感した。

今回、全国から集まった受講生とこのような場で交流することが出来て、非常に有意義であったと思う。この研修で学んだことを職場で発揮できるように努力していきたい。

（松本和義）

四 県内古文書所在調査

〈日程〉

七月三日

七月四日

七月十六日

七月十七日

七月十八日

七月十九日

七月二十日

七月二十一日

七月二十二日

七月二十三日

七月二十四日

七月二十五日

七月二十六日

七月二十七日

七月二十八日

七月二十九日

七月三十日

八月一日

八月二日

八月三日

八月四日

八月五日

八月六日

八月七日

八月八日

八月九日

八月十日

八月十一日

八月十二日

松宮忠三氏宅（鹿角市）

小坂町立総合博物館郷土館

大館市立中央図書館

桜庭貞夫氏宅（大館市）

農村モデル町立角館図書館

常光院（村野孝和氏宅）

下延コミュニティセンター

青柳清氏宅（以上、角館町）

六郷町学友館

小西礼三郎氏宅（六郷町）

能代市史編さん室

山本町中央公民館

河村作右衛門氏宅（山本町）

町立森吉図書館

阿仁町郷土文化保存伝承館

金浦町教育委員会

佐々木啓喜氏宅（金浦町）

岩城町史料館

和田孝子氏宅（岩城町）

〈主な調査資料〉

（松宮家）岩泉文書

（小坂町）小坂町文書、精錬所関係文書、小坂村塙人文書

（能代市）根本弦家所蔵資料、落合三郎家所

蔵資料、多賀谷家所蔵資料

(山本町) 金岡文書

(森吉町) 工藤家文書、石崎文書

(阿仁町) 片岡文書、今林文書

本年度は、十一市町村十九ヶ所について所在調査が行われた。

この調査では、資料の所在確認とともに保存環境の調査・確認を行った。空調設備などを備えた書庫に保管されている例はそれほど多くはないが、各々の状況にあわせて最大限の努力がなされていることが確認できた。しかし、丁寧・慎重に扱われるあまり、金庫の中で資料が湿気を含みがちなものもあり、資料保存に適した温度・湿度などの説明とともに、定期的な虫干しなどを勧めてきた。また、中性紙封筒や褪色防止用の蛍光灯など、資料にとってよりよい保存方法があることもあわせて紹介した。なお、すでに中性紙封筒を導入しての再整理を実施している施設を確認できた。

一方反省点として、資料を保存するなかで生じる悩み・問題点などを率直に話し合う面の不足があげられる。一部には、知事部局に属する本館が、博物館などに比べて敷居が高いとの感じを持っている施設もあった。県内における資料保存に関するネットワークが必要との声が高まるなか、本館が早急に改善すべき課題のひとつであろう。

以上、これまでの反省を生かし、来年度以降の所在調査においても、県内全体の資料保存に対する意識を高められるよう努力したい。

(加藤昌宏)

五 図書 (平成九年一月末現在)

○寄贈図書 (本館所蔵資料の出版掲載等の許可を受けた分)

失われた景観 名所が語る江戸時代

吉川弘文館

芝山町史 資料編 中世編

芝山町教育委員会

幸手市史 古代・中世資料編

幸手市史編さん室

町史資料 菊池文書

二ツ井町教育委員会

秋田県相撲史

秋田県相撲連盟

企画展「絵図をよむ」解説図録

秋田県立博物館

秋田市史 第八卷 中世史料編

秋田市史編さん室

鮫川村史 資料編 (上)

鮫川村史編さん委員会

象潟町町制施行一〇〇周年記念パンフレット

象潟町総務課

雄和町史料集六「女米木安藤権三郎家文書」

雄和町立図書館

象潟町史 資料編 II

象潟町史編纂委員会

近世庶民生活資料 未刊日記集成 第一卷

門屋養安日記 上 茶谷十六、松岡精

羽嶽根本通明伝 田村巳代治

○各公文書館からの受入れ図書

国立公文書館

北の丸 (第二八号)

国立公文書館年報 (第二五号)

外務省外交史料館

外交史料館報 (第九号)

国文学研究資料館史料館

史料館収蔵史料総覧

史料館研究紀要 (第二七号)

史料館所蔵史料目録 (第六二集、第六三集)

北海道立文書館

研究紀要 (第一一号)

北海道立文書館史料集 (第一二)

北海道立文書館所蔵公文書件名目録 (一一)

北海道立文書館所蔵資料目録 (一一)

福島県歴史資料館

福島県歴史資料館研究紀要 (第一八号)

歴史資料館収蔵資料目録 (第二七集)

茨城県立歴史館

歴史館学習のしおり

史料目録 (三八、三九)

茨城県立歴史館報 (二〇、二二、二三)

茨城県史研究 (七六)

栃木県立文書館

栃木県史料所在目録 (第二五集)

栃木県立文書館年報(第一〇号)

栃木県立文書館収蔵文書図録

群馬県立文書館

ぐんま史料研究(第六号、第七号)

群馬県行政文書件名目録(第八集)

群馬県立文書館収蔵文書目録(一四)

群馬県史収集複製資料目録(第三集)

双文(第一三三号)

群馬県立文書館年報

史料保存シンポジウム記録集

埼玉県立文書館

埼玉県史研究(第三二号)

収蔵文書目録(第三四集、第三五集)

岩付城主太田氏文書展

北武蔵の戦国武将文書展

関東郡代伊奈氏文書展

古河公方文書展

要覧(第一三三号、第一四号)

文書館紀要(第九号)

埼玉県関係行政文書件名目録

埼玉県立文書館収蔵地図目録

千葉県文書館

千葉県行政資料増加目録

千葉県の文書館(創刊号)

事業概要

企画展 房総の記録を残すII

企画展 空から見た房総のあゆみ

東京都公文書館

行政文書目録・学事編(明治三六年)

東京都行政資料集録

東京都公文書館年報(第一五号)

庁内刊行資料目録(三一)

神奈川県立公文書館

神奈川県古公文書資料所在目録(第一八集)

神奈川県立公文書館規程集

神奈川県立公文書館年報

新潟県立文書館

新潟県立文書館年報(第四号)

新潟県立文書館規定集

新潟県立文書館研究紀要(第三号)

富山県公文書館

富山県公文書館文書目録

富山県公文書館年報(第九号)

長野県立歴史館

長野県立歴史館研究紀要(第一号)

長野県行政文書目録(行政簿冊一、三)

長野県絵図・地図目録

歴史館案内

木簡が語る古代の信濃

岐阜県歴史資料館

岐阜県歴史資料館報(第一九号)

岐阜県行政資料目録

京都府立総合史料館

資料館紀要(第二四号)

中世京都の町(第十三回東寺百合文書展)

大阪府公文書館

大阪あいかいぶず(特集号四)

和歌山県立文書館

和歌山県立文書館紀要(第二号)

収蔵史料目録(一)

鳥取県立公文書館

鳥取県立公文書館年報(第六号)

行政資料目録(追録第四号)

広島県立文書館

広島県立文書館収蔵文書目録(第三集)

広島県立文書館複製資料目録(第四集)

広島県立文書館事業年報(第七号)

山口県文書館

山口県文書館行政資料目録(三)

山口県文書館諸家文書目録(三)

山口県内所在資料目録(第二三集)

山口県文書館研究紀要(第二三集)

香川県立文書館

香川県行政資料目録(追録二)

香川県立文書館年報(第二号)

収蔵文書目録(第二集)

名古屋都市行政資料館

名古屋都市行政資料館年報(第四号)

大阪市公文書館

大阪市公文書館研究紀要(第八号)

大阪市行政刊行物目録

大阪市公文書館

広島市公文書館

広島市公文書館所蔵資料目録(第一〇集) 紀要(第一九号)

藤沢市文書館

藤沢市史研究(二九)

藤沢市文書館紀要(一九)

○県内市町村史関連図書(開館後受入分)

秋田市史(第八卷)

秋田市史研究(第三号、第五号)

能代市史(資料編考古)

能代市史研究(三、四)

能代市史資料(第二号、第五号)

能代市史資料目録(第一集、第六集)

鹿角市史(第三卷下、第四卷)

鹿角市史資料編(第二六集)

上小阿仁村史(通史編、資料編)

ニッ井町町史資料(加護山精錬所、菊池文書)

峰浜村誌

井川町古文書目録(上、下)

雄和町史料集(四、六)

仁賀保町古文書目録(第一集、第二集)

象潟町史(資料編II)

象潟町資料古文書所在目録(第一集)

西日町史研究(創刊号)

西仙北町史(先史、近世編)

増田町史資料目録(第一集、第二集)

平鹿町史料集(第五集)

十文字町史

羽後町歴史資料(第一集、第二集、年表)

皆瀬村史

○県外自治体史

茨城県史料(中世編VI)

茨城県史年表

千葉県の歴史(県史一三・二五・三六)

千葉県の自然誌(県史四〇)

静岡県史(通史編三・五、資料編八、別編)

福岡県史(近代史料編三編)

宮崎県史(史料編 近世五・近代四)

新編弘前市史(資料編二、近世編一)

仙台市史(資料編一、特別編三)

幸手市史(古代中世資料編)

新修日立市史(下巻)

長岡市史(資料編一、五、別編、通史編上下)

寒川町史(一、五、八、九、一〇、一一巻)

芝山町史(資料集二、中世編)

新編高崎市史(資料編三、中世一)

東京市史稿(市街編第八七、産業編第四〇)

鮫川村史(第二巻、資料編(上))

板橋区史(資料編一・三)

○本館刊行物

二月 『洪江和光日記』(第一巻)

三月 研究紀要(第一号)

四月 公文書館だより(第四号)

五月 事業年報(第三号)

八月 リーフレット「秋田を訪れた国目付」

十月 公文書館だより(第五号)

十月 パンフレット「享保年間の秋田藩」

秋田県公文書館研究紀要 第三号
平成九年三月二〇日発行

編集 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四一三

郵便番号 〇二〇

電話(〇一八八)六六一八三〇

太陽印刷株式会社

秋田市卸町一丁目一五

印刷

(題字 寿松木 毅)

